

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年3月3日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	高山 泰三
副委員長	金子 てるよし
理事	石沢 のりゆき
理事	田中 香澄
理事	田中 としかね
理事	上田 ゆきこ
委員	松平 雄一郎
委員	山田 ひろこ
委員	海津 敦子

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石 英行
----	-------

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
渡邊 了	危機管理室長
高橋 征博	区民部長
長塚 隆史	アカデミー推進部長

鈴木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 岡 利 行	監査事務局長
横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
野苅家 貴 之	情報政策課長
武 藤 充 輝	総務課長
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
山 田 智	総務部副参事
畑 中 貴 史	職員課長
坂 田 賢 司	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
横 山 勲	危機管理課長
齊 藤 嘉 之	防災課長
榎 戸 研	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
川 崎 慎一郎	アカデミー推進課長
堀 越 厚 志	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
木 村 健	福祉政策課長
木 内 恵 美	地域包括ケア推進担当課長
佐々木 健 至	介護保険課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
五木田 修	保全技術課長

大 畑 幸 代 整備技術課長
中 川 景 司 学務課長
宮 原 直 務 教育推進部副参事
大 武 保 昭 選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 下 笠 由美子
係 員 玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第55号 令和6年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 2) 議案第56号 令和6年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 3) 議案第57号 令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第35号 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
- 2) 請願受理第36号 核兵器禁止条約の批准を求める請願
- 3) 請願受理第37号 文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらせず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願
- 4) 請願受理第38号 「住民投票」条例を制定するよう求める請願
- 5) 請願受理第39号 「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することを求める請願
- 6) 請願受理第40号 文京区の子育て支援施策を反映した施設整備の推進と、関係部門の連携強化を求める請願
- 7) 請願受理第41号 文京区における「区と区民の協働」と「こどもの意見の反映」の推進を求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 「文の京」総合戦略における戦略シート等の更新について

- 2) 令和7年度組織改正について
 - 3) 学校法人三室戸学園 東邦音楽大学文京キャンパスの取得について
 - 4) 文京区DX推進プロジェクトの取組状況について
 - 5) 財務に関する事務の適正化に向けた運用の見直しについて
 - 6) 文京区男女平等参画推進計画の推進状況評価について
 - 7) 令和7年度職員定数の変更について
 - 8) コミュニティバスにおける運行時間等の見直しについて
 - 9) 白山東会館改修工事に伴う休館について
 - 10) 氏名の振り仮名法制化への対応について
 - 11) 水戸市・文京区連携交流都市協定の締結について
 - 12) シビックセンター25階旧レストランスぺース活用案について
 - 13) 文京シビックセンター改修基本計画に基づく令和7年度実施予定工事等について
- (4) 一般質問
 - (5) その他
-

午前 9時59分 開会

○高山委員長 おはようございます。

皆さん、おそろいですので、総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、成澤文京区長は、駒込病院運営協議会に出席するため、午後2時30分から欠席となります。

○高山委員長 理事会についてです。

理事会についてですが、必要に応じ、協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○高山委員長 それでは、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査が3件、付託請願審査が7件、理事者報告が11件、一般質問、その他、本会

議での委員会報告について、委員会記録について、令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など簡潔明瞭に行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本日、なるべく一般質問、皆さん——金子副委員長、何件あったんでしたっけ。

（「まだ調査中です」と言う人あり）

○高山委員長 調査中。結構多分あると思うので、一般質問をしっかりとやりたいと思いますので、シンプルにテンポよく、よろしくお願いいたします。

○高山委員長 それでは、付託議案審査3件に入ります。

議案第55号、令和6年度文京区国民健康保険特別会計補正予算です。

説明及び質疑については、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、議案第55号でございます。令和6年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、本年度第2回の補正でございます。

21ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和6年度文京区国民健康保険特別会計補正予算。

令和6年度文京区の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,227万6,000円を更正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億6,902万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の212ページ以降に記載のとおりでございますが、歳入については、国庫支出金、繰入金等を追加するほか、国民健康保険料等を更正し、歳出については、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金等の更正を計上しております。

議案第55号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 おはようございます。

225ページの国保の一般会計繰入金のところで、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回、この一般会計繰入金の(6)その他繰入金が、4億7,000万円のプラス補正というふうになっているかと思います。この補正のまず理由をお伺いしたい。

それから、今、特別区が独自にこの保険料軽減のための法定外繰入を行っていると思いますが、これについては今、25年度は1%に減額し、さらに26年度はゼロにしていくと、こういう方針が進められているというふうに思うんですけれども、区としてのこの法定外繰入、保険料減免に向けての法定外繰入というのは、今後どのようにしていくのかということも併せてお伺いしたいと思います。

○高山委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、その他繰入金がプラス補正となった理由なんですけれども、保険料収入見込みの減による増となっております。

また、法定外繰入なんですけれども、納付金組入率を毎年1%ずつ引き上げるロードマップというものは、令和8年度に100%達成するよう、昨年度の特別区長会で決定されましたので、このロードマップに従って法定外繰入の解消を行ってまいります。

また、特別区では、納付金組入率とは別の負担軽減策として、収納率の割戻しを行わないことによる法定外繰入を行っておりますけれども、こちらの終了時期は未定となっております。東京都による都内保険料水準の統一の取組の中で、今後検討されていく見込みとなっております。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

まず、日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党の態度表明ですが、この国保の都道府県化がもう行われて6年ですかね、過ぎますけれども、先ほど御答弁いただいたように、保険料軽減のための法定外繰入というのは、基本的にはロードマップどおりに解消していくということが確認をされました。

それで、来年度は若干国保料が値下げされるような、そういう報道も、私、ちょっという

い聞き及んでいるところなんですけれども、ただ、その保険料軽減のための法定外繰入をなくしていくという、こういう路線については、基本的には変わっておりませんし、保険料が引き続き値上げする基調であるということは変わらないというふうに思います。やはりこの高すぎる国民健康保険料は値下げすることが必要であるというのが私たちの立場です。

よって、日本共産党区議団は、議案第55号、反対をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、議案第55号、国保の特別補正予算、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 国民健康保険特別会計の補正予算ですけれども、実績に基づく補正であることを確認いたしましたし、また、補正額も、事業規模に対して適正なものであるということを確認いたしましたので、賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 自民党、議案第55号、賛成いたします。

○高山委員長 議案第55号、審査結果を申し上げます。

賛成が6、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第56号、令和6年度文京区介護保険特別会計補正予算です。

説明及び質疑については、歳入・歳出一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、議案第56号でございます。令和6年度文京区介護保険特別会計補正予算で、本年度第2回の補正でございます。

27ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和6年度文京区介護保険特別会計補正予算。

令和6年度文京区の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,580万1,000円を更正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億7,261万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の250ページ以降に記載のとおりでございますが、歳入については、保険料等を追加するほか、国庫支出金、繰入金等を更正し、歳出については、基金、積立金等を追加するほか、保険給付費等の更正を計上しております。

議案第56号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 255ページのところで、国庫の負担金のところで聞きます。

それで、8,400万円の減ということになっているわけですが、これはなぜそういうふうになったのか。

それから、厚生委員会で私、請願の紹介議員のときに、委員長に許可を得て、発言させていただきましたけれども、国庫調整金については、国庫の負担金については、5%のは調整金ということで、変動があると。これについては、きちっと満額出していただきたいということで、区も国に言っているということを確認しておりますが、令和6年度については、当初は何%の予定だったのが、この2月補正で到達として何%になっているのかというのを確認したい。それが2点目。

それから、こうやって174億円、到達している会計規模なんですけれども、今、区内の特養や入所施設を中心に、財政難と、赤字があるというふうになっています。文京区では、旧区立特養が、特に多床室の部屋が多いというのが特徴だと思うんですけれども、「わたしたちの介護保険」、区が作っている冊子を見ましても、保険料収入は、多床室はユニット個室に比べて約1割ほど安く設定をされているの也有あります。こういうところについては、特段、区が財政措置をしていく必要が私はあるんじゃないかというふうに思いますけれども、確認をしておきたいと思います。

○高山委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 まず、国庫支出金、国庫負担金のところにつきましては、こちらにつきましては、現時点の給付の見込額等々を勘案して推計したもので、金額のほうを補正しているものになりますので、最終的には、来年度決算が完了した時点で、もう一度その補正がされるというところになります。

調整交付金のところになりますが、こちらにつきましては、令和6年度の当初予算時は、

3.55%で積算しております。こちらにつきましては、令和5年度の確定割合が3.69%でありましたが、令和6年度の予算積算時点の暫定の割合ですとか、過去の割合等を参考としまして、3.55%で積算して、5億7,425万4,000円というところで予算計上しているものを、今回、2.04%で6年度が確定したというところで通知がありましたので、3億2,449万1,000円に補正するというものになります。

最後は、多床室等々につきまして、支援を行うというところにつきましては、これまでも人材支援の定着や確保において、様々支援をしているというところですか、物価高騰支援等において、様々支援をしているというところになりますので、いろいろと、多床室については、いろんな難しい面というところは認識しているところでございますが、特別に多床室というところに着目して、何か特別な支援というところは、今、予定しておりませんが、今後とも、事業者のサービスが提供できるように、様々支援を進めてまいりたいと思っております。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 自民党、議案第56号、賛成でございます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 介護保険特別会計については、ほとんど実績に合せた更正であるということを確認いたしました。

一つ、システム運用事務費の減額補正については、地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化の期限が昨年12月に5年延長になったことを受けて、もともとスケジュールが厳しいと思われていたシステム改修は1年遅らせることになったというふうにお聞きいたしました。令和7年度以降、落ち着いて、確実にシステムの整備を行っていただきたいと要望したいと思います。

以上の意見を付しまして、介護保険特別会計の補正予算、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第56号、介護保険特別会計補正予算、賛成いたします。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党の態度表明ですが、先ほど確認したように、国庫の負担の分が、調整分のところだけ見ても、当初3.5%見ていたのが2.04%ということで下がってしまうと。これについては、区長さんたちが国にきちっと出るよう求めているという、こういう努力は

引き続きお願いをしたいというふうに思うところでありますけれども、今、介護をめぐる安心をどう構築していくかという点については、自治体も頑張るし、事業者さんもそれぞれ頑張るという面はあろうかと思っておりますけれども、やはり国が国庫の負担金を大幅に増やすということが私たちは求められているというふうに思います。

特に、公費の負担分の中で1割ほど増やすと、公費の分をね。それで、その分については、国が国庫で増やすということが必要だというふうに思います。こういう方向性については、自民党や公明党の皆さんも、2009年から10年、11年ぐらいにかけてですかね、要求していたこともあり、これは政治の責任で、本来、実現し得る方向性だというふうに思っております。

そういう点で、今、介護をめぐる安心を勝ち取っていくためには、そういった財政措置を積極的に求めていくということが必要だろうというふうに考えますので、今回の補正予算については、反対ということで態度表明をさせていただきたいと思います。

○高山委員長　ということで、議案第56号の審査結果を申し上げます。

賛成が6、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第57号、令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算です。

説明及び質疑については、歳入・歳出一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

進財政課長。

○進財政課長　それでは、議案第57号でございます。令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、本年度第2回の補正でございます。

33ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和6年度文京区の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,758万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,554万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の294ページ以降に記載のとおりでございますが、歳入については、後期高齢者医療保険料を追加するほか、繰入金等を更正し、歳出については、

広域連合納付金等を追加するほか、保険給付費等の更正を計上しております。

議案第57号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長　ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長　299ページの繰入金のところ、4番の保険料軽減措置繰入金というのが3,300万円あります。この繰入金の性格について御答弁いただきたいというのが質問なんですけれども、これは性格というふうに言いましたけれども、この科目の名称が示しているように、保険料の軽減措置だということなんです。これは非常に大事な措置だというふうに私たちは認識をしています。

先ほど石沢委員からありましたけれども、国保でいえば、法定外繰入をやって、保険料軽減とやっていますが、同様の性格のものなのかということも触れて、もし答弁いただければ、認識を深められるというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

○高山委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　保険料軽減措置繰入金ですけれども、東京都の広域連合が独自に行っている特別対策と呼ばれる保険料負担軽減のための財源として、一般会計から繰り入れている性格のものでございます。

○高山委員長　いいですか。はい。ということで、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子副委員長　後期高齢者医療特別会計であります。私が先ほど質疑で確認したのは、そういう独自の努力で、自治体独自の努力で、保険料の軽減措置ができるという科目をしっかりと持っていて、今、文京や東京の保険料、後期高齢の医療保険は非常に高くなっていると、全国値というようなことが、別の予算のときでしかね、いつだったか確認したことがありましたけれども、この部分をしっかりとやっていくということで、低減措置がさらにできるんだろうというふうに思います。

この独自の措置というのは、法令上も解釈はいろいろあるようでありまして、自治体の独自の努力でやっているということがやっぱり大事だというふうに私たちは思っています。

そういう点で、ここの措置をさらに拡充していただきたいという願いも込めて、本

議案については、反対としたいというふうに思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第57号、後期高齢者医療特別会計補正予算、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 後期高齢者医療特別会計補正予算ですけれども、保険料の収納率がよかった等の理由で、保険料の納付金を追加するなどの補正があったということを確認いたしました。賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 自民党、議案第57号、賛成いたします。

○高山委員長 それでは、議案第57号の審査結果を御報告いたします。

賛成が6、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたしました。

○高山委員長 続いて、付託請願審査7件に入ります。

まず初めに、請願受理第35号、場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願です。
請願文書表のデータ3ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第35号
 - ・件 名 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
 - ・請 願 者 文京区本駒込五丁目15番12号
 新日本婦人の会文京支部
 支部長 小 竹 絃 子
 - ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代

の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省が昨年行ったギャンブルに関する実態調査結果によると、成人の1.7%がネット利用のギャンブル依存症の疑いがあると発表。闇バイトに応募した3人に1人がギャンブル依存症との報告（全国ギャンブル依存症家族の会）もあります。闇バイトに応募し、凶行に及んだ若者が「ギャンブルの借金を返したかった」と述べていたとの報道もありました。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

・請 願 事 項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

○高山委員長 この請願は、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、各方面への働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑ありますか。

石沢委員。

○石沢委員 今朝の東京新聞で、こういう記事が出ておりました。「公営ギャンブルでポイ活いいの」というタイトルで記事が出ておまして、どういう中身かといいますと、いろんな公営ギャンブル、ほかにも中央競馬や地方競馬、競艇、競輪、オートレースなど、こういうところで、インターネットでかければかけるほどポイントやマイルがたまるポイ活サービス、

こういうものを実施していると、こういう報道でありました。

これ一つ確認したいのは、東京シティ競馬、ここでもこういった、かければかけるほどポイントがたまる、そういうようなポイントサービスを行っているのかどうかというのをまず1点確認したいと思います。

それで、こういうポイント活動については、精神科医で作家の帯木さんが、やっぱりこういうポイ活がギャンブル依存症を誘発しかねない、こういうふうに危惧をされていて、やっぱりこうしたものは一定規定する必要があるんじゃないかと、こういうこともおっしゃっております。こしたことをやっているのかどうかというのをちょっと確認したいというふうに思います。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 競馬組合のほうでのギャンブル依存症対策につきましては、これまでも御答弁させていただきましたが、電話相談の窓口設置のほか、本人、家族申告に基づく場外馬券場への入場制限のほか、ポスター、印刷物における注意喚起ということで行ってございますので、委員御指摘の記事の内容に関しての取組といたしますか、事務ということでは、行ってないというふうに認識してございます。

○高山委員長 石沢委員、今のことは、例えば御自身で調べたら分かることじゃないですか。

そういうことは事前に確認しておいてほしい。みんなに一般質問をやってほしいから。

では、どうぞ、石沢委員。

○石沢委員 すみません、ちょっと私、言ったのは、ポイント活動、こういうポイントがたまるような仕組みというものが、この東京シティ競馬にあるのかどうかということを確認したいんですね。これがやっぱりこういうギャンブル依存症のような、そういう事例をやっぱり誘発してしまうんじゃないかという、こういう危惧がこの専門家の方からも指摘をされると、こういう状況があるわけですね。で、こういうポイント活動なんかをやっているのかどうかということ。ポイ活というのは、つまりポイントでサービス、ポイント還元サービス、こういうのがこの東京シティ競馬にあるのかどうか、これをちょっとお伺いしたい。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 特にポイントで還元するようなサービスということは行ってないというふうに認識してございますが、一部のキャッシュレスサービスというのが新たに導入されるですとか、そういった購入の一つの窓口といたしますか、間口が広がっていくことについては、競馬組合のほうで対応しているというふうに認識してございます。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 ちょっとこの記事があったので、私もちょっと調べてはみたんですよ。そしたら、T C Kカードポイント付与サービスというのがやっぱりあって、これについては終了するということが書かれているんですけども、ただ、その下に、新ポイント、ハロンというサービスが今度始まりますと。これはどういうふうに書いてあるかということ、馬券購入200円につき1ハロンたまりますと。たまったハロンは馬券を購入できる、投票用電子マネー、オリジナルグッズなどと交換することができますと。こういうふうにT C Kのホームページには書かれているんです。

こういうものが、この帯木さんなどの専門家から言わせてみますと、非常にギャンブル依存症を誘発するような、やっぱりそういうものになるのではないかということでの警鐘を鳴らされているわけなんですけれども、こういったポイントサービスというのは、どうなんでしょう、そういう危惧、ありませんかね。お答えください。

○高山委員長 石沢さん、その事実、今、調べていたじゃないですか、自分で。そしたら、そこからスタートしてください。だって、事実は多分公知の事実で、調べれば分かることだから。それ武藤さんとやり取りする必要ないじゃないですか、別に。

(発言する人あり)

○高山委員長 では、武藤総務課長。

○武藤総務課長 競馬を楽しんでいただくための取組ということでは、この競馬組合のほうにおいて、適切に事業として実施しているというふうに考えてございますが、このT C Kポイントシステムがあるというところで、ギャンブル依存症に通じるというふうには認識してございません。

○高山委員長 はい、ということで、では各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○松平委員 請願第35号、これまで長年提出をされてきております請願でございます。これまでに同様の理由によって、自民党、不採択といたします。

○高山委員長 1項、2項あるので、それぞれ。

○松平委員 第1項、第2項ともに不採択といたします。

○高山委員長 A G O R Aさん。

○上田委員 東京ドーム周辺の環境は、本当はかなりよくなっていて、後楽橋も直したことで、水道橋駅へのアクセスもすごくよくなって、あの辺の人通り、すごくにぎわっているなとい

うふうに感じます。

そういったことから、後樂園オフトが東京ドーム周辺への環境を悪化させているというふうには考えられないかなというふうに受け止めております。

また、ギャンブル依存症対策については、国と、それからT C Kもギャンブル依存症対策を行っているということ、またそして、インターネットでの馬券を買われる方が多いということで、馬券売場がギャンブル依存症に大きく影響しているかと言われれば、どちらかというところ、影響は少ないのではというふうに考えられます。

以上の理由から、1項、2項とも不採択といたしますが、東京ドームや競馬組合の経営の判断で、今後オフトが撤去されることはあり得るかもしれないということは付け加えさせていただきます。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党といたしましては、この請願35号につきまして、過去の状況や環境などの状況が悪く変化しているというふうに認識しておりません。

また、なお、区議会の幹事長会では、請願審査が大変多くなっている状況もありまして、ほかの審議に影響が出ないように、同様の請願について理由書をつけるなど、効果的に審議できるように提案し協議してきましたが、残念ながらまとまらなかったことは申し添えておきます。

もちろん、請願者の権利を阻害するものではございませんが、公平に審議を進めていきたいというふうにも思っております。

この請願、1項、2項とも、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 請願第35号ですけれども、今、確認をさせていただきましたけれども、馬券などを買えば買うほどポイントがたまるというサービスも行っていると。これについては、やはりギャンブル依存症の誘発を招くのではないかという意見が専門家から寄せられているということも質疑の中で示させていただきました。

こうしたギャンブル依存症を誘発するような施設、そしてそういった場外馬券売場、こういったものはやはり撤去してほしいというような請願者の請願事項、私たちも賛同するものでありますので、請願事項1項、2項とも採択を主張いたします。

○高山委員長 請願受理第35号の審査結果について申し上げます。

まず、請願事項第1については、不採択が6、採択が2、よって原案を不採択すべきもの

と決定します。

請願事項2についても、不採択が6、採択が2、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続いて、請願受理第36号、核兵器禁止条約の批准を求める請願です。

請願文書表のデータ5ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第36号
- ・件 名 核兵器禁止条約の批准を求める請願
- ・請 願 者 神奈川県横浜市青葉区あざみ野一丁目27番1号E303
 文京革新懇
 代表世話人 奥 長 弘 三 外13名
- ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

人類史上初めて核兵器を違法化する国際法、核兵器禁止条約、が2021年1月に発効され4年が経ちます。その間、核兵器禁止条約は署名94カ国、批准73カ国となり、国連加盟国の3分の1以上にも広がりました。今年3月には第3回締約国会議が、4月にはNPT再検討会議準備委員会が開催されます。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。日本被団協は被爆者自らの体験をもとに核兵器が悪であること、人類が核兵器と共存しえないことを長年にわたり世界に訴え続けたことが評価されました。授賞式での田中熙巳代表委員の講演は大きな感動を呼び、その信念は聞く人の胸を打ちました。「人類が核兵器で自滅することがないように!!そして、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張ろう!!」と強く呼び掛けて結びました。

今年2025年は被爆80年です。唯一の戦争被爆国として、日本はアメリカによる核の傘から脱して、自ら核兵器禁止条約へ署名・批准し、核兵器廃絶の先頭に立つよう求めるものです。

文京区は1983年に「非核平和都市宣言」を行っています。この宣言の立場から世界に目を向け、今こそその役割を認識し実践することが求められています。

地球上から核兵器を廃絶していくために、唯一の戦争被爆国である日本が一日も早く、核

兵器禁止条約へ署名・批准し締約国となるよう、国へ働きかけることを強く求めます。

請願団体

文京革新懇

白山・千石9条の会

本郷・湯島9条の会

新日本婦人の会文京支部

東京保健生活協同組合

全国年金者組合文京支部

文京原水爆禁止協議会

文京母親大会連絡会

東京土建一般労働組合文京支部

文京区職員労働組合

文京区労働組合協議会

改憲NO！文京アクション

文京区労働組合総連合

文京区原爆被爆者の会

・請願事項

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を批准すること。
- 2 日本政府は第3回締約国会議（2025年3月）にオブザーバー参加すること。

.....
○高山委員長 この請願は、日本政府に対し、核兵器禁止条約を批准すること等を求めるものです。

それでは、質疑ある方、挙手願います。

石沢委員、どうぞ。

○石沢委員 核兵器禁止条約の批准を求める請願についてですが、本会議の質問で私も質疑させていただきましたけれども、今回、区長が初めて東京武蔵野市で開催をされた平和首長会議の国内総会に参加されたということを、私も質疑させていただきました。

その総会の議事資料を見てみましたら、今年は被爆80周年ということで、やっぱりいろんな取組をやっていこうということが、この国内総会の中でもいろいろ議論されておりまして、その中で、国連各国政府への核兵器廃絶に向けた要請、働きかけというものもぜひやってい

こうじゃないかというような、こういう議論がされたというふうなことは議事の中で見ているんですけども、この中で、全ての国に核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動を国内加盟都市を挙げて展開すると、こういうふうに書かれております。

それで、いろんな加盟都市の具体例なんかも出ているんですけども、例えば庁舎や公共施設への署名コーナーの設置、庁舎や公共施設等に常設の署名コーナーを設置して、署名の促進を図るですとか、それからホームページでPRして、オンライン署名を促進するというような取組事例なんかも紹介をされておりました。

今回、国内総会に区長さんも初めて参加をされたわけでありますけれども、こういう取組なんかも、ぜひ文京区としてもやっていただきたい。常設の署名コーナー設置とか、ホームページにこういった核兵器禁止条約に署名を、批准を求めるような、そういう取組をほかの自治体ではやっているそうなので、ぜひこういうこともやってもらうように検討してみてはいかがかなと、やってみてほしいなというふうに思うんですけども、そのあたりははいかがでしょうか。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 核兵器廃絶に向けました署名につきましては、例年、戦災原爆資料展、こちらの平和の事業の中で、署名のほうをしていただける方をちょっとお願いしているといひますか、展開しているところでございますが、まず1点目の常設のコーナーにつきましては、シビックセンターですとかどのような場所にどういうふうな形でできるのかについてが、ちょっと課題となりますので、そういったことについては、まず庁内で議論して、設置が可能であればというふうに考えてございます。

また、区のホームページにおきまして、例えばオンライン署名などへの誘導ということでございますが、こちら総務課のほうで掲載しているホームページのコーナー、こちらのほうとの連動性については、総務課の中で検討させていただければというふうに考えてございます。

○高山委員長 はい、ということで、それでは各会派の……。

（「ちょっと委員長……」と言う人あり）

○高山委員長 では、金子副委員長を当てる前に、石沢委員の今の質問ですが、これ請願文書をよく読んでください。日本政府はということで、請願事項1項、2項とも書いてありますから、文京区役所がどうこうするということは、請願と関係ないんですね。だから、本当はこれ一般質問でやる話で、今、もう流れで認めましたけど、そういうことですから考えてく

ださい。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 今回の請願団体の一員として、文京区原爆被爆者の会の方が名前を連ねていらっしゃる。この請願事項の1にあるように、核兵器禁止条約、批准を求めている請願なわけですが、この条約については、国連において成立するに当たって、被爆者の方々、当事者の活動というのが、この条約をつくる上で極めて大きな役割を果たしたというふうに言われており、そのことが昨年末の日本被団協のノーベル平和賞の受賞につながっているという経過がございます。

そこで、請願団体の14団体の一角を占めて、名を連ねられた、文京区原爆被爆者の会、つまり文京区民の中で被爆されたがこういうことを求めるという今度請願になっているわけですが、このことについて、平和事業を所管する区として、どの認識を持っているのか、この機会に聞いておきたいと思います。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 この被爆された当事者の皆様、そして被団協を中心として、様々、各国政府に核兵器廃絶に関しての取組が今回評価されて、ノーベル平和賞受賞に至ったというふうに認識してございます。

区としても、今年が終戦80年を迎える年ということで、平和事業の中を拡充いたしまして、展開していきたいというふうに考えてございますが、この被爆された皆様の証言に関しての、証言の映像ですとかをしっかりと区のほうでも作成しながら、また被爆者の方に講演いただくこともちょっと今後予定してございますので、そういった被爆の実相に関して、区民の方に周知をしていただき、二度とこのような惨禍が招かれることないように、区民の皆様に周知していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 ということで、各会派の態度表明に入りますが、金子副委員長の質問も、別に悪い質問じゃないですけど、これ請願のところとする質問じゃなくて、文京区がどう思っているかということは、一般質問でやってください。

（「おかしいですよ、今の発言は。関係ありますから。おかしいですよ、その発言は。認められない」と言う人あり）

○高山委員長 では、議案第36号の会派意見を、日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党は、この請願第36号についての態度ですけれども、今日から核兵器禁止条約の第3回締約国会議が始まります。被爆80周年の節目の年であり、日本被団協のノー

ベル平和賞受賞に続き、開催される大変重要な会議ですけれども、日本政府が同会議の不参加を決定したことは、唯一の戦争被爆国の政府として許されない対応だというふうに思います。

請願団体に今回初めて、文京区原爆被害者の会が名を連ねています。核兵器廃絶は、被爆者の強い願いであり、日本政府にはこの被爆者の願いに応え、核兵器禁止条約の締約国会議に参加をし、核兵器禁止条約に批准し、核兵器の廃絶に力を尽くす責任があります。

よって、日本共産党文京区議団は、請願第36号、1項、2項ともに採択を主張いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願第36号の禁止条約の批准を求める、その目的は、核兵器のない世界をつくっていくというふうに認識をしております。公明党は、その考え方とプロセスが若干違っております。公明党は、結党60年を迎えましたけれども、この核兵器に対するスタンスは、先ほど来申し上げたとおり、核兵器のない世界をつくることと一貫して変わっておりません。核兵器が実際に保有され、使用されている現在の社会の中で、核抑止力に頼り続けるという考え方は、核兵器のない世界にはおよそ近づいているとは言えないと考えています。

また、その核は、力、また技術が上がっていて、次に使いやすさというフェーズに進んでいっているこの現状を止めなければいけないというふうに思っています。

一方で、請願者のように、アメリカの核の傘から脱して、核のない世界をつくるべきだと考えている方もいると思います。この部分に関しては、公明党は、核のない世界をどうつくるかというシナリオの中に、まず総量を減らしていくということが大事だと思っております。アメリカの核の傘から出るというよりも、中国、ロシアも含めて、核の総量を減らしていくことが大事だと思っております。

様々、請願者とゴールは同じようでありますけれども、考え方やプロセスが違いますので、本請願について、不採択とさせていただきます。

また、オブザーバー参加については、参加せよとずっと訴えてきた公明党であります。政府が参加しないといったことについては、私どもは、違うというふうに、その態度、また理由についても、それは違うというふうに申し上げていきたいというふうに思います。

なお、公明党は、平木大作議員が参加をしますので、また帰ってから、様々現地の状況を伺って、引き続きこれからも平和の党として、核のない世界に近づいていけるよう、取り組んでいきたいというふうに思います。2項も不採択とさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 唯一の被爆国である日本が、核廃絶を含む世界平和に貢献すべきことは言うまでもないことだというふうに考えます。

また、NPTの枠組みでの核軍縮というのは、今、行き詰まっていることは、皆様、御承知のとおりだというふうに思います。やはり日本が核兵器禁止条約に参加し、そして核廃絶に向けて一歩ずつ世界をリードしていくことが重要と考えますので、1項、2項とも採択をいたします。2項については、確かに締約国会議、始まってしまっていますし、オブザーバー参加しないというふうに国が表明しておりますけれども、しかしながら、今からでも派遣すべきものと考えますので、採択をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 あくまで現時点での日本政府の立場、核兵器不拡散条約、これこそが核兵器のない世界に向けた唯一の普遍的な取組であるということであります。何となれば、核兵器不拡散条約には、核兵器保有国も、被核兵器保有国も共に広く参加をしているからです。

とにもかくにも両サイドがテーブルに着いている。だからこそ、その間で日本の果たすべき役割があるだろうということであります。

このテーブルの上で共有されている根本が、核軍縮の進展という方針であります。そして、この核軍縮の先、その出口として成立するのが、核兵器の禁止であると。これが我が国の立場であります。

ですから、日本政府は、核兵器禁止条約を批准せよという、その請願事項の第1項は、認められません。

そして、核兵器保有国と非核兵器保有国の両サイドが共有している核軍縮という立場、その基盤ですね、その方向性、これすら無視して、質的にも、量的にも核軍拡を進めている北朝鮮という存在があり、我が国の安全保障環境というのは、戦後最も厳しい状況に直面しているという、この現実を無視することはできません。

この2月、日米首脳会談が行われました。あのホワイトハウスの執務室のソファに座っての公開会談ですよ。単なる会議の場じゃなくて、権力とその影響力を視覚的に示すために設けられた、あるシビアな外交の現場であります。

そこで、トランプ大統領から、核を含むあらゆる能力を用いることで、日本の防衛に対するアメリカの揺るぎないコミットメントということが強調されました。ですから、このタイミングで、3月に核兵器禁止条約の締約国の会議にオブザーバー参加するということは、日

本にとって見送らざるを得ないという判断になると思います。よって、請願事項の第2項も認められません。

したがって、自民党、請願第36号、1項、2項ともに不採択となります。

○高山委員長 それでは、請願受理第36号の審査結果について、申し上げます。

まず、請願事項1ですが、採択が4、不採択が4、同数となりました。

委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本案に関する可否を決定いたします。委員長は、請願事項第1項については、不採択と決定いたします。

続いて、請願事項の2についてですが、こちらも採択が4、不採択が4、よって同数となりましたので、委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本案に関する可否を決定いたします。委員長は、請願受理第36号、請願事項2について、不採択と決定いたします。

続いて、請願受理第37号、文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらせず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願です。

請願文書表のデータ7ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第37号
 - ・件 名 文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらせず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区には「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の持続に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめています。

しかし、文京区としての「区民参画」の明確な定義が定められておらず、「区民参画」と「区民参加」が必ずしも区別されず、また、単に区民からの「意見聴取」のみを以て「区民

参加」とするような動きも感じられます。

文京区では「パブリックコメント制度」も「区民参画」のひとつに位置付けていますが、他の自治体（例えば練馬区）では「区民意見反映（パブリックコメント）制度」という名称を使い、区民から「意見聴取」した後、「反映に努める」こと、「説明責任を果たす」ことを強調していることから、文京区との違いが見て取れます。

そこで、「区民参画」に関し、区において「区民参画」の定義付けをした上で、「意見聴取」だけで終わらせず、区民からの意見・要望を政策・施策に「反映するよう努め」、反映できない（しない）場合はその理由をはっきり区民に伝えて「説明責任を果たす」よう、区に働きかけていただきたく貴議会に下記のとおりお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 「文の京」を標榜し、「協働・協治」を理念とする自治体として、「区民参画」の定義を明確に定め、多くの子どもたちも含め区民と共有するようにしてください。
- 2 文京区の「区民参画」の定義（あるいは概念）の中に、「区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映するよう努める」といった努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください。
- 3 子どもたちも含め区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映できない場合は、どうして反映できないか、理由を明らかにし、行政としての説明責任を果たすよう努める旨の努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください。

.....
○高山委員長 この請願は、区民参画の定義を定め、区民からの意見要望を政策に反映するために努力することなどについて、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 請願理由の中に、パブリックコメントの制度について言及がされています。その中で、練馬区のパブリックコメントのやり方というか、実施の仕方が紹介されておりまして、私、確認しましたけれども、ここにあるように、パブコメを幾つか集めて、その意見が反映に努めるようにというふうに、まさに練馬区のこのパブコメの制度についての説明は書かれております。

一方、文京区のほうは、そういう記載はありませんで、それに対応するというか、意見を

集めてどうするかということについての説明が意見の内容及び意見に対する区の考え方を公表します。区の考え方のところは括弧書きで、意見により案を変更する、または変更しない内容とその理由を公表しますと、こういう説明になっているわけであります。

地方自治体は、住民参画の手法を様々に具体化がこの間議論され、こういうふうなパブコメも、文京区のパブコメの要綱は平成20年決定と書いてありましたが、それより少し前から実施されてきていると思いますけれども、練馬区のこういうふうに意見をなるべく反映させようというふうに説明をするほうが、より区民参画の進み具合という点では、発展している方向性かなというふうに私は思います。こういう請願を今回いただいて、私もそういう認識を改めて持ちましたけれども、所管の課長さんの見解を聞いておきたいと思います。

○高山委員長 広報課長。

○日比谷広報課長 パブリックコメントのホームページ上の御案内は、今、委員御指摘のと通りの御説明の文が上段に書いてありますけれども、パブリックコメント手続要綱の中には、区民等から意見提出期間内に提出されて意見を十分に考慮しなければならないというふうに規定がされておりますので、練馬区の制度上のところまではちょっと存じ上げませんが、同様の取扱いをしているということで認識をしております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、内容的には同様ということになりますと、意見が寄せられて、できる場合と、できない場合、それ当然あると思うんです。できない場合のことですよ、はその理由を公表しますという、それは手順はそうなんでしょうけれども、その趣旨は、今、おっしゃったように、要綱に書いたその精神があるんだと、そういう条項があるんだということなら、その条項の中身もきちっとホームページ上で説明するというふうに改善が必要なのではないかというふうに思いますけれども、これはいいかがですか。

○高山委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 区民の方により分かりやすいという表記につきましては、今後検討してまいりたいと思っておりますが、パブリックコメント手続にも、より多くの方に関心というか、興味を持ってもらえるような工夫は今後も続けていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 それでは、態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○山田委員 ありがとうございます。

この請願の37号、区民参画における参画の定義というもの、それを述べているものなんで

すけれども、私もちょっと調べてみました。そうしたら、一般的なんです、一般的には区民が行政の意思決定や地域の課題解決に主体的に関与し、意見を表明し、具体的な活動に参加することというふうにありました。

そして、ここでも出ていましたが、区が毎年1回、この区民参画の進展を探るという、これを出しておりまして、これ中を見ていくと、142の事業がここに書かれていて、まさしく区民が主体的に関与していて、具体的な活動がここに挙げられているんですね。

またあと、審議会、これに関しても、69挙げられていて、区民が公募で参加し意見を表明する場にもなっていると。中には、区民を公募していない審議会もありますが、その理由もきちんとここには書かれています。

さらに、より一層の区民参画を図るために、またより開かれた区政を目指すために、文京区は、区民参画の手続に関する指針というもので、その手続の定義もはっきりと述べています。

そして、ほかの単発事業に関しては、その都度各所管が区民の意見を聴取するためのパブリックコメントや地域住民等への説明会、またはオープンハウス型の説明会などを行って、意見聴取に努めています。

意見、要望が反映できないときは、説明会ではその旨答えており、またパブリックコメントでも丁寧な回答をしているというふうに認識しています。

こういったことから、参画と参加というのは区別するものというふうにここでは書かれているんですけれども、区民の参画があつて、それを参加というのだと考えます。

また、後段の子どもも含めてというところでは、7年度にこども基本条例が制定され、まさしくそこで進めています。

以上の理由で、自民党は、請願事項の1から3について不採択とさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 ありがとうございます。

この請願者のおっしゃるとおり、区民参画を進めていかなければならないというふうに私たちも思っていますし、そして区としても、区民参画を進めなければならない、進めてきたというふうにお考えのことというふうに思います。

そういった中で、1項については、区民参画の定義を明確に定めてくださいという、そういう御請願でございまして、こちらについては、区民参画の定義がもっと区民の方に分かりやすいように明確に定めたほうがいいのではという意見もありましたが、やはりその定め方

を間違えると、区民参画の可能性を狭めてしまう可能性があるというふうに心配をいたしますので、私どもの会派としては、不採択といたしたいと思います。

2項目については、もちろん区民参画を進めて、そして区民意見をしっかりと施策・政策に反映するように努めるべきだと私たちも思っていますし、区としてもそのように行っているんじゃないものというふうに考えます。

そこで、この請願ですと、努力目標を定めてくださいという請願になっておりますけれども、努めるということを定めればいいのかというふうな意見も会派の中にはありましたけれども、努力目標を定めるという表現ですと、やはり数値目標を定めるようなニュアンスになってしまいがちで、どのようにこれを測定するのか、やはり困難ではないかという意見がありまして、会派として不採択としたいと思います。

3項め、子どもたちからを含めた区民から聴取した意見を政策・施策に反映できない場合は、どうして反映できないか理由を明らかにするというのはとても重要なことだというふうに思います。

そちらについては、基本的には、パブリックコメント等については全て回答されているというふうに理解をしておりますけれども、ただし、どのような形でいただいた意見なのかということ、また区として、これは既にこの前提でお話くださいねというような枠組みをお示ししている、例えば様々な情報に基づかない御意見等に関して、御回答申し上げる場面がない場合もあるかもしれません。そういったことも含めて、全てというのがどこまでの範囲を定めるのかというのが難しいのではという考えもありますので、もちろん、回答できるものは全て回答すべきだというのが、私たちの会派全員がそういうふうに思っていますけれども、またこちらも努力目標というのも難しい話だなというふうに考えますので、会派として不採択としたいと思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、請願37号の第1項、区民参画の定義の明確化ということをしていただきたいという請願でございましたけれども、先ほど課長のほうから、制度はなくとも、文京区にも考慮していかなければいけないというふうに明文化しているというふうな御説明がありました。これまでも醸成されてきて、区民の皆様とやってまいりましたので、改めて定義する必要はないのかなというふうに思っております。

努力目標についても、改めてこれは当然のことであるというふうに思いますし、これからもそうしていくと思われるので、これも不採択とさせていただきます。

3点目のことに関しましても、これは個別事案ごとに改善が必要な場合についても、鋭意やっつけているというふうに認識をしておりますので、これも不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 パブコメの説明をめぐって質疑させていただきましたけれども、今の文京区のパブコメの意見をどう扱うかということについての説明というのは、これはたしか、行政手続法か何かのつくられた当初の国の説明そのものが引き継がれているという水準のものだというふうに思うんですね。

区民参画の進展という言葉があるように、その後ずっと参画の在り方、住民自治の発展の在り方というのは、試行錯誤されながら発展させられてきたという経過の中で、そういう説明については、改善の検討、これからちょっと検討する余地があるんじゃないかというのが確認できたということが今日の到達だと思いますが、その立場から、請願事項について考えたときに、請願事項1つ目の区民参画の定義についても、また2項の、その定義を基にしていろいろやったときに、反映するように努めるという、その位置付けを拡充していく方向性、そして第3項にあるように、これから子どもの権利の条約もつくっていくというときに、子どもの意見も含めてと、これも今、様々取組がされ始めていますけれども、この手法についても、より今の住民が求める水準にかなったものに進展させていくことが必要だろうというふうに思います。

したがって、日本共産党は、請願事項1、2、3項について採択の主張をさせていただきます。

○高山委員長 それでは、請願受理第37号の審査結果について申し上げます。

まず、請願事項1、不採択が6、採択が2、よって原案を不採択すべきものと決定します。
請願事項の2、不採択が6、採択が2、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。
続いて、請願事項3、不採択が6、採択が2、よって原案を不採択すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第38号、「住民投票」条例を制定するよう求める請願ですが、結構時間かかっていますから、各委員、御発言はもちろん全く自由ですし、質疑も自由なんですが、その分、一般質問の時間が圧縮されていくということを各皆様御理解の上、質疑願います。

それでは、請願文書表のデータ9ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第38号
- ・件 名 「住民投票」条例を制定するよう求める請願
- ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
 文京区における真の「協働・協治」を実現する会
 代表 屋和田 珠 里
- ・紹 介 議 員 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

区民の間で様々な意見の対立や衝突があった際、その解決の道筋を付けるひとつの手段として、「住民投票」を実施するよう請願や陳情をしようと思っても、調べたところ文京区では平成16年12月に「文の京」自治基本条例が制定（平成17年4月1日から施行）され、（住民投票）として第39条第1項で「区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる」、第2項で「住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」としているのに、施行から20年経過しても同第2項に基づく「住民投票」条例が制定されていないことが判りました。

区民としては「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」の理念の実現に向け、できるだけ早く「住民投票」条例を制定していただきたく貴議会に下記のとおり請願いたします。

・請 願 事 項

- 1 「文の京」自治基本条例第39条第2項において「住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」とあるので、ぜひ条例を制定してください。

○高山委員長 この請願は、住民投票条例の制定を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

松平委員。

○松平委員 請願38号、住民投票の条例を制定するよう求めているものです。区民の間で様々な意見の対立・衝突があったときに、その解決の道筋をつける一つ的手段として、住民投票を実施してほしいと。

その根拠としても、「文の京」自治基本条例が制定されて、その中でも、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するために制度を設けることができると。また、住

民投票も、別に条例で定めるというふうに記載があるということでございます。

まず、住民の意思の確認をするのに、一つ的手段かと思いますが、大前提として、区民の間で様々な意見の対立や衝突があった際、その解決の道筋をつけるのは、まず我々議会であり、区民の代表である我々議会でまず議論をして、その上で多数決をもって決するという直接民主制ではなく、間接民主制でやっているということが大前提かと思いますが。

その中で、文京区においては、住民投票の制度を設けることができるというふうに記載がありますが、この平成16年の当時、どういう場合を想定して、住民投票を、条例を定めるということを想定していたのか。ここにありますが、その当時のこの条項を入れた背景等あれば教えていただきたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 こちら「文の京」自治基本条例の解説としております当時の考え方、基本となる考え方に示されてもございますが、こちらの条文につきましては、個別の住民投票が実施される場合において、対象となる案件ごとに個別具体的な内容を審議する必要がある、慎重に定める必要があることから、別途条例で定めるというふうに記載してございますが、こちらについては、いわゆる常設型ではなくて、個別設置型を想定したということで、当時の考えから記載されたというふうに考えてございます。

○高山委員長 では、海津委員。

○海津委員 今、個別特定案件型を想定したということなんですけれども、先日、清瀬市のほうで、市立図書館の閉館をめぐって住民投票を行う条例案が市のほうから提案されましたが、議会によって否決されています。このあたりの難しさもあると思うんですけれども、常設、個別特定案件型に対して、問題が起きてから条例案を出すことの、やはり議会との関係性の中で難しさがあると思うんですけれども、そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるか、お伺いしたいと。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 先ほど申し上げた常設型と個別設置型ですね、それぞれメリット・デメリットあるというのは聞いているところではございますが、こういった様々な住民投票を行うに当たっては、それぞれの個別の状況が多岐にわたるといったことがございますので、そういったものについて慎重に検討した上で、制度の運用について定めていく必要があることから、そういった観点で一定時間がかかるものとは認識してございます。

○高山委員長 では、金子副委員長。

○金子副委員長 私もその続きで、個別案件ごとの個別型というのは、「慎重に」がつくよう
ですけれども、聞いたんですけれども、この平成16年、2004年にこの自治基本条例が制定さ
れて以降、私の記憶では、文京区政において、住民や、文京区において、区民の中で二分す
るような大きな話題になったのは、例えば2005年、6年、7年ぐらいまでの間に、小・中学
校の統廃合、それから区立保育園の民営化などについて、町会やPTAの皆さんをはじめ、
私たちもそれは皆さんと一緒に運動して、これやめてほしいというふうにお願いしましたけ
れども、あのときはちょうど2007年に一斉地方選挙がありまして、現成澤区政が誕生する
というような形で、現在に至るというような経過があるということがありました。

自治基本条例ができる以前は、シビックセンターの建設とかというようなことになると思
うんですが、この自治基本条例が制定されて以降、実際に個別の案件ごとに、区として、こ
の条例39条に基づいて、住民投票条例をつくる検討とか、下調べとか、相談とか、そういう
のをされた事実というのはあるんですか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 すみません、詳細に確認したわけではございませんが、私の知る、聞き及ぶ
範囲では、特にそういったものはないというふうに考えてございます。

○高山委員長 それでは、態度表明に入ります。

第38号、日本共産党さん。

○金子副委員長 請願の38号ですが、今、39条の想定しているもの、それから過去の経過につ
いては確認したとおりであります。住民参画もしくは住民自治の発展方向という点では、一
つ前の請願の採択した視点と同様に、これを発展させていくということが地方自治体そのも
のに求められているというふうに考えております。

本請願については、議会にそういう条例を制定してほしいということで、議会でも提案権
というものはあるわけで、そういうのを活用すれば提案できるという可能性を持っているわけ
です。そういう条件を私たち持っている中で、自治や参画という問題を発展させていこうと
いうふうに思ったら、この39条というのに依拠しながら、個別案件型なのか、もしくはもう
少し普遍的なものなのかということも含めて検討し、制定に踏み出していくということが、
今後の課題に私はなるんだろうと、今いろいろ課題がありますけれども、というふうに思い
ます。

したがって、日本共産党は、請願第38号について、賛成ということであります。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、請願第38号について、区民の意見交換会のところで率直に投げかけてみました。この請願者は、区民の間で様々な意見の対立や衝突があった際に、住民投票するということをやってみたらどうかなというふうに思っていらっしゃるんだろうと、心配をおかけしているんだなというふうに思っております。

そういったことで、住民投票を実施するということについて、どう思いますかというようなお話をしたときに、やるとしたら、その費用はどうなるんですかと、選挙費用のようなものがしょっちゅうかかるのは反対だというようなお話があったり、またある方は、では何のためにこの議会があるのかと。議員を代表して、私たちは送り出したんだというような御意見が率直に聞かれました。

対立をしたら住民投票という、そういったことではなくて、やはり私たち選ばれた者が、住民投票までいく前に、しっかりと議論を組み立ててやっていくということが大事なんだなというふうに思っております。

公明党といたしましては、この請願第38号、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 住民投票が必要な案件が出てきたときには、確かに住民投票をしなければならないこともあるというふうに思います。そのために、自治基本条例において、住民投票条例を定めることができるような規定を設けているということで、個別の重要な争点が出てきたときに、住民投票ができるようにするために、自治基本条例でこの条項を盛り込んだというふうに、その当時を知っている議員さんからお聞きをいたしました。

もちろん、常設型で、住民投票条例をつくっておくということもできるのかもしれませんが、それでも、それよりも、実際にこの案件が住民投票しなければならない案件なのかどうかということを判断してから、住民投票を行っていくというやり方のほうが、しっかりとその案件、住民の声を聞かなければならない重要案件であるということが住民の皆様にも伝わるでしょうし、そういう自治基本条例の理念にもかなうものというふうに考えますので、常設型もありじゃないかというのは、思わないこともないですけども、そういったいろいろ考えつつも、そういった自治基本条例の理念を大切にしながら、この請願については、住民投票できるという規定を大切に、すべきときにはするということで、そういった意見を付させていただいて、不採択とさせていただきたいと思います。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 先ほども申し上げましたが、大前提として、直接民主制ではなく、我々、間接民

主制、代表民主制を取っております。私たち議会がしっかり区民の方の声を吸い上げて、それを議会の場で多数決をもって意思決定をするということが大前提かと思います。

住民投票、これ総務省のほうの住民投票制度を検討する際の論点という資料があつて、私も拝見したんですけれども、住民投票はメリット、デメリットがあるため、代表民主制を補完する制度として制度設計をすべきであるということがございました。デメリットに関しては、やはりワンイシューで判断することが多いと思いますので、情報の提供をする区民の方への限界性があつたり、それを決定することで、区の財政状況だつたり、国との関係がどう変わるのか、そういう幅広いところで判断をしなければいけないんですが、その情報の提供が限定的になってしまうデメリットがどうしても発生するということを国のほうは指摘をしています。

前提として、議会または長、区長側、部局側が機能不全に陥ったなど例外的な場合を除き、活用されるべきではないということでございます。将来的に、我々議会がしっかり日々活動していかなければいけないんですけれども、機能不全に陥るような事態が起きたときに、将来的に条例を定めて住民投票をやろうということが起きるかもしれませんが、現時点においては、先ほど横山課長からも御答弁がありましたとおり、文京区においては個別案件型でやっているということでございますので、現時点において、自民党としては、早急な条例の制定は必要ないというふうに判断をしておりますので、請願第38号、不採択といたします。

○高山委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

請願事項1については、採択が2、不採択が6、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続いて、請願受理第39号、「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することを求める請願です。

請願文書表のデータ11ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第39号
 - ・件 名 「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠 里

- ・紹介議員 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりでは、現在5面ある「竹早テニスコート」をどうするかについての判断が議論されていますが、竹早テニスコートだけを単独で議論するのではなく、文京区全体のスポーツ振興策の観点から、より広い視点で「テニスコート」のあり方を検討することが必要と考えます。

例えば、豊島区には区営のテニスコートが12面あるとされていますが、そのうち6面は埼玉県内に設置された施設です。一方、文京区内のテニスコートは9面と、区内に限れば豊島区を上回っています。ただ、この数字だけで結論を出すのではなく、区内外の状況や区民の利用実態も踏まえた議論が求められます。

また、目白台運動公園のフットサルコートを手スコートと兼用にする案や、同公園内に新たにテニスコートを増設する可能性の検討も一つの方向性です。さらに、豊島区のように区外にテニス施設を確保する案も視野に入れ、幅広い選択肢を排除しない柔軟な検討が望まれます。

スポーツ振興策の一環として、文京区全体でのテニスコートの配置や利用方針を丁寧に整理した上で、竹早テニスコートを考えるべきです。これにより、竹早テニスコートの議論を区全体のスポーツ環境をより良くする方向へと発展させることが期待できます。

そこで下記を区に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 「竹早テニスコート」について、竹早公園・小石川図書館一体整備の基本計画に先立ち、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討してください。

○高山委員長 この請願は、文京区全体におけるスポーツ振興策を中長期的視野で総合的に検討することについて、区に働きかけを求めるものです。

御質疑ある方。いいですか。

では、松平委員。

○松平委員 すみません、1点だけ確認をさせてください。

この請願は、竹早テニスコートを、5面に関すること、これをどうするかではなくて、区内にある目白台運動公園のテニスコートや区外の場所も含めて、全体的に判断をしたほうがいいのではないかなという趣旨の請願だと思います。

その中に、区民の利用実態も踏まえた議論が求められるとありますので、その利用実態だけを確認させていただきたいと思います。竹早テニスコートと目白運動公園の利用状況を教えていただけますでしょうか。

○高山委員長 スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 竹早と目白台のそれぞれの利用率、稼働率なんですけれども、まず竹早テニスコートのほうが、令和6年度4月以降12月末までの実績ですけれども、稼働率で約95%、それで目白台のほうが同じく4月から12月までで約84%となっております。

○高山委員長 続いて、海津委員。

○海津委員 文京区全体のスポーツ振興策を考えて、全体像から見ていって、様々な協議をしていくというのはとても大事な視点だと思うんですけど、今現在、文京区全体のスポーツ振興策をどこで見ると分かりますか。

○高山委員長 スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら、基本的にスポーツの振興策は、アカデミー推進計画等にとり、限られたスペースの中で適切に維持・管理・運営というのはしているというふうに認識しております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今の続きで……。

○高山委員長 ちょっと副委員長ね、ちょっといいですか。

○金子副委員長 ちょっと質問しますから、端的に。

○高山委員長 質問はいいんですけど、一般質問の時間を圧縮していて、それで我々正副で、5時に終わって、一般質問やろうと言っているんで、御協力をお願いしますね。

はい、では金子副委員長。

○金子副委員長 スポーツ振興策が載っているアカデミー推進計画を策定するときに、実態調査を行って、今後やりたいスポーツ、それからなぜスポーツができないのか、また区がどういう点で力を入れてほしいのかと、こういうことを聞いておられますね。それで、この実態調査に基づく計画が、今、海津委員が聞かれたアカデミー推進計画というのは、スポーツ分

野のことになるわけでありますけれども、こういう点で考えたときに、一つは、施設の拡充、もしくは施設の利用率を高めると、今言ったね、ことが考えられるというふうに思うんですね。

そういう点で、このアカデミー推進計画のスポーツ部のところで、施設の拡充ないしは維持について、どのように計画がされているのか、もしくは施設の利用率ね、これは松平委員がテニスコートでは聞かれましたけれども、どのようにしていこうというふうに考えているのか。

そして3点目に、竹早と目白台で、目白台のほうが若干ね、比較の問題ですけれども、11%ほど低いのは、どのような理由によるのか、それを一連を聞きたい。

○高山委員長 スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、アカデミー推進計画におけるスポーツ分野の部分になるんですけれども、基本的に、区民の誰もが気軽に利用できる屋内・屋外施設の適正な維持・管理・運営に取り組みますと。

また、身近な場所でスポーツを楽しむことができる環境の整備や活用の促進に取り組みますというような形で、スポーツ振興策は進めているところです。

あと、竹早テニスコートと目白台テニスコートの、目白台のほう若干11ポイントぐらい低いというところなんですけれども、すみません、ちょっと目白台については所管が違っているので、具体的などというところで稼働率が竹早と比べて低いかというところは、ちょっとすみません、こちらでは把握できておりません。

○高山委員長 それでは、態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○松平委員 この請願理由の中にも、目白台運動公園のフットサルコートを手ennisコートと兼用する案とか、目白台運動公園にテニスコートを増設する可能性の検討もということがございましたが、先ほどの利用実態から見ると、11ポイント、目白台のほう低いということで、この請願理由が直接的に、竹早テニスコートの5面を減らしてほしいというのは言うてはいないんですけれども、そう読み取れる内容の請願かなというふうには理解はしているんですけれども、ただ、利用実態から見ると、竹早テニス公園、区の中心部にあるテニスコートでございまして、利用実態としても非常に多くの区民の方が利用していただいているということが分かります。

先ほど矢部課長も御答弁いただきましたとおり、区としては、誰もが気軽にスポーツを楽

しめる環境の整備ということで、身近な場所でスポーツを楽しむことができるということも
お答えいただきましたので、今、区の中心部にあって、非常に利用実態としても高いテニス
コートを増やす方向性と読み取れる請願に関しては、自由民主党としては賛成することがで
きません。請願第39号、自由民主党は不採択といたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 この御請願にあるとおり、中長期的視野で総合的にスポーツ振興策を検討したり
とか、テニスコートの利用方針を見直したりということは、必要だなというふうに思うんで
すけれども、竹早公園と小石川図書館の一体整備については、今、区として、区民参画で
様々ワークショップを始めて、さらにより区民参画で進めていくための方策を検討している
状況でございますので、そちらの推移を見守りたいと考えますので、不採択といたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願理由の中に、文京区全体でのテニスコートの配置利用方針を整理して、
竹早テニスコートを考えるべきだというふうにお訴えをされておりますけれども、先ほど矢
部課長のほうから、95%と目白台は84%と、テニスを楽しむ学生さんや区民の方が大変多い
んだなというふうに改めて実感いたしました。

総合戦略やアカデミー推進計画でも、そういった一体的に検討していただいているという
ことも確認できましたので、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、文京区が行ったアカデミー推進計画に関する実態調査に基づ
けば、今後やりたいスポーツがウォーキング、体操、トレーニング、水泳——登山、ハイキ
ングも22%になっておりましてね。それで、何でできないかということ、仕事が忙しい、育児、
家事、介護が忙しいというのを合計すると、複数回答でしょうけれども、60%を超えている
という現状があるんですね。

そういう下で、区にやってほしいのは、利用しやすく施設をしてほしいというような回答
もかなりな高い率になっておりまして、そういう方向で、このスポーツの振興策というのを
やっていくときに、やはり施設の拡充や、また、先ほど出たような様々な競技があるわけ
ですから、多目的化、そういう方向で、今後どうするのかということを、今、こういう機会に
よく考えてみるという機会ではないかなというふうに考えております。

スポーツの分野の計画というのは、スポーツ基本法が制定された以降は、スポーツする権
利がありますよということで、それをどう具体化できるのか、自治体の施設整備の在り方が

問われるということで、数量的な目標、またはスポーツ参加率、参加する人員などの競技人口なども含めた数量的な目標も持つということが、計画上は一般には求められるというふうに思います。

そういう計画にバージョンアップしていくことも必要だというのは、この間言ってきたところでもありますけれども、そういう点を含めて、そして、テニスコート、今、一つとっても、所管が違うというのは、私たち、一面的な、縦割りなんていうのは、僕はあまりやるつもりはないんだけど、所管が違って、スポーツという点で見れば、みどり公園課が所管しているテニスコートも、竹早のテニスコートも、全体どうなんだという点で見られるように、説明できるようにしておく必要もあるというふうに思いますので、その点も含めて、本請願については、採択とさせていただきたいと思います。

○高山委員長 それでは、請願受理第39号の審査結果を申し上げます。

請願事項1について、採択が2、不採択が6、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続いて、請願受理第40号、文京区の子育て支援施策を反映した施設整備の推進と、関係部門の連携強化を求める請願です。

請願文書表のデータ13ページを御覧ください。

-
- | | | |
|------------|--|------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年2月5日 | 第40号 |
| ・件名 | 文京区の子育て支援施策を反映した施設整備の推進と、関係部門の連携強化を求める請願 | |
| ・請願者 | 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里 | |
| ・紹介議員 | 小 林 れい子 | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 総務区民委員会 | |
| ・請願理由 | | |

文京区では現在、子ども家庭部子育て支援課が中心となり、（仮称）「こどもの権利に関する条例」の策定と、令和7～11年度を対象とした「文京区子育て支援計画」の策定が進められています。

「こどもの権利に関する条例」の基本的な考え方（骨子）では、「こどもの居場所づくり」として、区、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設が連携し、こどもが遊び、学び、安心して過ごせる居場所を確保することが重要とされています。また、文京区子育て支援計画（中間のまとめ）においても、区民の声として「子どもたちが安心して遊べる公園や児童遊園の整備」が強く求められています。

しかし、区内の各施設整備計画を検討する際、これらの方針が十分に反映されているとは言いがたい状況です。施設の利用方針や計画案において、地域全体のニーズを踏まえた柔軟な調整が求められています。

そのため、今後の施設整備においては、子育て支援施策や「こどもの権利に関する条例」の理念をより確実に反映し、関係各課が緊密に連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長を支えるための施設整備を進める必要があります。

施設整備を行う際には、限られた敷地を最大限に活用し、子どもの遊び場や広場、スポーツ施設の整備をバランスよく行うことが求められます。すべての世代が公平に利用できる施設の在り方について、地域住民の意見を尊重し、合意形成を丁寧に進めることが不可欠です。

こうした課題を解決し、こどもの居場所づくりを実現するため、貴議会から区に対し下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 文京区内の施設整備計画の策定に当たり、文京区子育て支援計画（中間のまとめ）および（仮称）こどもの権利に関する条例の基本的な考え方（骨子）を十分に反映させるため、所管する課と子ども家庭部子育て支援課がさらに緊密に連携し、より包括的な視点で計画策定を進めてください。

○高山委員長 この請願は、文京区内の施設整備計画の策定に当たり、所管する課と子ども家庭部子育て支援課が緊密に連携し、より包括的な視点で進めることについて、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。いいですね。

（「いや……」という人あり）

○高山委員長 もちろん、金子副委員長、質疑は重要なのでやっていただいて構わないんですが……。

（「毎回言わなくたっていいよ」という人あり）

○高山委員長 態度表明のときのまくらも含めて、全部一般質問の時間をどんどん圧縮しているということを御理解ください。

（「はい、はい、委員長」と言う人あり）

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 私は、子ども委員会のために、子どものニーズ調査をやりまして、その中で、遊び場を増やしてほしいというのがかなりの率、4割超えていたので、一番多い水準で出ていたんですよ。その質問をしたとき、こうなっているので、そういうふうにアンケート出ているので、どうするんですかというふうに聞いたときに、所管の課長さんが、それは土木と連携して伝えておきますというふうに答弁がありました。だから、それは連携状況、どうなっているのか。それは両課がいないんですけれども、そういうときは企画課が仲介して連携するようになっているのかどうかと、それを教えてください。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 個別具体的な状況において、各課の連携がございますので、今、お話がございました土木部と子ども家庭部との連携について、直接企画が間に入るといようなスキームは特にあるわけございませんが、様々な施策の状況において企画が関知しているものもあるというふうに認識しております。

○高山委員長 それでは、態度表明に入っているいいですかね。はい。それでは、態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子副委員長 これ子ども部門との連携ということなので、子ども委員会での質疑をちょっと紹介させていただきましたけれども、やっぱりその声というのは、歴史的に文京区のような敷地条件というか、考えると、公園にボールで遊べる、金網を張ったところを造ってほしいというようなことが、かなり要望が出た時期もあって、具体化されてきた経過もあります。

先ほど来、今回の請願審議の中で、私たち、述べているように、そういった住民参画、声をどう反映して具体化していくかというのは、区全体で対応していく必要があるというふうに考えています。

そのときに、子どもとの連携というのは、当然の方向なんだけれども、議会でやり取りしたときに、連携しますと言ったことがその後どうなったかというのは、私たち、常に関心があるわけで、そういうことがきちっと目に見え、また土地・敷地ということであれば、当然、

今回企画にそういう用地の担当課長さんを置くような動きになっていると。ますますそういう連携強化というのは必要になってくるだろうというふうに思っております。

そういったことを考えたときに、請願事項1については、私たちは採択すべきものと考えます。そういうふうに主張したいと思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、請願第40号ですけれども、文中に、施設整備を行う際にはというふうに書いてありますけれども、小石川図書館や、またテニスコート、公園の一体整備のことが懸念されているのかなというふうに思うわけなんです、この説明会で難航しているということでありまして、それに参加している子どもたちの意見を聞きますと、大人が不規則発言をしているとか、怒号が飛んでいたとかというふうに、子どもも困惑している、大人のモラルということも問われているというふうに思っております。

そういった合意形成を進めていくという意味では、そういった両方の努力が必要だと思いますし、一方で、所管課は、私たち会派からしますと、既に緊密に連携して進めていただいているというふうに思っておりますので、この請願に関しましては、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 この文京区内の施設整備の策定に当たって、こどもの権利条例の基本的な考え方を十分に反映させるために、各所管が緊密に連携して包括的に進めるというのは、当然のことでありまして、既に文京区としては進めているものとは思いますが、さらに進めていただきたいという意味で、採択したいというふうに思います。

公明党さんが心配なさったように、取りあえず、この個別具体の計画において、お話しされているとは思いませんので、子どもの意見を聞くということが、そのほかの施設を制限するものというようなニュアンスでは書かれていないことを確認いたしまして、採択したいと思います。

○高山委員長 では、自由民主党さん。

○松平委員 請願理由の中に、子どもが遊び、学び、安心して過ごせる居場所の確保は重要とありますし、子どもたちの健やかな成長を支えるために施設整備がとても必要だというふうなことは、私も当然のことだと思いますし、大事なことだと思っています。

私も、娘、小学生と中学生がおられますけれども、よくいろんな公園の話とか図書館の話とかしますし、その友達たちとも「最近、どう」みたいな話もして、その情報が私の議会での

意思決定に、そういう子どもの声が反映されるように努力をしているところではありますけれども、行政のほうでも既に子育て支援計画、こどもの権利に関する条例の制定に当たって、しっかり企画課と子育て支援課が連携しているというふうに我々会派としては認識をしておりますので、十分やっつけているかと思えます。

ですので、議会から働きかけをするという必要性はないのかなというふうに思いますので、請願第40号、自民党としては不採択といたします。

○高山委員長 請願受理第40号の審査結果を申し上げます。

請願事項1について、採択が4、不採択が4、可否同数となりました。

委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本案に関する可否を決定いたします。委員長は、請願受理第40号について、不採択と決定いたします。

続きまして、請願受理第41号、文京区における「区と区民の協働」と「こどもの意見の反映」の推進を求める請願です。

請願文書表のデータ15ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第41号
- ・件 名 文京区における「区と区民の協働」と「こどもの意見の反映」の推進を求める請願
- ・請 願 者
- ・紹 介 議 員 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

1. 文京区の「都市計画マスタープラン」では、まちづくりにおける「区民と区の協働」が謳われています。また、文京区は令和8年に「（仮称）子どもの権利に関する条例」を施行する予定ですが、その基本理念を示す「こども基本法」は第3条で、「全てのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」を掲げています。

2. それなのに、文京区では、住民（こどもを含む）の意見が区政に反映されていないよう

に感じます。一部の人の利益を優先するかのような政策が多く、多くの区民が知らない間に進行している事例に触れ、区民が置き去りにされた思いを強く感じたことがありました。例えば、竹早公園・小石川図書館一体的整備計画の事例です。

(1) この計画の担当課の一つであるスポーツ振興課は、令和5年1月23日付で竹早テニス倶楽部に対して竹早公園再整備に関する希望について伺いを立てており、これに応える形で令和5年2月10日付に同倶楽部が出した要望書は、その後区がまとめた計画の「中間のまとめ」中の図面にほぼ現実化しています（竹早テニス倶楽部の要望書と「中間のまとめ」の一致度の高さについては、第1回区民ワークショップでスポーツ振興課長も認められました）。

(2) これに対し、令和5年5月末から6月初めにかけて行われた窪町小学校と第一中学校の児童・生徒を対象とするアンケートは、内容に偏りが見られましたので以下に具体例を挙げます。「公園が新しくなること」は示されましたが、テニスコートの面数についての質問はありませんでした。「公園面積のうちスポーツ施設の面積は法律で50%までと定まっていること」「現在テニスコート5面で43%を占めていること」（すなわち「再びテニスコート5面を整備すれば他のスポーツ施設は設置できないこと」）が示されなかったため、こどもたちは「テニスコート5面のままがいいのか、他の施設にするのか」について意見を表明することができていません。

一方で、こどもたちの約3割が「ボール遊びがしたい」「様々な球技がしたい」と答えたことは、拾い上げねばならない明確な「こどもの意見」と言えます。

また、小石川図書館利用者対象のアンケートでは、アンケート用紙や回収箱が来館者の死角に設置され、紙回答で20件、web回答を併せても数十件の回答しか得られていません（「中間のまとめ」）。小石川図書館の年間利用者数が21万人以上であることに鑑みれば、この回答数がいかに少なかったかが分かります。

3. 「区民の声を聴く」という体で「アンケート」を実施しても、その目的が私達には明確には伝わらない内容だったことは否定しようのない事実です。広報も不十分です。それでは、こどもも含めた住民の意見を聴いて、「区と区民の協働」は望めないし、こどもたちの「意見を聴いてもらう権利」も絵に描いた餅になってしまいます。

4. そこで、区議会に以下の通り求めます。

・請 願 事 項

1 まちづくりに関して、特に、公園や図書館のような公共施設の整備については、「区民

と区の協働」を達成するために、住民意見聴収会や周辺住民・学童・生徒へのアンケート調査を行う等の住民参画プロセスを経るよう、区議会から区に求めてください。

なお、これらの住民参画プロセスにおいては、

- ①計画の存在・概要を、行政用語（「一体的」「一定」等）を用いず、こどもを含めた一般の区民が理解できる平易な日本語で示すこと。
 - ②区の意向に誘導することのないアンケート・資料を作成すること。
 - ③区民一人一人が合理的思考を基に出した意見を、計画に反映させることを、区議会から区に求めてください。
- 2 アンケート等の回答結果は、区民の目に触れやすい場所（学校内掲示板、スポーツ施設や図書館への掲示）にて公開することも区議会から区に求めてください。
- 3 区内でどんなことが行われているのか、区民がかかわれるような政策はあるのか等を、こどもを含む全ての区民に認識しやすい形で提示し、区民が区政に興味を持ちやすい環境づくりを進めるよう、区議会から区に求めてください。

具体的には、下記の実施を区議会から区に求めてください。

- ①区報の1面の紙面に、実施中・近日実施予定のパブリック・コメント情報を分かりやすく掲載し、住民参画の情報を集約すること。
- ②文京区HPに上記の情報を集めたページをHPトップ画面の見やすい場所に設置すること。
- ③文京区HP上に区民の声とは別に「こどもの意見」募集のページを作成し、これへの入り口をHPトップ画面の見やすい場所に設置すること。

.....

○高山委員長 この請願は、まちづくりに関して、住民参画プロセスを経ることやアンケートの回答結果は、区民の目に触れやすい場所で公開すること等を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。いいですか。

では、海津委員。

○海津委員 この請願事項3のマル1のところで、区報の1面の紙面にパブコメ等の情報を分かりやすく集約して載せてくださいというふうになっているんですけども、豊島区なんかでは、1面を出しているんですよね、区民参画をうたうために。文京区は、これが難しいという理由があるとすれば、教えてください。

それから、文京区のホームページ上、そういうところのほうでトップの画面で見やすい場

所に設置するというのも、それが問題があるとすれば、何が課題なのか、教えてください。

それからあと、先ほどの質疑の中で出ましたが、パブコメに関して、当然、こども基本法ができて、それで自治体とすれば、子どもの意見を聞いて、それを反映するという義務がもう生じているわけですね。そこのところにパブコメ……。

(発言する人あり)

○**海津委員** 努力義務じゃない、義務付けられています。

その中で、文京区として、きちっとこども基本法もそうしたことがパブコメの中に義務付けられていることを明記していく必要があると思うんですけども、そのあたりのお考えをお伺いしたいと。

○**高山委員長** 広報課長。

○**日比谷広報課長** 御質問のまず区報のところにつきましては、現状では1面に掲載しているというところはございませんが、個別案件ごとに2面ないしは3面に必ずそのタイミングで掲載をしているところでございます。

ホームページにつきましても、ホームページにパブリックコメント手続というページがございますが、そこはちょっとトップページにはないですけども、実施中のタイミングで注目情報というところで、1面のところにリンクを貼って、掲載をしているところでございます。

パブコメの子どもの意見につきましては、現状確かに子どもの意見を、一応募集はしている体になってございますが、よりちょっと分かりやすいというところの今後の周知、在り方については、考えてまいりたいと考えております。

○**高山委員長** 海津委員。

○**海津委員** ぜひ、子どもの意見に対しては、こども基本法からすると必要な措置を自治体でするというふうになっていきますので、そこはぜひ極めていってほしいと思います。

それから、パブコメのところなんですけど、議員の私が、情報収集が難しいタイプなのかもしれませんが、まずホームページ上で見るのが難しいです。探すのが難しいので、そこはやっていますじゃなくて、確実にすぐに目につくということが大事だと思います。

それから、豊島区の場合は、今おっしゃったように、情報提供というところで、パブコメのみのものを出して、1面を出して、図書館とか様々な公共施設に置いています。そこのところにQRコードとか出ていてできるようになっていますので、その改善は改めて要望して終わりにします。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 ちょっと私も、今、海津委員が質問したところ、ちょっとかぶらないように質問したいと思うんですけど、そのアンケートの回答結果、この請願事項の2のところで書かれているアンケートの回答結果について、区民の目に触れやすい場所に公開すること、これを区議会から区に求めてということであるんですけれども、ここでは学区内掲示板とかスポーツ施設や図書館への掲示ということが書かれているんですね。こういうことは、今現段階でやっているのかどうかということと、あと、子どもからの回答については、今、どういう形でフィードバックしているのか、回答をそれぞれの子どもたちに返しているのかどうか、このあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 アンケート等につきましては、個別の状況に応じて対応しているというふうに聞いてございます。今、御指摘ございました学校を経由して取ったアンケートについては、学校にフィードバックするような形でお返しをしているという部分を聞いてございますし、また、結果等につきましては、図書館等に配架し、できる形で見えるように提示をしてといったようなものも聞いてございます。

○高山委員長 それでは、態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○松平委員 区民の声を吸い上げる方法として、当然、議会があった上で、それ以外にもいろんなチャンネルを持って、住民参画のプロセスを強めていけるように行うことは、本当にとっても重要なことだというふうには思います。現時点で、パブリックコメント、オープンハウス型の説明会等々、様々工夫をいただいているということは認識をしております。

アンケート結果の回答に関しては、より一層周知に努力をしていただきたいというふうに思います。具体的にその区報の1面の紙面に載せてほしいですか、トップ画面に見やすいところに設置してほしいというような要望もございますが、もちろんアンケート結果、パブリックコメントの情報というのは、非常に大切な情報だというふうに思います。区としても、様々な案件がありますし、区民に対して周知をしていかなければいけない政策や案件というのはたくさんございます。その最終的な判断として、トップでなくても、例えばパブリックコメントとかは、区報の、今、2面に掲載されていましてか、たしか。でございますし、そこは最終的な判断というのは、様々な施策の優先順位において決定すべきものかというふうに思います。

よって、請願第41号、1項、2項、3項ともに自由民主党、不採択といたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 この御請願、おっしゃっているように、なるべく分かりやすい言葉で、偏りのないアンケートを取るというのは当然のことですし、頑張っていたきたいというふうに思いますけれども、区民一人一人の意見を計画に反映させることというふうに書かれておりまして、これ努めることであれば、これまでも努めてまいりましたし、これからもさらに努めていたきたいと私たちのほうからも要望したいと思うのですが、反映させることというのは、できるものとできないものがあるかというふうに思いますので、1項については、不採択としたいと思います。

2項めですけれども、アンケートの回答結果については、区民の目に触れやすいところに公開することは、例えばQRコード等を活用すればできるかなというふうに思います。学校掲示板等は、子どもたちにとってアンケート等については、そういった場所を活用していただきたいという例示だというふうに受け止めまして、2項については採択したいと思います。

3項めについては、マル2のホームページのトップページの見やすいところというのは、ぜひに見やすくしていただきたいですし、子どもの意見募集ページというのもいいかなと、図書館とかでYAページがあるように、そういうページがあるのもいいかなというふうに思うのですが、区報の1面に関しては、その時々でキャンペーン等があるかと思いますが、広報しなければならないものがあるかと思いますが、特に、最近の区報「ぶんきょう」の1面というのは、文字数をかなり減らして、インパクトを強く、その時々で広報しなければならない内容をデザインしているので、そういった意味では、あまり文字数が多くなり過ぎるのは困難かなというふうな意見も会派でありまして、2面以降にきちんと書かれていますので、そちらをお読みいただくという方法で、情報は提供できているというふうに考えますので、3項については、不採択としたいと思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願第41号でございます。1番の1項、2項、3項ともに取り組んでいるという認識でございますので、不採択とさせていただきたいと思います。

2項のアンケート回答結果のことにしましては、一番詳細に公開できるホームページで、掲示板も町会等必要な掲示物もあるので、そういったことについては、鋭意検討しながらやっていけばいいというふうに思いますので、不採択といたします。

3番目のことにしましては、区報の1面、様々その時々の特ピックスが掲載されるべき

というふうに思います。パブコメの情報が1面に来るということについては、分かりやすく周知をするということを検討していただいておりますので、御判断いただきたいというふうに思います。

2番、3番についても、都度改善していただいているという認識ですので、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 請願事項の1項についてですけれども、行政用語を使わずに、計画の存在、概要を分かりやすく示してほしいということですか、誘導のないアンケート・資料を作ること。これは本当にそのとおりだなというふうにも思います。ネームプレートが皆さんも平仮名になって、読みやすく、分かりやすくなった。個人情報の保護というのもありますけれども、そういう形で分かりやすい情報を区民に知らせていくということは当然だというふうに思いますので、1項については採択。

それで、2項については、アンケート結果は区民の目に触れやすい場所ということですが、これについても、様々やはり、回答されているアンケートなどをしっかりと区民に伝えていくということは、大事なことだというふうにも思いますので、これもぜひ引き続きさらなる努力を求めているということで、2項も採択。

3項についても、ホームページなどや区報に1面掲載ということについても、こういった取組がやられているということをよく周知していくということも大変大事なことだというふうに思いますので、3項についても採択を主張いたします。

○高山委員長 それでは、請願受理第41号の審査結果について申し上げます。

請願受理事項1につきましては、採択が2、不採択が6、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2につきましては、採択が4、不採択が4、同数となりました。

委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に関する可否を決定いたします。委員長は、請願受理第41号、請願事項2について不採択と決定いたします。

請願事項の3番については、採択が2、不採択が6、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

○高山委員長 それでは続いて、理事者報告に入ります。

報告事項の2番、7番につきましては、付託議案審査のところで既に報告及び質疑が終了

していますので、ここでは11件の報告を受けることといたします。

まず、企画政策部より3件です。

初めに、報告事項1「「文の京」総合戦略における戦略シート等の更新について」、報告事項3「学校法人三室戸学園 東邦音楽大学文京キャンパスの取得について」の御説明をお願いいたします。

横山企画課長。

○横山企画課長 それでは、「文の京」総合戦略における戦略シート等の更新について、御説明いたします。

資料は2つに分かれてございますので、まず1つ目の資料を御覧ください。

初めに、概要でございます。

こちら参考の図にございますが、総合戦略の進行管理につきましては、今回作成をいたしました令和6年度からの新たな総合戦略について、その前年の実施状況等につきまして、総合戦略の点検シートといったもので点検・分析し、それらを勘案して、次年度の予算を編成する中で、次の次年度の新たな戦略シートにバージョンアップするということで、年次更新をしていくものとなっております。

なお、これまでにつきましては、そのバージョンアップした戦略シートは、A4の紙資料を基本として作成してございましたが、今回からホームページを基本に更新をしていくことといたしました。そちらの御説明でございます。

2ページ目から4ページ目がそのホームページの公開イメージでございます。ホームページでは、各主要課題ごとにページを設けてございまして、ページの上のほうから、冊子で確認できる戦略シートのPDF、またそれ以降については、4年後の目指す姿や計画期間の方向性等を直接見えるように掲載をしております。

なお、今回お示しをしております資料には、SDGsのマークについての記載が抜けてございましたが、現在、そちらについても更新完了しておりますので、ホームページのほうにはそちらの内容も掲載がされてございます。

続きまして、3ページ目に当たりますが、今回、作成いたしました、バージョンアップした事業計画の部分がそちらでも見えるような形で掲載されてございます。ここが毎年度更新される部分になります。更新以前のものにつきましては、その下に格納することとしており、過去の事業計画も必要に応じて閲覧できるようにいたしました。

ページ4ページ目以降につきましては、昨年の夏に進行管理として作成をいたしました戦

略点検シート、こちらのデータも格納し、点検の際に新たな年度を加えたグラフ等がございました場合には、PDFを開けなくても見られるように、直接その下にグラフ等を掲載いたしました。

次に、更新の内容でございます。こちら、次の資料になりますが、3-1の別紙の資料を御覧ください。

事業計画の戦略シート全体のものでございます。こちらについては、先ほどお話ししたとおり、今回からは紙をベースとした資料は作成をいたしませんので、今回の報告用に各主要課題ごとに更新する事業計画の部分のみ抜き出した資料をお作りしたものでございます。

戦略シートの見方については、4ページから5ページに記載がございますので、御覧いただければと存じます。

6ページ以降、全52の主要課題について、こちらの更新した内容について、お示しをさせていただきます。

なお、一番最後、59ページになります。こちらについては、令和7年度版の計画期間の財政計画という形になってございます。御案内のとおり、総合戦略につきましては、財政的な裏づけを伴う区の最上位計画というふうに位置付けてございますので、こちらの記載のとおり、計画事業の2年目に当たる令和7年度の予算が約376億で、その財源内訳を表で示したものととなっております。

こちらの御説明は、以上でございます。

続きまして、学校法人三室戸学園東邦音楽大学文京キャンパスの取得について、御説明いたします。

まず、1の概要でございます。

このたび、学校法人三室戸学園におきまして、大塚四丁目でございます東邦音楽大学の文京キャンパス、こちらが川越キャンパスに統合されることになりましたので、同敷地について、本区の喫緊の課題であります区立小・中学校の改築等に活用すべく、区で取得することとしたものでございます。

具体的な計画はこれからになりますが、2の購入の目的にも記載しておりますように、今後、老朽化等により改築を控えている学校施設の改築等の仮校舎の代替地として、一定期間の活用を見込んでおり、その中で防災や地域に資するものとするとともに、また将来的には様々な行政需要に対応できるものというふうに考えてございます。

土地の概要については、記載のとおりでございます。

2 ページ目を御覧ください。

最後、スケジュールのところになりますが、来年度当初に土地建物売買契約を締結し、取得の手続を進めるということになってございますが、下の米印に記載がございますとおり、東邦音楽大学の附属の中学校と高校の在校生が卒業する令和 8 年度までは活用することとなっておりますので、移転に係る期間を加えた令和 9 年 6 月頃までは活用されるということになりますので、その部分については、区が取得した土地を貸し付けることとなってございます。そのため、本区の活用については、令和 9 年度に入ってからになる予定でございます。

御説明は以上でございます。

○高山委員長 ありがとうございます。

次に、報告事項 4 「文京区 D X 推進プロジェクトの取組状況について」の御説明をお願いします。

野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 続きまして、報告事項 4、文京区 D X 推進プロジェクトの取組状況についてでございます。

こちら資料 6 号になります。こちらを御覧ください。

初めに、項番 1、概要でございます。

住民サービス及び行政事務のデジタル化等の自治体 D X を推進する事業を「文京区 D X 推進プロジェクト」として集約し、全庁横断的に取り組んでいるところでございます。

このたびは、今年度の取組状況と、来年度の予定事業を御報告するものでございます。

項番 2、令和 6 年度の取組状況でございます。

別紙 1 を御覧ください。

全庁で実施されております D X に係るそれぞれの取組をこのように体系化しております。令和 6 年度は、行政手続のオンライン化をはじめ、カテゴリーを 4 つに分け、庁内 D X を推進してまいりました。

続きまして、項番 3、令和 7 年度の実施予定事業でございます。

こちらは、別紙 2 を御覧ください。

令和 7 年度は、今年度に掲げておりました行政手続のオンライン化をフロントヤード改革に変更いたします。手続のオンライン化だけでなく、書かない窓口等、区民との接点となる窓口業務のデジタル化を一層推進していく予定でございます。

なお、来年度のトピックといたしまして、文章生成 A I の利用の拡充がございます。これ

は今年度から職員の活用が始まっております文章生成A Iにつきまして、来年度はラグと呼ばれる検索拡張機能を新たに実相いたします。これによりまして、あらかじめ登録しておいた庁内データ等を基に、生成A Iが回答を作成することができますので、これまで以上に精度の高い回答を得ることが可能となり、職員が日常遣いできる業務ツールとして、生成A Iが一層活用されることが期待されております。

このほか、専門的な知識、経験に基づく支援や助言を得るために、外部人材によるD X推進アドバイザーを設置いたします。庁内D Xを一層推進してまいります。

御報告は以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに報告事項1の質疑をお願いいたします。

質疑ある方、挙手願います。

では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 「文の京」総合戦略における戦略シートの更新を毎回していただいて、本当にありがとうございます。シートを存分に効果的に活用していただくために、そういった、今、改善点をおっしゃってくださいましたけれども、公開イメージであるように、このようにずっと見ていけるということは、大変見やすくなったなというふうに思っています。

そして、何点か、細かいんですけれども、例えば11ページにあるように、新しい時代の「学力」の向上にありますけれども、こういうふうにして色をつけて掲載していただいて、令和7年度の事業はこういうことをやるんだということが分かりやすくよかったなという部分と、この大きな丸と小さな丸の違いについては、一つ確認をしたいというふうに思います。

また、この進行管理の、今日が2月定例議会で緑のバージョンアップを提示していただきましたけれども、この後、戦略点検シート、また次年度の予算編成というふうになりますけれども、そういった、スケジュール的なことは確認をしていきたいというふうに思います。

1点だけちょっと改善をしていただきたいなというふうに思いましたのは、やはり戦略シートの左側のページですよね、ここはやはりすごく振り返るところで、立ち返るページというふうに思っていて、狙いとかは何だったかなとか、関連したデータというのはどういふのだったかなということで、やはり左のページもセットで見せていくというふうにしていくかないと、なかなか全体的なことを頭に入れながら、この戦略シートだけを追いかけていくということがなかなか難しいなというふうに思いまして、私は、この左側のページというの

をセットにして、いつもゴールを確認しながらいくということをしていったらいいんじゃないかなというふうに、このあたりの見せ方については検討していただきたいと思います。

ここでは以上でございます。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 御指摘ありがとうございます。まず一つ目にございました、事業計画の中の大きい黒丸とそのほかの内容についてでございます。

基本的に大きい黒丸については、重点施策を中心に記載をさせていただいておりますので、そういった意味合いで表示をしたものでございます。

続きまして、点検の全体的なスケジュールでございます。

1の概要のところに表が記載してございますけれども、改めて確認させていただきますと、今回、戦略シートのバージョンアップということで、令和7年度の事業をまとめたものを掲載したといったような御報告になってございますが、また、7年度に入りましたら、本事業を実施していく形になります。7年度に実施をしていく中で、前年度に当たります令和6年度、こちらが事業終了した形になりますので、令和6年度の事業の振り返りを戦略点検シートといったもので行います。こちらが年度の当初から夏頃にかけて点検シートを各課で作成しながら、全庁で確認していく作業を行います。

そういった形で、令和6年度の振り返りを点検シートで行いまして、こちら9月の議会でも御報告させていただきますが、それらをもって、次年度の、今度は令和8年度の予算をつくるに向かって、令和6年度の状況を確認しながら、7年度実施していきながらとなりますけれども、そういったもので毎年更新をしていくといったようなサイクルで進めているものでございます。

それから、最後に御指摘ございました総合戦略の左側のページ、今回、ホームページに更新状況を変更するという点において、こういったものが見やすいだろうかということをしていろいろ中でも議論をしまして、現在については、4年後の目指す姿であるとか、そういった本当の最後のゴールのところについては、ホームページの上部に記載をし、そこに向けた取組ということで、具体的な事業計画は更新していこうというような考えでもって、今回作ったものでございますが、御指摘ございましたように、実際の冊子の左側には、現状や、要はゴールに結びつくための状況について確認しているような内容ございました。この間、現状の記載については、こちらが毎年更新はしていないので、当時策定をした時点での現状という形になるので、その時点がちょっと古くなっていくということもございましたので、この

段階でホームページ等には一番前面には掲載していないというふうに判断したものでございますが、グラフ等につきましては、適宜状況が変わっていくということがございまして、ホームページの一番下にはなりますが、この冊子で用いたグラフの更新したものを掲示はするようにはさせていただいております。そういった内容も含めて、今後、ホームページになりますので、更新に合わせて、また新たな見え方については研究しながら、更新できるものと考えてございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。その関連データを更新させていくのを埋め込んで、左側に見せていて、右側が更新されていくということで、セットでよく分かるなというふうに思いますので、そのあたりはぜひ研究してください。お願いします。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 私のほうからは、この戦略点検シートの進行管理の中で、バージョンアップしていくためには、やはり評価が大事だと思うんですね、点検・分析。例えば在宅医療の介護連携の推進というところなんかだと、地域包括ケアシステムを重視していくということなんだけれども、そこをしっかりと進化、推進をしていくというふうには言われていますが、では在宅医療、介護連携がどこまで実効性を持って機能しているかという分析はないんですね、もともとが。やっていますだけで、機能しているかどうかがあれば、そのところというのは、例えばですよ、難しいと思います。

それから、不登校支援についてであれば、今、不登校の低年齢化が進んでおりますし、様々なところで不登校の子がいると、保護者がなかなか就労継続というのが難しくなっている。もうこれは、非常に今問題、一つの課題になっている。例えばそうしたものが不登校の支援のところに、本来だったら追記されていかなければならないんだけれども、そういうバージョンアップにはなっていないように思うんですね。常に、一番初めの令和4年のところ、例えば今回つくったところの初めのところに関してだけやっていって、新しい追記がされていないというふうに、これ今回に限らずなんですけれども、そのあたりはどういうふうに改善されていくのか、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 評価の仕組みについての御指摘でございます。

まず、こちらの評価につきましては、先ほど点検シートというお話をさせていただきましたが、点検シートを作成した後に、区民協議会等で、そちらで内容について、区民の皆様

も御説明をしながら、一定評価をしていただくといった流れは持っているところではございます。

また、それ以外に、こちら区の最上位計画というふうにはお話をしていますが、逆に、個別の内容については、それぞれ個別計画を持っておりまして、御指摘いただきましたような内容についても、それぞれの計画のところで一定評価をする部分というのは、ある部分はあるのかなというふうには思っています。

大きな意味では、先ほどグラフのお話もございましたが、そういったことの捉えを、個別の事業の評価という観点ではないんですけれども、大きなアウトカムという指標という意味合いでは、用いていけるかなというふうに考えてございますので、そういったアウトカム仕様については、今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 区民協議会とかで一定協議されるということですが、やはりまず先に行政のほう がしっかりと分析して、そこが機能しているのかどうか、何が足りないのかということを、情報を提供された上で、協議していただくというのが筋だと思いますし、あと個別の事業計画があったとしても、そこには当然、機能しているかどうか、評価をきちっとしたものが出てくるはずなので、そこは点検シートに入れ込む、戦略シートの中になって、そのところで何が足りないのかというところで、予算編成にもなっていくというのが流れだと思いますので、そこは改めてぜひお願いしたいと思いますし、先ほど申し上げたような不登校というところの問題についても、出てきたものに関するときちっと追記をしていくということはお約束いただきたいと思うんですけれども、そこを最後にお願い……。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 先ほど申し上げましたように、点検シートについては、それぞれの事業を実施した結果について確認をするという流れにはなっていますが、一方で、その後、次年度の予算等編成するに当たりまして、新たな取組といったようなところについては、このバージョンアップのところで新規事業という形で追記している部分もございますので、そういったところも捉えまして、御指摘ございましたように、新たな書き込みも含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 私からは、主要課題のナンバー 9 の学校施設等の計画的な改築・改修等のところで、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それで、先日の本会議質問で、昭和小学校の近隣の土地に関する質問があったかというふうに思います。それで、そのときに答弁の中で、近隣の土地や建物……。

○高山委員長 石沢委員ね、ちょっとこれ別の委員会かもしれないな、もしかしたら。

○石沢委員 でも、土地に関することなので……。

○高山委員長 そうですか、ではちょっとこの委員会らしく、ちょっと質問から入ってください。

○石沢委員 それで、土地や建物の活用も含め、必要な教室の確保に向けて検討、対応するというふうな答弁があったかというふうに思うんですけども、それで土地のことについては、区長部局のところになるので伺いたいというふうに思うんですけども、この中で、近隣の土地や建物の活用も含めというふうに、こういうふうに答弁されていることについては、検討段階まで進んでいるということなのかどうかというのをちょっと確認しておきたいというふうに思うんですね。

つまり、これまでは一般論でいろいろ答弁されてきた経過があると思うんですけども、これがさらにステージが上がって、ちょっと具体的な話が進むようなところでまで今、進んでいるのかどうかということの、そのあたりの話をちょっと聞きたい。

そうすると、ここで主要課題のナンバー9では、令和9年9月増築完了ということでのスケジュール感が示されているんですけども、ここともちょっと、いろんな形で影響が及んでくるじゃないかなというふうには思うんですね。

ですから、そのことの、答弁にあった、この近隣の土地や建物の活用を含むという、この「含む」の意味、これはどういうことで答弁されていたのかというのをちょっと確認でお伺いしたいというふうに思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 学校隣地の取得に向けた動きにつきましては、個別にそれぞれ動いている部分がございますが、先方の方もいらっしゃることから、詳細については伏せさせていただきますが、先ほど委員がおっしゃっていたような検討の状況については、区として検討しているというふうな認識でございます。

そういった中で、そういった状況が変わることによって、計画が動くというのは当然ございますので、そういったところについては、今後の状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。こういった土地の、特に隣地みたいなことについては、ぜひ、しかるべきところで、やっぱり丁寧にいろいろ議論をしていっていただいて、区民の皆さんに発表できるような段階になったら、やっぱりオープンにしていっていただきたいなど。昭和小学校なんかは、かなり昔からグラウンドなんかが非常に狭いというかね、今も生徒さんが増えて、体育祭というんですか、運動会のときなんかは、かなり厳しい状況だなというふうに私も見ていて感じますので、ぜひそのあたりは、しかるべきところでしっかりと対応していただいて、発表できる段階になったら、ぜひ明らかにしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 すみません、ありがとうございます。

2月は戦略シートの更新ということで、この部分の差し替えというのは理解しているんですけども、様々これまでも補正予算等でも言ってまいりましたけれども、人口推計とか、それから財政状況とか、様々、もしかしたら変更があるところがあるのかもしれない思っていたんですけども、総論については、今回、特に書換えとか更新とかということはないというふうに考えてよろしい——ほどのものはないというふうに考えてよろしかったでしょうかということの確認と。

それから、これまでも私のほうで申し上げておりましたけれども、戦略点検シートの中に、若者計画とかこどもの権利の部分が入っていないというのは、分かっていると思うんですけども、そちらのところは、本来でしたら中高生支援だけではなくて、若者支援等を新たにというお話をさせていただいておりました。組織等については、次年度以降でもいいかもしれないですけども、現在進行形で、計画策定の準備とか、あと調査をかけていますので、そういう意味では、今やっているかなり大きいプロジェクトというふうに考えていいかと思いますので、そちらを戦略シートの中に書き込まれなかった、それはどういう意図だったのかということをお聞きしたいと思います。

○高山委員長 質問、まだありますか。

○上田委員 はい。

○高山委員長 そしたら、あと3分あるので、もう聞いちゃいましょう、どんどん。

○上田委員 でも、こちら取りあえず……。

○高山委員長 聞きたいですか。

○上田委員 はい、お願いします。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 まず初めに御指摘ございました、人口推計等についてでございます。

御指摘ありましたように、今後、人口推計の結果がどうなっていくかということについては、確認をしながら進めていきたいというふうには考えてございますが、今回の総合戦略の更新において、そういったようなものについてのまとめたものというのはございませんので、そちらについては、どこでやっていくかも含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、若者やこどもの権利というところにつきましては、確かに現在、そういった計画の策定に向けた動きはかなり活発になってきたというのは我々としても認識してございます。どこのタイミングで記載をしていくかというところについては、御議論あるかと思いますが、私どもとしましては、調査等を踏まえた具体的な施策に入るタイミングで、組織なり政策なりについて考えていく中で、追記等も考えていきたいというふうに考えてございますが、今後、タイミングも含めて改めて検討してまいりたいと思います。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。計画、実際に今、かなり大きい予算を組んでやっているところですので、今の、多分、そのシートの中でも書き込める部分があるかというふうに思いますので、それは書き込んでおいてもよかったのかなというふうに思います。新たな項目を立てるということに関しては、追加するという点に関しては、確かにちょっと考えているというのは分かりましたけれども、事業自体を書き込まないというのは、やっぱり書き込んでおいたほうがよかったかなというふうに思います。

あとは、次の改定に向けて、やはり予算の裏づけがあるということはすごくいいことではありますけれども、人材育成とか人材採用とか、そういった様々、事業を執行していく上で、必要な部分について、さらに様々な裏づけと連動した、公共施設等総合管理計画もそうですけれども、連動した計画になるよう、見直しについて考えていっていただきたいというふうに要望します。

以上です。ありがとうございました。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項……。

(「ちょっと委員長」と言う人あり)

○高山委員長 あ、副委員長ありますか。では、ちょうど昼の休憩、12時になりますので、金子副委員長の質疑からということにしたいと思いますが、今、集計していただいたところ、一般質問が6件あるということでもあります。皆さん、かなり頑張っていたんですが、ちょっと時間を多く使っている人とか、御自身で御理解していると思います。午後も張り切って一般質問までやりたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

では、1時に再開します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○高山委員長 定刻少し前ですが、皆様おそろいいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、午後の質疑を始めます。

それでは、まず、金子副委員長。

○金子副委員長 私は、資料の一番最後についている経過期間の財政計画のところで聞いておきたいと思うんですが、ここに示されている数字の6年度、7年度を比較してみたときに、財源内訳が書いてあると。それで、特定財源と一般財源の内訳が書いてあるわけですが、この総合戦略の事業費に関わる財源が書いてあるわけですね。そうすると、それぞれの6年度と7年度の当初額の特定財源、一般財源に占めるね、この総合戦略上の額というのを比率を計算してみますと、2か年度で6年度から7年度に向けて、特定財源については5ポイントほどアップしているんですね。比率で言っていますよ、これね。

一般財源については、1.6%ほどのアップという話になっていて、比較すると特定財源のほうが結構ポイントのアップ率として大きいんじゃないかと、上回っている。そのアップしている量も大きいというふうに私は言えるというふうに思うんですね。

それで、総合戦略は区民の皆さんに計画期間を通じて、やるよといって示しているものですね。だから、特定財源のほうがこういう形で少し伸びるような形で示されているということについては、どういうふうに見ればよいのかと。一般財源、特定財源の、それこそ一般的な説明があるので、それは踏まえた上でということになるわけで、それが一つですね。

それでもう一つは、何でそんなことを聞くかということ、先ほど上田委員も少し触れておられましたけれども、事業計画期間を通じて、財政計画の部分についても、私も、進行に応じて数字をきちっと示していくことが必要じゃないかと。この議論は、従来からもやられていたと思うんです。特に、私たち、基金の額などに注目して、大きな乖離が生じているというような議論をしてきましたけれども、それについては、補正予算の審議のときに財政課長さ

んから、その乖離は少し埋まってきていますよと、そういう計画になっていますよと。確かにそうだと思うんですね。だからこそ、区民の様々なニーズに応える、財源なり、そういう余力というのはどれくらいあるのかと、それがどう推移しているかということについては、そういうふうにして実態に合せようという努力をされているわけだからね、人口推計もなかなか、反映できればいいなと思いますけれども、財政計画の部分については、もう少し、詳細ではないけど、実態を踏まえた資料の、経過の資料というんですかね、こういう機会に出てくる、そういうものは作れるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点が2点目。

それをやるときに、やはり投資的な経費が、もしくは区民施設基金などについては、なかなか見通しが立たないみたいな話がこの間あって、概算もしくは大きな部分を占めていると思われるシビックの改修計画については、今後、新年度に見直しの数字も含めて出すというような話になっているわけでね、その辺が、私、2つ目の質問で財政の推移を示すと言ったけど、反映されないということなんですよ、シビックについてはね、正確にはね——正確というか、その見通しがまだこれから出すというわけだから。

そうすると、ただ、今、分かっている部分でそういう財政計画を出せば、シビックの改修というのはどういう位置を占めるかということもおのずと反射的に見えてくる、推論できるということに私はなるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それは私たちが分かるという以上に、区民の皆さんに、また区民の方々から見て見えるようになるという効果もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺は、投資的経費ということで、この計画に示されている部分があって、情報公開を取って見せていただいたことがあるんですけども、なかなかよく分からなくて、この辺はいろいろ発注の関係もあるから、黒い、真っ黒じゃないけれども、見えなくなっている部分もありまして、詳細がよく分からないというのがあるんです。だから、こういう質問になるんですけれども、以上、3点になるのかな、聞きましたけれども、お答えいただいております。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず1点目、最後の計画期間の財政計画の部分ですけど、一応7年度部分でいきますと、事業費は大体全体で107億ぐらい増えています。そのうち一般財源については、2億ほどの増。ほぼ見込みどおり。ただ、特定財源につきまして、やはり今回の7年度当初予算、ちょっと予特の議論にもなりますけど、特定財源、約120億円増えていまして、それに連動するようにこちらのほうにつきましても、約109億円ほど、ちょっとずれている状況

となっております。

理由としましては、ちょっとこれから分析なんですけど、ただ、今、考えられる時点では、今回7年度は新たに重層的支援事業とか、あと児童相談所に係る整備費の関係、それから国からの児童手当の給付に係る特定財源の実績の増、そういったところで増えているのかなと分析をしているところです。

今、副委員長おっしゃったとおり、財政計画、昨年出して今後の見込みをというところですけど、一旦あの計画については、まずは一番の目的は、4か年、総合戦略に掲げる事業をしっかりとやっていくための財源があるかというところを一番の主眼としてつくったものになります。ただ、副委員長おっしゃったとおり、今後のトレンドを財政課でも見ていく上で、さらに毎年毎年の変化が必ず出てきておりますので、そこについては、ちょっと今時点では研究をしていきたいと考えております。

それから、シビックの関係の特定目的基金ですかね、そこについては、ちょっとこれまで申し上げたとおり、なかなかシビックに係る経費そのものの自体が設計とか、あとは起債を活用して財源を充当している関係もあって、なかなかそこと連動して、今後、その特定目的基金がどれぐらい必要とか、目安とか、そういったところはちょっと今時点では難しいのかなと考えております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。確かにさっき投資的経費で見えなくなっているよと言ったのは、直近の学校とかの発注の関係の部分であって、シビックで分かっている部分は出ているんですよ。ただ、またその先という話なので、そこは従来言ってきた話で、ちょっと擦れ違いがあるんだけど、しっかり示していく必要は私たちはあるというふうに思って、加味して、区民が見えるようにしておく必要があるというふうに思っています。

特定財源と一般財源の話については、事業費が伸びてくれば、そういうところの伸びているように見えますよというお話だったというふうに思うんですけども、そういう点では特定財源の内訳の中には、国と都の施設というのは、なかなか劇的に増えたり減ったりしたらそれは非常に困ると思うんですね。当初でいっているわけですから。

だから、そうすると、その他のところの金額、これが実額としては一番多くなっていて、100億になっていると思うんですけど、この部分については、基金の繰入金が結構大きな部分を占めており、決算のときには、繰入抑制というようなことが当然発生してくるわけなので、そういうところで、最終的には皆さんは調整されるというふうにおっしゃるんだという

ふうと思うんだけど、そういうことも含めて、より区民に説明できる、また議会でも全体像どうするのかというのを把握できる指標として、この総合戦略の財政計画部分も使われるように私はぜひしていただきたいなと思いますので、そのことはお願いをしておきたいというふうに思います。

終わります。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは続いて、報告事項3の質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

では、山田ひろこ委員。

○山田委員 それでは、質問させていただきます。その前に、今回この御報告を受けるに当たって、これまで用地の取得ということでは、本当に学務課さんをはじめ、また企画課さん、またほかの関係の所管の皆様、職員の皆様には、大変御努力をされてきたことを、まずはその御尽力に感謝をさせていただきます。

で、ここにもスケジュールが書かれているんですけども、令和7年のこの4月の下旬に、売買契約をする運びとなりましたが、その後、実際には在籍生が2年間ぐらいおられるということで、令和9年の6月以降に受け渡されるということになっています。この2年間なんですけど、まずはここで質問なんですけど、この間で活用のための準備というんでしょうか、やっていくことというのを教えていただければというふうに思います。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今、委員おっしゃるように、令和9年6月頃までは、工事等、実際の作業的なことはできないという認識であります。ただ、その間に、本敷地の活用に向けた具体的な内容の検討であったり、設計等であったり、できることを進めていきたいとは考えてございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。活用の検討、それと設計、設計というのは分かるんですが、活用の検討というと、ちょっと分かりにくいんですけども、要は、やはり今、小学校の建て替えが順次、次々とやってくるわけですし、老朽化した校舎の建て替えというものは、生徒も増えていることから、本当に喫緊の課題だというふうにやっぱり思うんですね。そういった中で、やはりこの2年間というものを上手に使っていく必要もあるんだろうなというふうにあって、お聞きした次第なんですけど、できればその活用の検討というところで、この

ようなことをしていくというようにお示しいただくことができるのかなというところまでちょっと期待をしたのですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今回、今、取得に向けて動いているというところでございますが、実際にこちらの取得がかなった場合は、こちらの敷地を長期的に活用することが想定されることになります。そういう意味では、今後の学校の改築を計画的に行っていくというようなところで、公共施設等の総合管理計画の方針というものはもちろんベースにはしていくんですけども、こちら教育のほうでも、本敷地の活用計画というものを具体的に検討していくというようなことを考えているところでございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 なかなか、ちょっと分かりにくいなと思っております。一番申し上げたいのは、やはりスピード感を持ってやっていただきたいというふうに今、思っております。

あと、いろんなところでいろんなうわさが立つわけですけども、老朽化した小学校の改築というのは、今時点でもう計画が始められるところというのがあるわけですけども、例えばそういった中で、どういう視点で優先、この学校からやっつけこうとかという、そういう優先順位をどういう視点で考えていくのかというところを教えてくださいませんか。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 もちろん、学校の築年数であったりとか、施設の老朽化の程度、こういったことが基本にはなってくるかなとは思っております。ただ一方で、各学校はいろいろ置かれている状況が異なっています。ほかの施設の合築の施設であったりとか、あとはほかの隣接する小学校、中学校があるとか、そういったいろいろな状況がございますので、そういったところも含みおきながら、こちらのほうでおよその改築の順番というものは決めていくと考えてございます。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 そうすると、まだこの学校からというようなところは決まっていないということですかね。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 現時点では、まだ実際にこちらの用地を取得というところまではいっていませんので、区としてもその意思決定をしていく必要がございますので、現時点では具体的な内容は決まっていないということになります。

○高山委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。老朽化の順番ではないのかなというふうに思います。というのは、やはりすごく生徒が増えちゃっていて、もう手狭になっている学校もあつたりもするので、一概に老朽化の順番というのでもないんだろうなと思ったので、どういう視点なのかなというふうにお聞きしたんですけれども、そういったこともこれから考えられるということですが、先ほども述べましたように、やはり同時に進められることは同時に進めていってほしいし、これから受け渡されて、解体したとしても、またそこで埋蔵文化財が出てくること等も考えられます。ですので、何度も言うようにですが、やはりスピード感を持ってやっていただくことで、この土地を取得したという効果というのがさらに上がると思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。またお聞きしたいかとは思いますが、ありがとうございます。

○高山委員長 では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 購入の目的がここに改めて書かれておりますけれども、このことを確認するまでもなく、この間、自校方式で工事を行ってきましたけれども、その間の、今、建て替えられた学校についても、土地の取得ですとか、また工事期間中の仮校舎の設置等々に関する代替地の確保についての御要望はあったところでありまして、いよいよそういったことが少し解消されるのかなということで、うれしく思っております。

この中に、今後の学校改築の工事期間中の代替地として活用することにより、工事期間中の児童・生徒の教育環境への影響を低減するということが書いてあります。校庭が使えなかったり、いろいろ窮屈な思いをした、また音や振動の課題があつたなというふうに想定されるんですけれども、企画政策あるいは教育のほうでは、この低減について、どのように想定しているのかということと、これは児童についてという視点、それから周りの住民にとっても、とても様々なことがストレスが減っていくのかなということがあるので、周りの住民に対する低減について、あるいは財政面での低減ということもあるのかなというふうにも思っています。

工期の短縮の工事費の縮減、このことに関してなんですが、先ほどの大きな括りの一つとするならば、ここから2つ目なんですけれども、今まで自校方式以外の方式でやったことがない文京区でございます。そういった意味では、工事費の短縮というエビデンスを他区の事例を挙げていただきながらお示しをいただければなというふうに思います。

最後に、改めてこの効果と、あとまた課題もあろうかと思えます。今、山田委員もおっし

やってくださったとおりでありますし、また、本当に実際そこに自校方式ではなく、東邦音大に仮校舎が建てられて通うということについての様々な御懸念も、既に保護者のほうから声を聞いているようなところですよ。どういった時期にこういったことを深く議論していったらいいのかなというふうなタイミングも、今、私の中では頭の中にあるんですが、そのあたりどのように整理をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 まず初めに、児童・生徒の教育環境への影響の軽減という部分になりますが、今、ちょっと委員も触れられていたところかと思うんですけども、やはり今まで自校方式ということになると、現在の学校の敷地に仮校舎をまず建てるということになりますので、今回こういった敷地を取得することによって、体育の授業であったり、遊び場であったりというところの確保という点で、教育現場でのその影響というものは一定軽減ができるのではないかなと考えてございます。

あともう一つは、近隣住民の生活環境というような視点にはなりますけれども、こちらも、今、委員がおっしゃったように、工事期間の短縮、これは確かに期待ができると考えておりますので、工事で当然音が発生するとか、工事車両が近隣を当然通るということもございますので、そういったところへの安全性への心配もお持ちの方もいるかと思いますが、そういった方々の生活環境への影響というところを一定こちらでも軽減できるのではないかなというふうには考えてございます。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ほかの区の事例もというお話もありましたが、他区においても、統廃合によって空いた敷地を使って、そこで改築を進めているという事例が、北区とか豊島区とか様々な区で行われているということは承知をしているところです。

具体的な工期の短縮がどのぐらいになるかといったことは差し控えさせていただきますが、先ほど中川課長からもあったとおり、自校方式でやっているという中では、敷地内に仮設校舎を建て、空いたところを、学校のほうも引っ越しをして、それを一部解体をし、そこに建設をしというようなことを何回か繰り返して、工事ステップのほうが大体7ステップぐらいかかっているのが今の区の現状となっております。

またあわせて、学校のほうも引っ越しを3回ほどやるといったようなことで、かなり手間もかかりながら進めているというところが、こういった敷地を活用して工事を一気に進めることができると、一度に解体をし、建設をし、そして学校のほうも引っ越しをしていくとい

うことで、かなりそういったことで工期の短縮及び工事費の縮減も期待されるというふうに考えております。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 あと、最後に、今回、敷地を取得することによる効果と課題というような御質問がございましたが、今回こういった複数の学校の改築に活用可能な土地を取得することによりまして、学校改築等の進め方について、選択の幅が広がっていくものがある、そういった効果があるかと思っております。

一方で、その裏返しにはなるんですが、課題としては、学校改築等を進めるに当たって、今後、本敷地をどのように活用していくかというようなことについて、中長期的な視点を持って、検討していく必要がある。計画的に進めていく必要があるということは考えております。

さらに、委員おっしゃった通学についてというようなところも考えていかなければならないことかとは思っております。徒歩での通学が困難なケース、こういったものはあるのかなとは思っております。それをどういった時期に議論するかというようなところは、やはり実際にこちらの活用方針、正確に決まった後に、順にそちらのほうを、学校だったり保護者の方とも詰めていくような形になるかなと思っております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。様々整理がついたところでございます。工期については、7ステップ、また引っ越しも3回程度あるような状況から様々工期が短縮することで、これが減っていくということを考えても、非常に有益なキャンパスの取得になるのではないかなというふうにも思います。

また、児童や周りの住民、財政面でも、これがいい影響を及ぼしていくということと、改めてこの改築の進め方の選択が広がるというふうに課長のほうから御答弁ありましたけれども、活用方針をまとめていただいて、教育活動や、また保護者もそれに関わってきますので、そういった児童も、また保護者も、また地域住民も、こういった改築に関わる心配な部分が混乱しないように、一つ一つ進めていただきたいなということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○高山委員長 では続いて、上田委員、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。

ほかの委員さんがかなり整理していただいたので、大体分かってまいりました。あと、補

正予算でも財源等について、特別交付金も含めて使えるものがないか探していくということも分かりましたし、財産価格審議会で鑑定士等の方を入れた適切な価格設定で契約をされる予定というふうに伺っております。また、具体的な活用方法とか、スケジュール等については、先ほど来お話を聞かせていただいて、ある程度分かりました。

これまでも文京区、様々な改築等を行って、空いた跡地利用等について、迅速に行えなかったもの等もあったかというふうに思いますので、この2年間の間にしっかりと計画を立てていただいて、なるべく素早く、文京区の区政課題を解決していただきたいというふうに思います。

これまで文京区の学校改築というのは、大体2校ずつ行ってきたかというふうに思います。そういう意味で、今回出てきた、仮校舎に使いたいと思う用地が1か所ということで、こういった2校ずつ行ってきた改築計画に何らかの影響があるのかどうか伺いたいというふうに思います。

○高山委員長 学務課長。

○中川学務課長 今、委員おっしゃるように、同時期に並行して複数の学校の改築工事を行う可能性、これは今後もあるかと考えております。そういう意味では、現時点で全ての学校の改築工事で本敷地を活用するかどうかというところは決まってはいないところでございます。

他区の状況を見ても、仮校舎敷地を持っているような区においても、複数の方法を組合せながら学校改築工事を進めているというところは、こちらでも確認はしているところでございます。本区においても、今後、本敷地の活用計画の検討を進める中で、具体的な活用方法についても検討していきたいと思っております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 例えばですね、これまでは自校方式でしたので、2校ずつ検討して、計画をして、その7工程、8工程のステップを使って工事をやってきたというふうに思います。それで、トータルで多分5年以上かかっている、1校当たりという、2校という形になっていると思う、六、七年かかっているんですかね、というふうになると思いますが、それがもし工期を短縮できるということであれば、1校ずつ行っていくというのも一つの方法かなというふうに思います。そういうことになると、やはり公共施設等総合管理計画全体の見直しということになるのかなというふうに思います。

先ほど学務課長のほうから、公共施設等総合管理計画をベースにというお話で、ある程度の目安とかは、中長期の目安は出ておりますし、それに合せてやっていくというのは分かり

ますけれども、そういったことも今後考えていく必要があるのかなというふうに思うのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○高山委員長 学務課長。

○中川学務課長 委員おっしゃるとおり、今回、工期短縮は期待できるというところは大きいところだと思います。それによって、複数校並行せずに、1校ずつというようなことがかなうのであれば、そういった考え方もできるのではないかと考えております。

ただ、まだ今、取得前で、具体的な検討は我々のほうも進めている段階ではございませんので、今のような考えも含めて、もう少し詳細に今後詰めていくことになるかと思っています。

○高山委員長 続いて、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まず今回の取得金額の根拠について、お伺いしたいと思います。

今後4月からは、用地・施設マネジメント担当課長、文京区の中できちっと配置されて、民間の用地なども取得することも積極的に考えていこうという文京区でございますので、今回これだけ大きなものを買うに当たっての、やはり取得金額、根拠になるものはとても大事だと思いますので、そこをお伺いしたいと思います。

今回、不動産鑑定士の方が鑑定された鑑定評価額から、建築物除却費用、また除却費用の物価高騰見込み分を引いて、138億円としたというふうになっております。その中で、まずは先に、建築物除却費用について、どのようにして計算されたのかをお伺いしたいと思います。

○高山委員長 契約管財課長。

○坂田契約管財課長 建物の解体費用のことですけれども、まずこちらは、まず解体の設計費と管理費と、あと工事費を合せた額となっております。また、解体の費用につきましては、東京都の標準予算単価を活用して、こちらを参考に積算しているものでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 今の中には、アスベストの除去費用というのは入っていないというこの理解でよろしいでしょうか。

○高山委員長 坂田課長。

○坂田契約管財課長 こちら、石綿含有建材撤去費等も含めて、そういった予算単価も入れて計算しているものでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 これは、東邦のほうが既にアスベストの調査をなさったところに乗じた金額を算定されたという理解でよろしいのでしょうか。例えばこれが、それからアスベストのレベルによってもかなり金額が違ってくるということなんですよ。調べると、ここが延べ床約1万平米のところ、例えばレベル1のときだとすると、全体的に、ほとんどのところがアスベストとなった場合には、総額がおおよそ20億円かかると。そこまでいかなかったとしても、大方のところでは除去費用が必要になったときに、数億円から20億円規模になるということも可能性が高いと言われているんですが、今、新大塚の物件のところ、いろいろと調べていったときに、それで建築物ですね、先ほど言われていた東京都のあれですね、建築工事費の試算のところから考えたときに、アスベストの除去費用というのが非常に低く抑えられているように思うので、その試算としてどういうふうにされたのか、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 海津委員、あとどれくらいある、質問。

（「あと2問」と言う人あり）

○高山委員長 あと2問ある。まとめて聞いちゃおうか、行ったり来たりしていると時間がかかっちゃうから、それで質問から言いましょう。今、アスベストの除去費用どれくらい見積もっているかという質問だったわけでしょう。その前提、短めでいきましょう。
では、海津委員、どうぞ。

（「だって、答えてくれないと……」と言う人あり）

○高山委員長 いや、いいです。続けてください。

（「でも、答えてくれないと分からない……」と言う人あり）

○高山委員長 答えてくれないと、その続きがあるの。では、はい、大畑課長。

○大畑整備技術課長 アスベストの除去費用についてなんですけれども、文京区の場合、厳しめの撤去方法をしているというのは御承知のとおりだと思いますが、レベル3の撤去であっても、レベル1相当の撤去をやっているという中で、実際の解体費については、御指摘あるとおり、詳細な設計を行って積算をしないと、確定はしてまいりませんが、本見積りにおいては、一程度、アスベストの撤去をきちっと行えるという前提で積算をしているものでございます。

○高山委員長 はい、どうぞ。

○海津委員 このところでは、きちっとアスベストの量とかも、1万平米の中でほとんど、あったとしても大丈夫というふうに考えてよろしいというわけですね。

それから、今後、地中埋蔵物とかいろんなことが出てくる可能性があるわけですよ。そ

うしたことも含めて入られているということだったと思いますが、分かりました、でも、では補正予算が組まれることはないという——補正予算というか、アスベストに関しては、安心だということだというふうに理解をしておきます。

ただ、これが後々契約した暁には、建築物除却費用の根拠、細かなところをしっかりと明示しいただきたいと思います。

それから、建築物除却費用の物価高騰見込み分のところで、幾らかを先ほどの建築物除却費用とともにのけて、138億円を提示したということなんですけど、この除却費用の物価高騰見込み分というのは、大体幾らぐらい上昇を考えているんでしょうか。少なくとも2年後以降ですよ、2年後にしても、それからまだしばらくかかるかもしれないといったときに、どのぐらいの上昇率を考えて今回試算されているのか、併せて教えてください。

○高山委員長 ほかにありますか。

（「まだあります」と言う人あり）

○高山委員長 では、もうまとめて聞いてください。

○海津委員 まあ、そのところ、上昇率を教えてください。

それから、今回、この校舎が約1万平米ぐらいあるわけですよ。文京区の中で1万平米ある校舎というのは、体育館も含めてですね、というのはほとんどないんですね。例えば小日向台町小学校のところだと、今、小学校の校舎と体育館を合せても約4,500平米ぐらいなんです。なので、1万平米おおよそあるということは、非常に広い、いろんな子どもたちにとって、先ほど学区からも離れたところ、その中で、様々な子どもたちにとっては最善の学びを提供するには、十分な広さがあると思うんですけども、そうした中、北区なんかでは、長寿命化のリノベーションをやっていて、それが見ると、昭和34年の物件に対してもリノベーションをやったりとかして、長寿命化を進めているところなんです。

文京区としても、今回、除却費用というふうに出ていますが、こういうふうな除却ではなく、むしろ今の建物をしっかりと長寿命化、リノベーションを図っていく、その分、期間も短くなるし、子どもたちが小日向台町小学校とか様々な学校が活用できる時期も早まっていく。そしてまた、費用としても、北区の試算なんかだと、半額以下ぐらいになるんですよ。なので、そうした面からして、費用対効果もあるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりも教えてください。

それから最後にもう一点、やはりこれが負担していく中で、今、ほかの委員の方たちから出ているのが、やはり小学校、学校、子どもたちだけの話になっていますが、やはり子ども

たちだけではなくて、せっかく取得した建物なので、地域の方々、様々な区民に対して活用ができるような施設、365日、24時間とまではいかないかもしれないけど、それに限りなく近い形で今の東邦学園を活用していくように考えていくのかどうか、それを教えてください。

○高山委員長 整備技術課長。

○大畑整備技術課長 まず最初に、委員からありました地中埋設物等のそういった不測な、今、分かってないところに関しては、全てこの金額の中に含まれているということではなく、先ほどの繰り返しになりますが、実際の解体費については、詳細な設計をして、解体価格を算出していくということで考えております。

また、本建物は、道路付けですとか、敷地の広さ、それから周辺の状況等を考えても、解体工事を行うには条件がかなりいいというふうに考えております。区内で行っています別の解体工事の実績単価と比較しても、この条件を踏まえると、多少の上昇分も含めて、妥当な金額を算出しているということで考えております。

また、最近、別の案件で解体工時の契約の入札がありましたが、区が想定しているよりも大分安く落札されているというところもありまして、建設費、一般的にはまだまだ上昇傾向にございますが、解体工事費に関しては、大分競争も働いているのかなということで考えております。そういったことも含め、一定程度、この金額の中でやっていけるものというふうに考えております。

○高山委員長 学務課長。

○中川学務課長 建物のリノベーション、活用というところについての御質問になりますが、現時点では、既存の校舎を使用するかどうかというところは決まっておられません。当該敷地には、建築年次が異なる校舎が複数あり、今後、建物の詳細をしっかりと確認していく必要があると思います。その上で、今、委員がおっしゃったような活用のメリットがあるのかどうかというところをしっかりと判断していきたいと考えてございます。

○高山委員長 中川課長。

○中川学務課長 地域の活用というところでございますけれども、今回の仮設の校舎を建てる際には、その長期間の活用を想定する施設ということにはなってまいりますので、地域への開放等については、検討していくべきものと考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ……分かりました。アスベストに関しては、ぜひ専門業者によって、この2年間お貸ししている間に、きちっと詳細な調査を出していただいて、見積額も含めて、議会のほ

うにも御提示いただきたいと思います。

それから、先ほどやはり全体的に地中の埋蔵物とかそういうことに関しては、入っていないということでしたが、やはり大きな買物ですので、その辺を丁寧に本来だったらやるべきだったと思いますので、そこは今後に向けて改善を求めて、終わりにいたします。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。

これまでの議論でおおむね理解はできたんですけれども、ちょっと確認が取れなかったといえますか、まだ分からない点だけまとめて御質問させていただきたいと思います。

期間中の生徒の教育環境の影響の低減と工事期間の短縮ということは、非常にこの土地を取得してよかったなというふうに思いますし、大型のマンションが建つことで、特別区民税は増収につながりますけれども、近隣のこの学区域内の大塚小学校へのまたさらなる児童・生徒の増加等々の影響を考えると、早め早めで、先手でしっかり区として、様々な目的で使える用地を取得したということは大変評価できることだというふうに思っております。

学校施設自体は、子どもたちが学ぶ場所でもあり、さっき海津委員も少し御指摘されましたが、地域の方々も使うし、あと発災時には避難所としても使うと。様々な用途で使っているのが今学校だと思うんですけれども、仮にこれが全ての活動を停止して、工事期間短縮することで、既存の校舎の活動全て止めるということになるかと思うんですけれども、その際、丸ごと東邦音大を活用するとなったときに、その機能が全て行くのか、どういうふうに整理をするのかという点で、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども。

以前、私も運動ができる場所の積極的な確保についてということで、一般質問を過去にさせていただいたことがあるんですが、学校の改築・改修をすることで、プレハブ等々を校庭に造るということで、子どもたちが体育する場所だったり、地域の方々がスポーツをする場所が総体的にもう減ってきているので、区内外を問わず、新たな場所の確保をしてほしいという御趣旨で、以前、一般質問させていただきました。

そういう点からすると、この地域スポーツ団体さんの活動場所が新たに増えるということに関しては、大変いいことだと思いますし、先ほども検討していくという御答弁も学務課さんのほうでもございました。今、仮の学校で、その優先団体が使っている団体さん、一般団体が使っている団体さんが、東邦音大に丸ごと行ったときに、その優先団体の工事期間中の扱いというのは、まずどうなっていくのか。現時点でどういう考えを持っているのかということと、広く、文京区として新たな場所ができるので、その東邦音大の場所自体は、スポー

ツとしても、一般団体として、区民全体の皆さんが活用できるような場所として検討していくということも想定していらっしゃるのかということと、あと最後、避難所としての考え方なんです、この工事期間中、その校舎が全く避難所としての、これまでは自校方式でやってきたときというのは、子どもたちも教育活動もやっていたので、体育館は改修中かもしれないんですが、学校施設、避難所として活用してきた。これが全く工事期間中止まるとなると、その避難所の考え方自体も、東邦音大を活用していくケース等々も出ていくのか、それか活用していかないのであれば、近隣の避難所等とのバランス等も出てくるのか。そのあたり、大きく3点お伺いしたいと思います。

○高山委員長 学務課長。

○中川学務課長 まず、工事期間中の施設利用のところについては、まだ工事の具体的な内容、学校が決まっていないというところではあるんですけども、実際、その学校を優先団体として利用している団体もあるということもあるので、そこに一定の配慮が必要にはなってくるのかなということは考えております。

ただ、実際、今も改築・増築工事をやっていく中で、この工事のステップの中で、今の敷地でも使える期間、使える場所があるのであれば、そういったものは活用はしていきたいというふうには考えてございます。

あとは、防災面ですね。当然、避難所機能というところについては、工事期間も含めて、欠けてはならないというのは、もうこれは大前提として認識をしているところでございます。

今後、どこの学校で活用するかというようなところにもよりますけれども、避難所というものをきちんと確保できるようにということを前提に、防災課とも協議はしていきたいと考えてございます。

○高山委員長 防災課長。

○齊藤防災課長 避難所のことで、防災課のほうからの答弁ですけども、今、考えられることとすると、もともとの学校がこの東邦音大の敷地とすごく距離的に近いというようなことがあれば、避難所ごとそのまま移転をするということも考えられますし、物理的にやはり距離があるということであれば、町会ごとに、暫定的ですけども、別の避難所を割り当てるというようなケースも考えられるかなと思っています。

校舎のほうについては、今、元町ウエルネスパークのほうで、実は採用している方法でありまして、旧元町小学校がもともと避難所でしたけれども、そこが工事期間中クローズするということで、4町会が対象でしたけれども、近隣の別の避難所に一時的に割当てをさせて

いただいております。対応としては、幾つかそのようなことは考えられるかなと思いますが、それぞれ今後の個別の工事計画なんかも確認しながら対応は検討してまいります。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 御答弁ありがとうございました。ぜひ、優先団体さんには一定の配慮をしていただきたいということと、あと、スポーツ施設自体が学校改築等々で実際に足りなくなっている状況は引き続きありますので、スポーツとしてもそこを活用できる方法というのもぜひ検討していただきたいと思います。

避難所に関しては、理解をいたしました。

以上で終わります。

○高山委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 東邦音大のキャンパス取得ということです。それで、学校改築中の負担を減らすという点では、この間というか、私が体験しただけでも、誠之小学校のときにも同様の声がありました。それで、今度、小日向というときに、議会にも区にもたくさん住民の皆さんから声が寄せられると。そういうのをいろんな形で受け止めていただいたと思うし、私たちもそういうのを要求してきた経過があります。そういう点で、こういう報告に結びついたということで、本当に歓迎したいというふうに思います。

それで、昨年の9月のうちの板倉議員の一般質問で、これは小日向台町小学校の改築に関して具体的に聞いたんですけれども、この質問は、一つ、小石川税務署の跡地って国有地も出しました。そのほかに、ほかの場所も含めて検討しているのかと、こういう質問を当時したわけです。

それに対して答弁として、活用な土地については、土地建物について調査を行っておりますと。板倉さんの質問は、財政面も含めてどうなんだということで聞いていまして、それも含めて、検討して、するときにはするんですよと、そういう答弁だったわけですね。だから、今日ここでお聞きしたいのは、昨年の9月に活用可能な土地については、検討していますというような答弁でしたから、今回報告になっている音大の土地も、当時検討に入っていたのかというのが1つですね。

それからもう一つは、今、質問もありましたけれども、建物のことなんですね。これは使えるんだったら、もちろん使っていったほうがいろんな面で期間的にも財政的にもいいという側面があると思うんですね。大学の土地を公立学校に転用したという例、何か流山、千葉ですけれども、あるようです。あれは中学校ということで、使ったような例もあるようです。

けれども、そういった検討というのは、十二分にした上で方針を決めてほしいんですけれども、いずれにしても、冒頭申し上げたように、小日向台町小の改築に際して、たくさんの声が寄せられたということであれば、この9月のうちの板倉議員の質問との関係でいっても、ぜひ今日は、小日向台町小の改築で使うという方針をきちっと決めて、今後、議会にも区民の皆さんにも報告をいただきたいというふうに思いますけれども、その点はいかがかという点です。

それから、今日の報告事項の名称が、「キャンパスの取得」となっているんですね。それで、土地の面積は書いてあるわけですが、建物については、今後、除却するかどうかというような話はもう話題に出ているし、取得価格、同時補正の送付された議案との関係でも、解体費が差っ引かれているというような話は、説明聞いております。ただ、建物についても基本的には、取得、つまり所有権が区側に譲渡されるということで、よろしいんでしょうかという点も確認をしたいというふうに思います。

それから、今後の話になりますが、当然、大きな土地ということで、各委員からもありましたけれども、やはり地域住民の皆さんの様々なニーズを学校の改築にとどまらずに、満たしていく可能性を持っているというふうに思います。ですから、学校改築という点では、当然その後、比較的近隣ですよ、青柳小とか、築年数でいうと、その後、多分根津小とかという話に、まだ先の話ですが、なっていく。

で、千駄木、文林については、文林中も併せてやるという話になっていますから、改築中の様々な負担の軽減というのは、そこで収まるかどうかというのは、今、検討されていると思うんですが、今後の学校の計画的な、しかしどんどん進めていく必要がある、この改築という課題と、住民要求の反映という点をぜひ両立してやっていっていただきたいと、活用の計画を、段階的になると思いますが、示していただきたいというふうに思うんですが、この点についての今の見通しを全体像をもう一回聞きたいということです。

○高山委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 こちらの東邦音大の話については、9月に入ってから、情報のほうは入手したというような状況でございます。その答弁との前後関係までちょっと今、あれなんですけれども、我々としては、ここ以外のところも、その当時から探しておりました。もちろん、それが表に出るような、断られてしまったとかそういったことを含めて、うまくいってないものも含めてということであれば、それ以前からいろいろ探していたところはございます。ということで、当時の答弁というところでは、ここに特化したものではなくて、広くそうい

ったところを学務課としても探していた、企画のほうにも協力を求めているというような状況はございました。

○高山委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 建物につきましては、2年間、中高生が活用されるということで、2年後に区のほうが取得するということになっております。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 最後に御質問ございました、様々な区民ニーズですね、こちらにつきましては、副委員長からも段階的というお話もございましたが、喫緊の課題である学校改築にどう使っていくかということについては、先ほど学務課長もお話ししたとおり、しっかりこれから考えて検討していきたいというふうに考えてございますが、トータルとしましては、様々な区民ニーズが対応できる敷地であるというふうに考えてございますので、今後の区政に大きな、有効な活用できる土地として、有効活用していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今の契約管財課長さんの答弁で、建物については2年後に取得という答弁だったんですけれども、私、さっき少し厳密に聞いたんだけど、土地と建物の所有権は別々ですよ、不動産だからね。だから、今回、キャンパスを取得しますよ、この後、同時補正出てきますけれども、取得価格。解体費の話はそういうことで私たち聞いている、差っ引きで計算していますよと出ているわけです。だから、建物の取得が2年後となりますと、2年後に建物価格でまた費用がかかるという話になるんですか。それとも、今回は建物の不動産の鑑定みたいなこと、多分やっているか、やってないかということも含めてになると思うんですけれども、私が質問したのは、建物の所有権の移動はいつなんですかということなんです。さっき所有権と言ったからね。2年後という、スケジュールは分かりましたけど、その内部の構造というのかな、それもきちっと、これは使えるかどうかということ、これから検討という話になっているから聞くわけで、そこの中身の構造もちゃんと聞きたい。

○高山委員長 契約管財課長。

○坂田契約管財課長 まず、土地を今度購入するというので、まず土地は区のものになります。建物については、実は評価については、区のほうはかなり老朽化しているということで、評価はしておりませんので、引き続き学校のほうで2年間、活用していただくような形で、2年後に引き渡していただくというような流れになっております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 建物については、例えばこれ公になっている話なんだけど、東京都が耐震調査なんかをやっていて、そういう点でも、築年数から見ても、恐らくいろんな課題があるんだということ、それは明らかになっていることなんですよ。

それで、建物をどうするかというのは、まだちょっと課題として出ているので、今聞いたんだけど、そうすると、2年後に取得するとなると、そのときに費用がかかるんですか。一般的にもう築年数からいっても、耐震性からいっても、そういう課題があると東京都が調べて公表していますからね、一部だと思いますけど。そういうものについては、取得というのは、2年後に無償で取得することを今回予約したというか、仮契約したとか、そういうのが含まれる取得、単発の取得ということになるんですか。ちょっとそこをしっかり説明していただきたい。

○高山委員長 契約管財課長。

○坂田契約管財課長 先ほどすみません、建物については、老朽化しているということで、評価はしてないんですけども、こちらについては、契約等も含めて、今、手続中のことですので、こちらについて、詳細については、ちょっとこの場では控えさせていただければと思います。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 だから、学校の改築のいろんな影響を低減するとか期間の短縮とか工事費の縮減、それはいいことなんですよ。

○高山委員長 知っている……。

○金子副委員長 いや、知らない、知らないですよ、知らないから聞いているんですよ。知らないの。

で、これは鑑定しないというふうに課長さん、答弁されているから、どこでも明らかになってないから、ただ、2年後に取得すると言ったから、それは聞いたわけだね。ただ、建物も含めて今後の検討という報告になっているわけなので、その点については、私たちとしては、また住民の皆さんが改築という問題が、特に小日向台町小学校はもうスケジュールが出ているわけだから、どうなるのかなと。子どもたち、移動しなきゃいけないのかなとか、いろいろ具体的には出てきますよね。そういうときに建物の活用ができるのか、できないかというのは非常に大きな要素ですよ。

スケジュールは分かりましたよ。大学さんが移転するのは2年後だから、それは急いでく

ださいとかそういう問題じゃないというのは、それは明らかなんですけれども、2年後になったときに、区の対応として、事前のいろいろ調査をしておけば、すばっとそれについての方針が出てくるのかどうかという確かめをする上でこういう質問になっているわけなのでね。

だから、キャンパスの取得といったら、キャンパスというのは土地建物なんだから、きちっとやっぱり説明が、こういう機会にいただく必要が私はあるというふうに思うんだよね。もし何かあればということなんだけど、終わらなくなっちゃうけど、ありますか。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 失礼しました。今回の契約につきましては、土地建物の売買契約を新年度4月に行うことを予定してございます。そういった中なんですけれども、今回の取得に際しましては、土地については、その契約後、手続は一定ございますけれども、速やかに土地の移転登記は行う予定としてございます。一方で、建物につきましては、先方の引き続き継続して利用するというような状況がございましたので、移転についてがおおむね2年後に行われるという形で、お約束をする予定というふうに考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長、もういいですか。はい。

では、はい。

○海津委員 ……今の御説明の中でよく分からないのが、建物について、情報公開で得たやつだと、三室戸学園のほうに購入についての要望書の中で、売買の価格とすれば、先ほどから出ている138億、それから月額賃料が2,420万になっているんですよ。ということは、先ほど来出ているところの建物に関しても文京区の試算とすればゼロ円にしているけど、というふうに理解すべき話なんじゃないかなと思うんですけど、私の間違いですか。

○高山委員長 契約管財課長。

○坂田契約管財課長 賃料につきましては、土地については、普通財産を貸し付けるような形になりますので、こちらの賃料を予定しているところでございます。

(「こちらの賃料というのは、土地なの、建物なの」と言う人あり)

○坂田契約管財課長 土地のみ賃料を予定しているものでございます。

○高山委員長 はい、ということで、報告事項3の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項4の質疑をお願いいたします。

質疑ある方、挙手願います。

では、石沢委員。

○石沢委員 DXということで、ちょっとお聞きします。

6年度の取組状況の報告ということと、あと7年度の取組、こういうことをやっていくよということで、実施予定の事業の報告がございました。来年を含めて2年間、今回、計画を示されているわけですが、そういう中で、どういう課題があったのかということ、ちょっといろいろ確認をしたいことがあります。

それは、A Iなんかを、いろいろ生成A Iを今回導入されている業務改革の取組ということで、3番で生成A I導入ということで、来年度は文書生成A I利用拡充ということで、こうやって進んでいるわけでありますが、こうした生成A Iの導入ということについては、ほかの自治体でも先行して取組しているようなところもあって、そういうところの報告書なんかを私も見てみました。

そうしましたら、川崎市で取り組んだ事例の報告書なんかを見ますと、やっぱりこういう生成A Iなんかを導入したというところで、一定のいろんな業務の改善なんか図られたということがあった反面、A Iを活用していくと、自治体業務のいろんな制度変更というのがやっぱりございますよね。

そういう中で、運用手法なんかが大きく変わる場合に、市民へのサービスや申請に対して誤った情報や誤認識によって判断されるリスクの情報を提供してしまうようなおそれがあるというような課題が出てきたということがありました。

それで、文京区では、この間、生活保護のケースワーカーのところに、生成A Iを導入してきたということがありましたけれども、来年は文書作成ということで導入しますけれども、他の自治体では、こういうような制度変更のときに、やっぱりA Iというのが一つの課題が見えてきたということに報告があるんですけれども、文京区としては、この間取り組んできて、こういう課題があったということ認識しているのかどうかということを伺いたい。

それから、A Iって非常に高度なツールですよ。そういったところで、そういうのを修正していくとなると、高度なA Iであればあるほど、複雑なアルゴリズムがあって、ブラックボックス化するというような懸念もやっぱりあると思うんですよ。

ですから、そういった修正方法自体も不明確な部分が多いということも、川崎市のこういう報告書なんかは示している部分があるんですけれども、その辺についての文京区としての認識なんかもちっとお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高山委員長 野苅家課長。

○野苅家情報政策課長 文京区におきましては、A Iを今年度から本格的に導入をして活用しているというところでございます。今、委員から御紹介いただきましたとおり、文書の生成

A Iを中心に今、活用を始めたというところです。

これまで活用した中で、大きな事故とか、そういった大きな課題というものはございませんけれども、ちょっとここから一般論にはなるかもしれませんが、やはりアルゴリズムですか、特に人権を侵害するような回答を返してきたりとか、あと著作権を侵すような回答を返してきたりとか、そういったリスクがあるということを十分認識した上で、正しく活用するということが必要と思っております。

そのためには、ツールのブラッシュアップと併せて、職員のリテラシーですね、こちらは同時に進行しながら、A Iをうまく活用して、区民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

○高山委員長 石沢委員。あと何個あるんだったら、まとめて聞いちゃってください。

○石沢委員 いや、これで終わりますけれども、やはりリテラシーとか、そういったこともそうだと思います。ただ、そういう修正方法自体が、やっぱりブラックボックスになるというようなこともあると思うんですね。ですから、今回、このD X人材の育成・活用ということで、来年度はそういう形でやっていくというようなことも書かれているんですけども、いろんな修正なんかをブラックボックスにしないという点では、やっぱり育成、そういうのを育てて、やっぱり内政化していくということなんかも、かなり頑張って努力していかないと、これはかなり大変なことだと思うんですけども、やっぱりそういったことはぜひ努力を、これからもすると思うんですけども、引き続きやっぱりやっていただきたいというふうには思うんですね。その辺はちょっとお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○高山委員長 これで終わりね。はい。

では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 6年度は、約1億7,900万、そして7年度は3億9,549万、財政をかけながらD Xを進めていただけたということで、2倍以上ということですので、費用対効果のほうをしっかりと図っていただきたいということを一つお願い申し上げたいというふうに思います。

また、この令和6年度、取組状況を書いていただきました。評価という部分は、ないものというか、ここには掲載されておりませんが、少し指摘というか、細かいところをお聞きしたいのは、例えばキャッシュレス決済の推進ということで、ふるさと歴史館などやっていたいていますけれども、以前も指摘させていただきました、キャッシュレス決済を利用している世代がよく使う施設に、いち早く導入していくべきだというふうに思っております。

すので、スポーツ施設、様々若者が行くところに、早くそういったことをしていただきたいとか、あるいは病児・病後児のデジタル化のところ、手続のデジタル化が掲載されておりますけれども、やはり障害者や、また医療的に治療を受けている患者さん、ウィッグの購入補助ですとか、そういった自宅や入院先などからでも手続ができるということはすぐにやっていただきたいんですね。

そういったことは進めていますよということなのかもしれないんですけれども、評価として、例えばそういったデジタル手続の事業がこのぐらいあって、デジタル化は何%までいっていますだとか、キャッシュレスもこのくらいいっていますというようなことをしっかり数値化して、評価を見せていただきたいなというふうなことを今後、御要望します。

といいますのは、デジタル庁のホームページにも自治体のフロントヤード改革の取組状況というのがずらっと書いてあって、委員長がよく目の敵にしている港区のところなんかは、もうすごくいい評価をば一つと書いてあったりして、やっぱり文京区も頑張ろうというふうに、その比較を見ると思っちゃうわけなんですけれども、やはりそういったことを数値化していくとか、円グラフで書いていくとか、あるいはやっぱり都庁の宮坂副知事でしたっけ、星、幾つみたい感じで、やっぱり食べログでも3.5以上の店を選ぼうとするよねというような話から、分かりやすく評価をして、星をつけていく。一番最初の出発点が2.0だとしても、その2.0と最初に評価をしてから、取り組み始めて3.5になりました、3.8になりましたということを本当に赤裸々に見せていく、自治体にはそういった取組が必要なんじゃないかなということを一つ申し上げたいと思いますので、この御答弁ひとつ。

それから、令和7年度は書かない窓口というふうにプレス発表でも取り上げて、これ目玉にしていらっしゃるんだろうなというふうに思っております。北区のように、動画でどういうふうな状態がこれから行われるんだということなんかは、そういうふうに分かりやすく発信していただきたいなというふうに思うんですけれども、そういった令和7年度の目玉、そういったことについては、分かりやすく教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○高山委員長 野苅家課長。

○野苅家情報政策課長 まず、DX推進の評価、見える化についてでございますけれども、今、文京区では、例年9月頃に作成して公表しております、文京区情報システムの概要というのがございまして、こちらで令和5年度分の区のDX推進の取組状況を記載して、これをホームページで公開しているというところでございます。

しかしながら、これで十分かといいますと、決して十分とは思っておりませんで、D X推進の見える化といたしまして、今、委員からも御紹介ありましたけれども、デジタル庁が各自治体のD X化について、達成状況をダッシュボード化して、見える化して、非常に分かりやすい状況で、比較ができるようなことになっておりますけれども、今後、本区としても、本区の独自の取組をできる限りダッシュボード化に近いような形で分かりやすく、区民の皆様に進捗をお伝えするよというようなことは、方法を検討しながら進めてまいりたいと思っていますところでございます。

2点目の書かない窓口と令和7年度の目玉についてでございますけれども、令和7年度、書かない窓口のほか、例えばW E B口座を振替をする受付サービスをオンライン化したりですとか、あとは、繰り返しになりますけれども、文書生成A Iの利用を拡充するための機能を追加して実装するということがございます。

いずれも、これ区民サービスの向上に資するために行うものでございまして、フロントヤード改革という分野の、特に書かない窓口等は、区民の皆様に利便性の高まりも実感していただけるようなサービスかと思っています。

そのほか、文書生成A Iの拡充等は、どちらかというと、我々職員の業務改善というところに近いんですけれども、これも最終的には区民の皆様に提供するサービスの向上に資するための業務改善ということでございますので、こちら常にも常に区民の皆様を意識しながら、使いこなしながら展開してまいりたいと思っております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そういった改善をしていただきたいなということと、昨日、私たち文京区議団というか、公明党で礪川公園の前で、啓発運動していたんですけど、それは女性の健康週間のことだったんですね。私たち公明党の今年のテーマは、ずっといろいろやってきたんですけども、デジタルの力で手取り時間を増やすということで、デジタルの力で、例えば行政手続、ワンストップにしていこうとかということをやっていくので、期待してくださいというお話をさせていただきました。

そういう意味では、先ほど課長がおっしゃったとおり、今まで令和6年度は内部的なことをしっかりやっていて、これからは区民との設定の中で、例えば書かない窓口なんかで実感していただくということをやるとおっしゃってくださいましたので、そういう意味では、これからいよいよ区民の方たちがそういったことを実感する 때가来ているんだなというふうに思いますけれども、そういった場面をたくさんつくっていただいて、ああ、もう書かな

いとか、行かなくて済んだとか、時間を、ゆとり時間をつくれた、無駄な時間を減らすことができた、そういうウェルビーイングを高めていくような取組につなげていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○高山委員長　ありがとうございました。

続いて、海津委員、どうぞ。

○海津委員　私のほうからは、1点お願いしたいと思います。

今回、様々な新たなことにチャレンジしていただける。計画を計画で終わらせずに、区民サービスの向上につなげていただくことは十分に理解しているところですが、そのところで一番大事なのが自己評価で、区内の自己評価で終わらせないということだと思うんですけども、そのあたりはどのように考えていらっしゃるって、PDCAのところにつなげていくのかということをお伺いしたいと思います。

○高山委員長　野苅家課長。

○野苅家情報政策課長　先ほどもDX全般、評価のことを少し触れさせていただきましたけれども、やはり自己評価に終わらず、区民の皆様に見えるような形で、できれば区民の皆様に何らかの形で御評価いただくような取組が必要かなと思っております。

具体的に今、この御答弁の中で、具体的な手段を申し上げることはちょっと難しいんですけども、方向性としては、我々も認識をしているところでございます。特に、フロントヤードといわれる区民の皆さんに直結するところのサービスは、本当に役員の皆さんが肌感覚で実感できるような取組になるかなと思いますので、特にそこを中心にまずは取組を始めて、最終的には区と区民の皆様が同じ方向を向いて、より精度の高い、利便性の高いDXは進められるような取組していきたいと思っているところでございます。

○高山委員長　ありがとうございました。

次、上田委員。

（「一言……」と言う人あり）

○高山委員長　一言言いたい。はい。

○海津委員　そこで、ぜひ、評価を取っていただくときに大事なのが、親切ですかとかそういうんじゃないくて、分かりやすく、曖昧な表現ではなくて、分かる言葉を選んでいただきたいんですね。曖昧だと、すごく分かりづらさを抱えていらっしゃる方たちも一定数いらっしゃると思いますので、文京区として求めている「やさしく」とかではなくて、それがどういうことなのかということ、具体的なもののの中で評価を得ていただくことをお願いして、

終わります。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

まず、フロントヤード改革については、このまま進めていっていただいて、区民の皆さんが使いやすいということは大事だというふうに思います。もちろん使えるものをたくさん増やしていただくというのは、先ほど田中委員がおっしゃったように、区民実感があるような形で増やしていただきたいというふうに思うんですけれども、そのフロントヤード改革をするのは、もちろんユーザビリティも大事なんですけれども、それ以上に、書かない窓口を増やすことによって、結局業務改善になるということを言いたいんですね。さらに、内部統制にも効果があるんじゃないかというふうに期待しているところなんです。

ですから、そういった意味で、フロントヤード改革がしっかりと内部統制に効果が上がるようにというか、内部統制につながるように、そういった形でしっかりこのフロントヤード改革をあらゆる部署でぜひやっていただくということが必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 ほかにあったら、まとめて聞いちゃいましょう。

○上田委員 まとめて聞きますね。はい。

あと、B P Rについては、これ個別のことでちょっと恐縮なんですけど、図書館についてだけは、ちょっと私も好きなので、図書館が、申し上げますけれども、これまで図書館、去年、W i - F iを入れたりとか、様々やってくださっています。今回も、I Cタグとかも導入されるということで、ただ、そういった環境づくりをしても、やはり図書館の電源席が少ないとか、パソコンが使える席が少ないとか、そういった図書館の全体の改築とかレイアウト変更とか、そういった部分で、より一層こういったデジタル社会に対応できる、そういった図書館づくりをしていただきたいなと思います。これは情報政策課長というよりは、図書館長かもしれないですけども、そこは、ここに出てきたので申し上げたいと思います。

それから、生成A Iについては、ラグを導入して、より使いやすいというか、使えるものになっていくというふうなお話をお聞きして、それはすごい期待するところであります。先ほど田中委員のほうからデジタル庁のツール等も使ってというお話でしたけれども、A Iに関しては、このたび東京都のデジタルサービス局のほうでも、A I戦略を策定したりとか、目標設定とかをされているので、そういった事例というのは、すごく参考になるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、Kintoneについてですけれども、このノーコードとかローコードですね、これ私のほうでも実は先週、官公庁でKintoneの導入事例みたいな、無料のセミナーみたいなのが、オンラインセミナーがあったので受けてみたんですけれども、最初は、これ使えるようになるのかなと思ったんですけど、1時間ぐらい講習を受けると、やってみようかなみたいな気持ちになれるぐらいなので、もうちょっと勉強したほうがいいと思いますけれども、そういった研修も含めて、かなり洗練されていて、いいなと思いました。

ガブキンという、何か自治体とか官公庁の人たちがつながれるようなサイトがあるということで、そこはすごく魅力的だなというふうに考えたんですけれども、料金表も一応確認したんですが、小口で導入する分には、そんなにお金はかからないように見えただけなんですけれども、実は何か自社開発するほうが安いですよみたいな事例もを見せていただいたんですが、導入の規模によっては高くなるんじゃないかと心配しているんですけれども、そちらのほうは大丈夫なのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

続けてもいいんですけれども、1回切ってもいいですか。

○高山委員長 いや、もう続けちゃいましょう。あと幾つあるの。それか一般質問の時間とか勘案して、自分で決めてください。

○上田委員 分かりました。

次に、人材育成と活用についてなんですけれども、こちらについては、特別会計のところでも申し上げましたけれども、地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化が2025年末という、その期限が延長されるという情報が入ってきています。まだ法改正には至ってないというふうに伺っているんですけれども、こちらは5年延長の方向で、その人材育成等についても、少し、そのバックヤード部分ですよ、の人材育成についても、余裕が出るのではとか、標準化のために集めていた人材をそういったフロントヤード改革等に回したりというような、そういった在り方が可能になるんじゃないかと期待するんですけれども、それについて、お考えを伺いたいというふうに思います。

また、私の一般質問でもGovTech東京パートナーズとか、N T T東日本との交流、協定に基づくデジタル人材の開発なども引き続き進めていってくださいというふうをお願いしているところですが、進捗を伺いたいと思います。

それから最後に、D X推進アドバイザーの設置、すごくいいなというふうに思います。これを行うことによって、ベンダーロックイン対策にもつながっていくんじゃないかというふうに期待しているところなんですけれども、もちろんD X推進アドバイザーの方の元の職場

みたいところが大手ベンダーだったりする場合には、ベンダーロックインにつながる可能性があるのではと心配したりもするのですが、そちらのほうは大丈夫かどうか、確認したいと思います。

○高山委員長 野苺家課長。

○野苺家情報政策課長 まず、書かない窓口等々、フロントヤード改革をする上では、それが内部統制につながるかというところですけども、まさにそのとおりでして、例えば書かない窓口は、誤記載が防げるということで、結果的に内部事務の効率化ということにかなりつながる、貢献できるということでございます。ですので、フロントヤード改革を進めると同時に、B P Rの改善にもつながるという認識、我々も持っているところでございます。

2つ目の図書館のI C T化でございますけれども、ちょっとこちら、直接の所管ではないので、御意見を所管課に申し伝えたいと思います。申し訳ございません。

3点目の生成A Iですね、ラグを活用してというところで、都のデジタルサービス局の事例を参考にとということでございますけれども、我々、区市町村と都のデジタルサービス局、GovTech東京は、かなり親密に活動しておりまして、そういった情報を逐一得ている状況でございます。こちら、使えるサービスは、積極的に使っていきたいという姿勢は変わらず、今後も使っていきたいと思っているところでございます。

4点目のノーコード、ローコードツールでございますけれども、こちらも委員御指摘のとおりでして、ただこのシステムを入れて終わりということではなくて、やはり伴走支援が必要だなと思っています。入れて終わりで、形骸化してしまっていて、結局、次年度、次々年度以降も使われないということだけは避けたいと、所管としては思っているところでございますので、積極的に育成ですとか研修のカリキュラムを持ちながら、展開していきたいと思っているところでございます。

5点目のD X人材の育成・活用ということで、標準化が5年延長の話があるというところでございますけれども、それはそのとおりでございまして、2024年、昨年12月に閣議決定した内容でございます。ただ、この標準化が5年延長されたから、標準化に係るリソースが減らせるかということ、決してそういう状況ではございませんので、ちょっとこちらは、それをまるまるD Xに回すということは、ちょっと今の時点では難しいかなと思っているところでございます。

最後、6点目です。D X推進アドバイザーの設置というところでございますけれども、今、検討している、お願いしたいと思っている方は、総務省が各自治体に対して、財務ですとか、

自治体の困り事を助言するアドバイザー制度というのを持っておりまして、それを活用して文京区が今、今年度定期的に助言をいただいている方でございます。来年度は、その方に直接的に、区が委嘱をしながら進めていきたいというところございまして、大手ベンダーの力が及ぶような、ベンダーロックインになるような状況はないと考えているところでございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 DX推進の在り方を考えたときに、先ほど石沢委員の質疑の答弁の中で、職員のリテラシーの獲得というか、確保というか、向上というか、そういう御答弁がありました。

それで、今日の報告の資料でいくと、今、まさに出たDX推進アドバイザーを活用していくということで、そういう段階が7年度だということだと思うんですけども、しかし、例えばそういう技術を今後ますます活用していくという点は、避けられない流れだというふうに思うんですね。合理的になるんだったらよく使ったほうがいいと。

そうなったときに、そのリテラシーの獲得にとどまらないで、やっぱり自治体職員、公務員の職種として、そういうやっぱり技能系の中に、例えば、DXなのかICTなのか分かりませんが、そういうICT技術に長けていて、それが住民本意に、または税金を使う業務を前提とする自治体の業務にふさわしいDXなりICTなり、そういう技術を獲得していく、構築していく、運用する。

そういう技術職の設置というか、そういうことが早晩必要になってくると思うし、総務省と東京都がそういう人材を確保して、派遣するのもいいけれども、自治という言葉があるように、決して流し込みではいけない、地域ごとの様々な事務の執行というのは当然あるわけですね。標準化が今つまづいているのは、全部一つのシステムをやろうとして、なかなかいかんという話になっているわけで、子どもの医療費の無料化、それでできないみたいなどころも、話も出てきているわけなんですね。

だから、そういう職員の中に、技能系のところにそういう専門職を置くというようなことも今後の課題になってくるのではないかというふうに思うんですけども、この点については、今、どういうふうに考えるのかということです。

○高山委員長 副委員長、あと何点ありますか。

○金子副委員長 これを聞いて……。

○高山委員長 これで終わりですか。

○金子副委員長　まとめます。

○高山委員長　これを聞いて、じゃあもう新しい質問ないんですね。はい、では、野苺家課長。

○金子副委員長　分からないよ、そんなのは。

○野苺家情報政策課長　D X人材の育成と活用ということを7年度はテーマとしておりますけれども、育成の部分につきましては、実は今年度、I C T職という、I C T分野の技術職になりますけれども、正規職員が1名、情報政策課に配置をされているというところでございます。主な業務は、システムの標準化、ガバメントクラウドの移行についての業務に従事しているというところでございます。

ですので、これからD X人材の育成というのは、各自治体、非常に人材の取り合いになっていまして、職員を育成すると同時に、やはり外部から積極的に活用するというところで、それを車の両輪というような形で進めていくというところが、文京区においても必要な状況になっております。

高度な知識、経験を持つ専門職を育てるということと併せて、職員全体の底上げ、D Xに対しての底上げということも大事だと思っております、D X推進サポーター制度というのを近年実施しておりますけれども、来年度についても、サポーター制度を実施して、職員全体のリテラシーの底上げを図っていきたいと考えているところでございます。

○高山委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　到達はそういうことで分かりましたけれども、私たちの先輩が昔要求したことというのは、自治体の中に営繕課をつくってほしいというようなことを盛んに要求をして、今、施設管理部とかありますけれども、そうしていった、住民の様々なニーズに応える自治体づくりをやってきたと、そういう歴史があるというふうに思うんですね。

そういう点で考えると、この手の分野、さっきのA Iがブラックボックスというような課題があって、なかなか見えないわけなので、そういうのに長けた自治体職員そのものを育てる、獲得するという課題は、今後の大きな課題になるのではないかなと思います。

D Xが住民の自らの自治の権利を実現するためのツールとして使われる。D Xとかデジタル化が自治体そのものを溶かし込んで自治そのものも埋没させるというような方向に行かないで、きちっと自治体の発展のために使われる、そういう体制づくり、また人材獲得、育成と、これは私たちは改めてこの機会にお願いをしておきたいというふうに思います。

○高山委員長　以上で、報告事項4の質疑を終わります。

それでは、報告事項、続いて、総務部より2件。

初めに、報告事項 5「財務に関する事務の適正化に向けた運用の見直しについて」の御説明をお願いします。

総務課長。

○武藤総務課長 それでは、報告事項 5、資料第 7 号に基づきまして、財務に関する事務の適正化に向けた運用の見直しについてを御説明いたします。

まず、項番の 1 の経緯でございますとおり、区の財務事務につきましては、従前から関係法令、そして区の例規に基づきまして、適正に行ってきたところでございます。

昨今、人口の増加や行政需要の多様化等に伴いまして、契約、支払い案件も相当増えてきたという状況でございますが、事務処理環境につきましては、約 30 年前に財務会計システムを導入し、事務の効率化を図ってまいりました。

また、職員の構成につきましても、近年、年 100 人以上の新規採用があるなど、全体の 6 割近くが 30 代以下の若い職員で構成されるような変化が起きております。

こうした事務処理環境ですとか職員構成の変化が進む中で、契約、検査、支払いなど財務に関する事務が時に適正に行われてないなど、不適正な事案が発生してございました。

令和 2 年度から内部統制制度を導入し、組織的にも業務レベルにおいてもリスクをあらかじめ洗い出し、不適切な事案の予防に努めてきたところでございますが、これまで発生した事案を踏まえまして、財務の事務の改善を図るものでございます。

課題につきましては、項番の 2 に記載のとおりでございますが、大きくこちらの検査事務、そして請求書の取扱い、そして執行状況の確認の 3 点でございます。

そして、項番 3 のとおり、見直し内容につきましては、まず検査事務について、検査の実効性向上や、担当者への研修の実施など、そして請求書の取扱いにつきましては、適正な支払事務を行うための事業者への対応と支払い遅延防止への対応、そして(3)執行状況の確認につきましては、執行漏れのないよう、組織的な支払いの管理の仕組みづくり、これらの運用の見直しを進め、適正な財務事務を行ってまいります。

なお、2 ページ、項番 4 に記載のとおり、この財務事務の見直しが適正に行われるものであるかについて、外部の弁護士に評価をいただくことといたしました。当該弁護士のほうから指摘事項がございましたらば、その内容を踏まえ、見直し内容を修正し、運用してまいります。

御報告は以上でございます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは次に、報告事項6「文京区男女平等参画推進計画の推進状況評価について」の御説明をお願いします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、資料第8号を御覧ください。

文京区男女平等参画推進計画の推進状況評価について、御報告をいたします。

初めに、1ページを御覧ください。

項番1の目的です。

こちらは、文京区男女平等参画推進条例の規定に基づき、男女平等参画推進計画を前に進めるため、令和5年度、推進状況について評価を実施し、報告をするものです。

前後いたしますが、項番3の評価に至る経緯にありますように、推進状況の評価を行う、男女平等参画推進会議を今年度、記載の4回、開催しております。その中で、委員に、所管課事業実績や自己評価等について御審議をいただき、評価を作成しております。

項番2の評価内容ですが、2ページ以降が推進状況評価報告書となります。

4ページを御覧ください。

こちらは、学習指導男女平等参画啓発事業や講座、団体への参画の働きかけ、避難所における女性等への配慮などの各分野について、推進会議における委員からの意見などを踏まえ、令和5年度の推進状況の評価として、全体を総括したものです。

8ページ以降になりますが、計画には全部で137の計画事業があり、そのうちの12事業、例えば25の委員会審議会等への男女平等参画の推進や、38の避難所運営における女性等への配慮といった事業を重点項目と位置付けて選定し、重点的に審議を行っているところです。

一例を申し上げますと、20ページになりますが、事業番号25の委員会・審議会等における女性委員の割合に関しては、令和4年度の33.5%から令和5年度では35.7%、若干ですが、数字の改善の傾向が見られています。ただし、女性委員が委員総数の4割を超えている割合は、いまだ全体の30%台にとどまっていることから、評価は2の「不十分であった」となっております。

44ページを御覧ください。

施策の方向性に対する目標と成果指標ということで、計画の体系における中項目、施策の方向性の取組状況を図るための目安として成果指標と、それに対する計画期間5年間の目標値を掲げ、それに対する毎年の取組状況を掲載したものとなっております。

御報告は以上となります。

○高山委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、まずは報告事項５の御質疑をお願いいたします。

質疑ある方、挙手願います。

では、上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

９月の自治制度の特別委員会の資料によれば、内部統制の評価報告書ですね、やはり支払い遅延が内部統制の一番起こりやすいリスクで、２位の３倍ぐらい起こりやすい、件数があるというふうに分かります。

なかなか、適正化のための運用の見直し等、様々な対応策を行っていただいておりますが、改善ができる数字としてなかなか見えてこないというところが、本当につらいなというふうにみんなが思っているところだと思います。

先ほどＤＸのところでも申し上げたように、もちろんこういった取組、今、見せていただいたもの、それから会計管理室と情報政策課が連携して、より機械的に支払い遅延等が起こらないような仕組みづくりというものを行っていくことも重要になるかというふうに思います。

あわせて、この支払い遅延そのものについては、会計管理室と情報政策課で、情報政策課って結構忙しいとは思いますが、そういった部分についてもアドバイスが欲しいなというふうに思います。

あわせて、監査等についても、会計検査員の委員長さんが、今度、ＡＩとか統計回折を学んで、検査の質を向上させていく上で活用したいみたいなことをおっしゃっていらっしゃるんで、そういったものも今後検討されて、様々な会計とか監査部分等が、財務に関する部分が機械で補われるような、そういった仕組みづくりをしていくことはできないかなというふうに思うのですが、方向性について伺いたいと思います。

○高山委員長 ほかは何点かありますか、上田委員。

○上田委員 終わります。

○高山委員長 終わりですか。はい。

では、武藤総務課長。

○武藤総務課長 支払い遅延についてでございますが、まず、委員御指摘のとおり、内部統制の評価の中で、一定、支払い遅延がなかなか減っていないという状況でございますけれども、定期監査の中でも、やはり度々指摘されてございまして、その要因、事象といたしましては、

やはり請求書、事業者から届かないことで、催促を職員のほうでしてないという事案ですか、契約変更手続の調整に時間を要していたケース、また謝礼の支払いをしていなかったなど幾つかございまして、やはり職員のルールの認識が不十分であった点もございまして、基本ルールに関しては、改めて再周知をさせていただき、何が一番正しいのか、内部統制の担当としても積極的に周知をしながら、支払い遅延を1件でも減らしていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 例えば請求書を電子データで送っていただくとか、機械的なアラームが鳴るような、そういう仕組みに載せていくという、そういう改善策を図っていくことが必要なのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 宇民会計管理者。

○宇民会計管理者 請求書の電子化につきましては、先進自治体の取組も含めて検討しているところですが、請求をする相手方、事業者のほうなり区民や利用者が対応していただく部分等もありますので、そういったところは慎重にやらざるを得ないかなというふうに思っています。

一方で、指定金融機関との関係ですとか、今まで手書きでやっていたものの帳票の廃止ですとか、徐々にDX化は通常の事務の中でも進めているところですので、さらなる、支払い遅延等も含めて、情報政策課と連携をして、DX化を進めていきたいというふうには考えております。

○高山委員長 野苅家課長。

○野苅家情報政策課長 今、会計管理者からもありましたけれども、情報政策課では、現在、区が使用している財務会計システムというのがございまして、このベンダーとこのテーマについて話し合ったことがございます。他自治体の事例で同様な課題感を持っていて、電子請求を導入した自治体の事例をちょっと御紹介を受けましたけれども、なかなか一長一短で、メリットもありますけれども、なかなか運用が難しいというところもございました。

具体的には、電子請求を受ける場合は、区だけでは、自治体だけではなくて、その請求を区に上げる、自治体に上げる業者の皆様が、これにまず協力をいただくということが大々前提ということになりますので、そこがなかなか整わず、自治体が思っているような電子請求の達成率というのがなかなかしづらいという状況もございます。

またあわせて、電子請求と同時に、電子決済も進めないと、本当にBPRにならないとい

うことが見えておりますので、本区は今、両方ともございませんので、電子請求、電子決済ともに同時に検討しながら進めていく必要があるかなと思っているところでございます。

○高山委員長 では続いて、石沢委員。

○石沢委員 財務に関する事務の適正化に向けた運用の見直しということで、この間、大きな事例が、この参考事例に書かれているような2つの事例もあって、今回こういった形で報告がされているということだというふうに思います。

それで、いろんな取組で、運用をいろんな改善を図って、何とかミスを少なくするということに取り組んでいることは、自治制度でも内部統制の報告などでもいろいろ聞いているので、私も、その辺では努力をされているんだなというふうには思います。

ただ一方で、この経緯のところで書かれておりますけれども、職員構成の変化、事務処理環境の変化と、こういうことがあり、制度と実務に乖離が生じていると。こういうことが、今回の事例報告のような、事務執行に不十分な点が発生しているということだというふうにするんですけども、職員構成の変化というところで、先ほど課長さんから御説明がありましたけれども、この間、30代以下の新規の若手職員といいますか、そういった方が全体の6割を占めていると、こういうような状況になっているということも御説明の中でありました。

やっぱりこういった形で、職員が、若手が非常に増えているということの背景が、この間、行革なんかもあって、職員白書でもる書かれていますけれども、かなり新規採用をこの間は一定増やしていると思いますが、それ以前ですね、一定かなり減らしてきて、さらに現職の公務員を減らしてきているというような中で、やっぱりベテランの職員なんかが一定減ってきている。そういう中で、指導できるようなそういう方々が少なくなってきていて、やっぱりこういう状況が発生しているのかなというふうにも私は見受けられるんですね。

ですから、やはりそういうこれまでの公務員を一定減らしてきたという、そういう行革そのものの在り方というものも、ちょっと反省といいますか、やっぱりそういうことが一定、今、必要な段階に何となく来ているんじゃないかなというふうに私なんかは思うんですね。その点について、どういうふうに今お考えなのかということをお伺いしたいなと。

あとそれから、やっぱりそういう自治体の職員、自治体の業務って、DXとかで置き換えられることもそれはあるというふうに思いますし、そういうことで置き換えられるのであれば、そういうこともやっていくという必要もあると思いますけれども、やっぱり経験のある職員を増やしていくという点では、今、会計年度任用職員さんがかなり、2,000人近くにま

で増えてきていると。その中には、10年以上働いていらっしゃるとか、そういう方もかなりいらっしゃるわけですね。そういった方を、一定、正規雇用に迎えていくような方法を取りながら、やっぱり全体として職員の構成を切り替えていくというようなことも、こういう仕組みづくりは当然大事だしやっていく必要があると思うんですけど、その辺りも同時にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに私なんかは思うんですけども、その点はどうか。

○高山委員長 石沢委員、大体それで終わりでしょうか。はい。

では、武藤総務課長。

○武藤総務課長 確にかつて行革などを踏まえて、職員数の適正化ということで対応してきたところでございますが、その時々業務量等々を踏まえまして、適正な人員の配置が行われてきたというふうな認識でございますが、確かに現状としては、若い職員、若返りをしておりまして、先ほど申し上げたとおり、30代以下が大分増えているという状況でございます。

先日も内部統制の推進本部の中で、やっぱりこういった内部統制の不適切な事案を発生させないために、次の取組としても、やはり職員の研修・育成をしっかりしていく必要があるんじゃないかというところで、今後、会計年度任用職員も含めた形で、そのキャリア等に応じた職員研修の実施を、この財務に関する事務に関して、しっかりとやっていこうということで、方針を立てたという状況でございます。

○高山委員長 では、海津委員。

○海津委員 すみません、私のほうからは、1点お伺いしたいと思います。

今回つくられた背景には、住民訴訟のところで和解に至ったということもあったかと思いますが、その案件なんかを思い出すと、現場レベルのミスだけではなく、管理職の管理監督の不十分さも要因の一つであったなというふうに私は記憶しております。

そうした中からすると、今回、係長職の方に関すると、事務のフローの中にしっかりと組み込まれているんですが、一方、管理職の課長、部長の役割が明確ではないんですよね。組織でやっていきますみたいな、随時みたいに書かれていますが、きちっと管理職の関与をどの程度求められるのか、はっきりと、不透明ではなくて、書いていくことが、やはり係長級の方たちの精神的な負担も軽減させられるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、どうしてこの中に管理職の役割分担が、関与が書かれてないのか、教えてください。それで、今後どうするのか、教えてください。

○高山委員長 武藤課長。

○武藤総務課長 まず、検査事務のところに具体的に係長と記載させていただいているところにつきましては、この役割として、基本的には係長が担当する事務になるということになってございます。当然、管理職が全然関与しないわけではなく、もともと関与すべき内容となっていてございまして、特に(3)執行状況の確認などについても、積極的に管理職は管理するべき内容となっていてございます。

今後、担当者、係長として、管理職も、年間を通じて節目節目で、こういった執行状況の確認をしていく必要があるということで、ここには明確に管理職と書いてございませんが、担当者任せにせず、組織としてというところで、管理職も含めた対応というふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、今、この4月からは、新しい人事が動き出すかと思うんですけど、その際に誰もが共通認識を持てるように、例えば、課長は定期的に検査業務の監査を行い、部長はその報告を受け、全体の業務改善を指示するなどの役割をしっかりと明示することによって、共通理解が図られていくと思いますので、そのあたりは、より曖昧な表現ではなく、共通認識を持てるように、現場の人たちだけの責任ではないということが、現場の人たちにも伝わるように、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

○高山委員長 武藤課長。

○武藤総務課長 我々のほうでも、この内部統制の仕組みの中で、全庁的な内部統制ということで行ってございます。その中に、それぞれ、誰がどう関与すべきかという規範も入れてございますので、そういったことに関しては、年度年度で再度確認をしながら、しっかり組織的な対応を図っていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 こちらの報告事項に至るきっかけの一つともなっている育成室の委託料未払いに伴う交付金の返還という訴訟案件ですが、このくだんの訴訟で争われた一番の争点というのが、職員のミス、不作為によって区が損害を被った場合、誰が責任を取るのかという点だったと思うんですね。損害賠償を、区長をはじめとする関係管理職に追わせること、ミスしたその職員本人じゃなくて、知らなかったじゃ済まされないという、そういうわけですよ。その点が争われて、今回和解が成立したということは、その関係、管理職は損害賠償責任、責任がないとは言いませんよ、損害賠償責任はないという理解でよろしいんですかね。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 この訴訟では、そのような形での請求があったところでございますが、この事故があった際に、区政の信頼を損ねたといったところも踏まえまして、区長自ら律する意味で、区長の給与減額、また、特別職一部給与の自主返納、そして関係管理職等の相応の処分を行ったところでございます。

明確に、この損害賠償ということは、特にないところでございますが、区として、この事実をしっかり受け止めて対応してきたというふう認識でございます。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 何でこんなことを聞くかということ、最近の傾向として、業務上のミスなどで生じた損害について、自治体が職員個人に賠償を請求するという例が増えているように思うわけなんですね。

例えばこういう事例があったんですよ。プールに水を入れなきゃいけないという、学校の業務ね、それを排水口を開けっ放しにしたまま、その給水を続けるという、ニュートン算みたいなのをやっちゃって、そういう事故があって、自治体が116万円かね、その損害が生じたというケースがあったんですね。

この件では、関係した職員に対して、注意義務違反に当たるとして、賠償を自治体が求めているんですね。これは、自治体としても、いわゆる住民訴訟等々が頻発するという状況があるので、それに耐えられるように責任の所在をはっきりさせようということなんじゃないかというふうに思うんですけども、これ文京区としては、その方向性は考えているの。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 文京区の場合は、当然事案によってですが、この件に関して、特に求償すべきものというふうには考えてございません。当然、そういった求償をするケースというのは、故意または重過失に当たる場合ですとかということになるかと思いますが、やはりその求償することによっての区全体の職員への事務への向き合いということにも影響しかねませんので、区としては、その時々状況を踏まえてというふうには考えてございますが、この件に関して求償することは考えてございません。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 その基本的な方向性として、文京区がやばいから責任をここにちゃんとはっきりさせておこうとかという、そういう方向性があるというわけでは、もちろんないというのは理解しました。

その重過失という話は、これが認められる場合には、自治法上の規定としてあるわけす

けれども、そもそも重過失に当たるかどうかという判断も自治体の裁量という話になっていきますので、やろうと思えばできるわけなんですね。

で、今回、報告事項にある文京区における運用の見直しというのが、書いてあるレベルからすると、業務の改善、事務運用の改善を図ることが目的ということになっております。そのために、実際何を実施するかというと、マニュアルの再整備とか、スケジュールの管理だったり、チェックリスクの作成だったり、チェック体制の構築といった、具体的な内容について検証すると。その検証するために、外部評価を行うというふうになっている。だとするならば、業務改善を専門にするコンサルに依頼するのが常道じゃないかというふうに思うんですけど、あえて弁護士さんによって外部評価を受けるというのは、これやっぱり損害賠償に関わることなので、弁護士さんにチェックをお願いしたという理解でよろしいんですかね。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 このたび、弁護士に評価をいただくということに関しては、やはりガバナンスの視点をしっかりと点検いただきたいという趣旨でございます。区の中でも、内部統制という形でやってございますが、しっかりそれが事例的には考えているものの、専門家から見て、やはり統治という面で問題点がないのかということで、御指摘を受ける形で弁護士に委任したという状況でございます。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 はい、了解です。業務改善とガバナンスに通暁した専門家という認識ですね。はい、了解しました。では、文京区のその財務に関する業務の適正化という、この進展をしっかりと見守っていきたいと思います。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 私も、この参考事例の、今、田中委員が取り上げたところの、その次のところで、裁判所から、1、2、3ということで、ちょっと端折りますけれども、指摘があつて、その後ですね、その上で、区としてこれらの課題に真摯に取り組むべきではないかとの裁判所からの提案があつたというところなんです。裁判所が一つの自治体に対して、それ和解協議というか、裁判やった上で言っているの、そういうことあるのかもしれないんだけど、真摯に取り組むべきじゃないかという提案ね、これは逆説的に言うと、真摯にやらないでしようというふうに裁判所が言っているということなんです。これ実際、具体的にどういう提案、裁判所からの指摘があつたのか。こういう報告しなさいよと、議会にね、そういうのがあつたというのは、これまでの庁議報告終わった後の御説明でもありましたけれ

ども、これ中身ですよ。何を信じてないというふうに言っているのか、裁判所が。これちょっと説明いただきたいのが1点。

具体的に1個確認したいんだけど、1面のところですね、今回、財務事務が話題になっていること、改善しなきゃいけないというふうになったということの今後の運用に、あ、これはこれまでの運用における課題ですか。

それで、(2)の請求書の扱いのところ、ウのところ、要するに支払遅延防止法に定められて日数以内支払うことが困難なケースへの対応と。それで、私も民間の会社でそういう仕事をしていたので、民間だったら何か支払期日なんかどんどん遅らせちゃって、いろいろ御迷惑をかけてきたケースがいっぱいあるんだけど、やっぱり自治体で、法律に決まった事実を過ぎちゃった場合の対応がこうですというふうにしていましたということだということになると、これ当然、この法律、ちょっと見ましたが、遅延利息を払うことになるわけですよ。そうすると、これまで遅延利息ってどれぐらい払っていたということになるんですか。こういうふうな、ノーマルに行われていたということなんでしょう。

それで、これはどのように改善されて、それやっぱり法律に触れるようなことは自治体としてやっちゃいかんから、これはもう根絶というか、絶対ないと。

請求書に日付があるかどうかという問題は、デジタル化といろんなやり方があるので、こなされていくことが、改善されていくことが必要だと思うんだけど、その点は、これまでとこれからとどうするのかというのをちょっとこの機会に聞いておきたいんですけど。

○高山委員長 山田総務部副参事。

○山田総務部副参事 1点目につきましては、訴訟上のことですので、私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

裁判所の真摯にということですが、そもそもこの住民訴訟での対応といたしましては、結果として2,800万円、これを穴が空いたということで、これを関係管理職等に返還せよという中身になっておりました。これに対して、原告側の主張が、非常に細かい実務上の点について、だから返せというような主張でありましたので、いや、そういった点では、財務会計上の違法行為には当たらないとか、そういうような主張を繰り返していた。こちらとしては、やっていたというような経緯がございます。

そういった主張整理の段階を踏まえまして、裁判所のほうから、少し未来志向で考えてみたらどうかと。原告の指摘するような点が、果たして財務会計上の違法行為に当たるのかどうかということは別として、必ずしも適切な行為とは言えないのではないかという指摘があ

りまして、そうしたところに真摯に向き合って、未来志向でこうした事件が二度と起こらないよう、これまでも改善してきたようであるが、今後もきちんと取り組んでいってみたいかどうかという、そういった文脈で出てきたものでございます。

○高山委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 2点目の遅延利息のところでございますが、実態として、遅延損害金の支払いがあったというふうには私どもではちょっと認識はしてございませんけれども、いずれにしても支払い遅延の案件に上がっているというのが、先ほど申し上げたとおり請求書、こちらが事業者が届かない、それを催促するのに時間が2か月、3か月かかっているというような事案になっておりますので、そういう間では、請求日から30日以内の支払いというのは、基本的にはしっかりと守っているというふうな認識でございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 後段のほうは分かりました。それで、前半の質問との関係で分かりましたけど、この和解の協議の中で、未来志向でということとね、やっぱりそれはいろんな意味で適切じゃないでしょうという指摘だったということなわけですね。それを受け入れて、こういう対応になったということなわけです。

だから、今日の冒頭の説明でも、適切だったけど、こういうふうにしますとか、人員体制についても、適切だったけど、いろいろ今回改善しますとかね、いうことで説明なんだけど、和解協議で折り合ったというところは、未来に向けて、適切でないところを対応して改善していこうということなので、やっぱりそういうところは率直に適切でなかったといって、改善するという姿勢を今後もきちっと持っていただきたいというふうに私は思います。

○高山委員長 以上で、報告事項5の質疑を終わります。

続いて、報告事項6「文京区男女平等参画推進計画の推進状況評価について」の御質疑をお願いいたします。

御質疑ある方、挙手願います。

石沢委員。

○石沢委員 私からちょっと1点、この重点項目の事業番号14の地域活動団体への男女平等参画の働きかけの部分でちょっとお伺いしたいと思います。

それで、令和4年と令和5年を比較して、会長職の性別なんか変わらず、それで役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合ということで、10から9って若干減っているわけですね。

ただ、所管課の働きかけという部分についてなんですけれども、4と5ですかね、この部分については、所管課から、例えば役員、委員選出に当たり、男女いずれかに偏らない、働きかけた団体数が19ということになっていて、男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数と割合というのが10から12になっていると、若干増えているんですけど、ただ、この次のページから、丸がついていて、はい、いいえということで見ると、まだなかなか働きかけ自体がなかなかされていないというような、そういう事例が結構見受けられるのかなというふうに見ていて思うんですね。

この男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう所管課として働きかけたかと、この部分については、例えばお祭りの実行委員会の部分なんかは、なかなか「はい」というところが見られなかったり、その裏の部分でも、「いいえ」の部分が非常に多くて、働きかけ自体がちょっとなかなか進んでいないんだなというのを見受けられるんですね。

これが、働きかけ自体が進んでいかないということは、一体なぜなのかなと。男女共同参画というのは、つまり男女の役割を固定的に見ない、そういうような形での運営を進めてほしいということだと思うんですが、こういうような働きかけ自体がなかなかやられていないというのは、なぜなのかなということをちょっとお伺いしたい。

それで、やっぱり改善が求められるんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、その点については、どのようにやっていこうとされているのかということも併せてお伺いしたいというふうに思います。

○高山委員長 では、そろそろ3時になるんですけれども、あとちょっとありますが、ちょっと進行について、皆さんにお伝えしたいことがあるんですね。

報告事項がこれを入れてあと7件あります。残りの質疑時間が90分しかないです。一般質問は4名の方から8件申出が出ています。報告事項が終わらなければ、もちろん一般質問はゼロ分になるんですが、報告事項だけでもざっくり1件当たり、説明していただく時間も入れて10分ちょっとしかないです。5時には必ず終わります。報告事項の途中で詰まっちゃった場合には、報告、説明して聞けません。そういうことを理解した上で、残りの90分の質疑、充実したものにしたいと思っています。ちょっと今までしゃべり過ぎちゃった人とかは、御自身の中で考えて、譲り合いの精神で、和をもって尊しとしたいと思っています。

ということで、3時になりますので、3時半まで休憩としたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○高山委員長 では、皆様、時間よりちょっと前におそろいいただきまして、ありがとうございます。残り90分、ネジを巻いて頑張っていきましょう、一緒にね。

ということで、熊倉さんの御答弁をお願いします。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、男女平等参画への働きかけについて、いただきました御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和4年度から8年度までの計画期間において、各種の計画事業、この中で目標の一つとして掲げて、経年的に取組の推移を見ているものとなっております。ただ、こちらの項目につきましては、なかなか構造的に解決が難しい部分というのは認識しておりまして、所管課と共に働きかけは続けておりますけれども、なかなか数字的には改善が見られにくい部分というふうに、そちらも課題として認識してはしております。

ただ一方で、見える部分としましては、例えば会長職だったり、そのトップの方が男性だった場合でも、実際に組織をキーとして回している部分は女性だったりとか、そういった運用の部分で、実際に男女それぞれの強みを生かして、組織を回しているという事例もございます。こういったところの取組につきましても、なかなか見えにくい部分にはなっているんですけれども、こういったところについても、単純に長が男性ではない、その割合がちょっと足りないとか、そういったところだけではなくて、全体の組織の中でうまくどういうふうに役割を分担してやっているかとか、そういった視点での働きかけを行って、その好事例として、例えばほかの団体の報告をする場面とかで披露していただいたりとか、そういったところで見える化をしていって、引き続き所管課と共に、そういった取組があるということを働きかけていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。構造的にやっぱり難しいという部分もあるということだったんですけれども、ただ、所管課としての働きかけ、これがやられていないというのがまだ多数派なわけですね。だから、働きかけは、やっぱり積極的にやっていっていただいて、そういう難しい構造があるということも、すぐにはなかなか改善に結びつかなくても、継続的に働きかけていくということが大事だと思うので、ここはぜひ、全てが範囲になるように、よろしくをお願いしたいということで、質問を終わります。

○高山委員長 では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 推進状況評価をしていただいて、ありがとうございます。女性委員の割合

が35.7%に上がったということによかったなと思う一方で、今、石沢委員が言われた25番の、20ページ、委員の改選時に積極的な働きかけをしていくというふうに言われていて、今まさに課長が、その男性、女性が例えば長になった、その割合だけを取ってみて、男女平等参画が遅れているとかというふうに捉えないで、多様な視点で図っていきたいというお話だったんですけれども、であるならば、やっぱりそういった取組を評価するような評価指標といたしますか、そういったチェックができるようにしていかないと、そういったことが見えないということだと思うので、やっぱりそのあたりはぜひ改善していただきたいですね。

なので、そういったことと、一つ申し上げたいのは、例えば祝詞を作ってあげるとか、何かこれを必ず改選のときに読んでくださいみたいなことを例えば作ってみるとか、唐突に男女比を同じようにしましょうって、やっぱり言いづらいのかなと思うので、少し簡単な、導入の部分はダイバーで書いてあげて、これちょっと改選のときに読んでいただけるとうれいなんですというふうに推進していくと、必ず読み上げて改選をするということになるから、そういうことに触れてもらうということがまず第一歩で、そういうところに知恵を使っていたきたいなというふうに思います。

それから2つ目に、38番に防災の部分がありますけど、防災に女性の視点ということで、公明党もずっと言ってきて、防災会議が3割を超えているということは、よかったなと思います。女性防災士が14.9%から19.4%に上がったということはよかったなと思う一方で、やはり避難所運営とかを見ると、女性の参画が少ない、それはなぜならば、やはり夜に会合をやったりしていて、オンラインだとかそういった女性が参加できないような仕組みになっているからだというふうに思いますので、そういったことは、こういう事例があるので、こういうふうにしてみませんかというふうに投げかけていっていただきたいというふうに思います。

それから最後に、102番にセクハラのところがあります。これは、今はそれがフェーズが変わって行って、ハラハラって、ハラスメントだということのハラスメントみたいなものがあるという話がありますけれども、こういったことも、やはり理解がまだまだ足りなかったりというのは、例えば不快に感じたらハラスメントだというふうに言ってきたんですけれども、業務上必要なことは言うよということがあったりするから、それがハラスメントに、本当は当たらないとかということがあったりします。そういった、いろんな学びみたいなこととか研修みたいなことはしっかりやっていきながら、男女平等参画というのを進めていただきたいなと思います。

いずれにしても、女性の健康週間で、うちの国会議員が言っていたのは、女性の進出は、男性の家庭進出だという話があって、そういった男性が家庭の中に入って行って、女性が今まで担っていた仕事を一つでも二つでも担っていくということをやっていくと、男女平等参画って進んでいくのかなというふうに思うので、ぜひ具体的な取組を後押ししていただきたいなと思います。

では、幾つか御答弁をいただいて、終わります。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 幾つか御質問いただきました。初めに、まず項目のお話ですね、項目、確かに計画の期間の中で、いろいろな状況が変わっているというところがございます。こちらの現時点定めている項目につきましては、5か年の計画期間の中で経年で追っかけている部分になりますので、こちらなかなか現実にそぐわない部分というのは出てきているんですけれども、そちらは次期の計画改定の作業の中で、現状に即した目標、指標ですとか、そういったところに修正を考えていきたいというふうに考えております。

2点目ですね、こちら防災の女性の視点についてのお話があったんですけれども、こちらにつきましては、関係所管のほうともこういった推進会議の中で出ている意見等につきまして共有をさせていただいて、確かに女性が何で進出というか、避難所運営とかそういったところに、防災のところに女性の視点が入っていかないのかということも会議の中で様々な意見が出ているところですので、そういったところにつきましては、防災の所管ともお話をした上で、会議の進め方ですとか、実際の協議会の運営の中身ですとか、そういったところについても、意見をお伝えしていければというふうに考えております。

3つ目ですね、様々なハラスメントのお話がありました。こちらにつきましては、本当に日々ニュースとかでもハラスメントの種類がいろいろ増えているというのは、状況としては把握をしているところになります。ただ、こちらはどの部分からハラスメントになるのかとか、そういったところにつきましては、まだまだちょっと情報が少ない部分になりますので、そういったところ社会状況の情報を得た上で、ハラスメントにつながらないような啓発活動について、区民向けですとか、職員に対しても理解・啓発というのを進めていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 防災課長。

○齊藤防災課長 すみません、避難所のことでちょっと補足をさせていただきます。

避難所運営というところで、女性が参画するというような立場になったときに、やはり

我々のほう、女性の防災士のほうを増やしていきたいということで、ここの指標にも出させていただいております。本年度、20人の方、資格取得支援させていただきましたが、そのうち9名が女性ということで、今、トータルでいうと、トータル93名の防災士のうち23名が女性ということで、24.7%まで今年度の実績として増えています。

実際に、女性の防災士の方が地域の町会を巻き込んで防災訓練をやっているというような事例もあって、そこら辺も防災士の広報誌なんかでも御紹介させていただいておりますので、会議なんかにもなるべく多くの方が参加しやすい環境というのは、御指摘のとおりかと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○高山委員長 では続いて、田中としかね委員、どうぞ。

○田中（と）委員 情報提供といいたしましょうか、今年度、東京大学に新設されたのが、InclUDEという愛称のついた多様性包摂共創センターなんですね。目的は、学内外のジェンダー平等、バリアフリー推進です。この実践を通じて、誰一人取り残さない社会の実現を可能にするという、学知ですね、学問的知見を共同創造するというふうにあるわけなんですね。文京区として、この学知を活用しないなんて、地域資源の無駄遣いになるように思うんですけども、東大は2027年までに、ポストの新設と、女性限定の公募によって女性の教授と准教授を合せて300人採用すると正式に発表いたしました。

男女比の偏りの是正という、この文京区の男女平等参画推進計画と同じテーマが掲げられているのですが、今年度2024年度の東京大学の男女比というのは、男性の学生が8割、女性が2割、教授に至っては男性が9割、女性は1割という、圧倒的に男性が多い環境で、世界的に見てもあまりにも特殊であって、日本の現状の象徴のように語られているわけなんですね。

その理由を一体東大がどう考えているかといいますか、性別による役割分担意識から発せられる何気ない言葉が、女性の意識を削いで、進路やキャリアの妨げになっているという認識を示しました。それを言葉の逆風と表現しています。女の子なんだからそんなに頑張らなくてもとかですね、子育てしながら仕事は大変でしょうねとかいったことなど、そうした言葉を人生ずっと浴び続けてきたらどうなるのかと。何気ない言葉であっても、前に進もうとする女性の意欲を削ぎ、未来の選択を変えてしまう、これはまさに逆風だというわけなんですね。

こうしたジェンダーバイアスを含む言葉を言葉の逆風と名付けて、可視化したんですね。ポスターにして並べたというのでやっているんですね。実際に女性たちがかけられてきた言

葉を並べているんですけど、その中には、女性ならではの視点、女性ならではの感性を発揮していただきたいといった言葉も含まれていて、はっとさせられるわけなんですね。これね、岸田首相が女性閣僚に対して使ったなど。高市さんや上川さんにそれ言うかなという感じなんですけども。

そして、この企画、言葉の逆風というのを立ち上げた1人が、東京大学多様性包摂共創センター、IncluDEの中野円佳准教授であるわけなんですね。これどこかで聞いた名前ですね。ダイバーシティ推進課として、この情報はつかんでいましたか。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 いただきました御質問につきまして、中野円佳さんの情報、確認をしております。この4月から、東大の多様性包摂共創センターが始まったというところで、現在、D&I棟、東京大学の敷地の中にそういったものを、ダイバーシティを進める棟を今建設中ということで、そちらの情報も一緒に得ておりまして、そういったところで、東京大学さんが今後地域の中で、地域に開かれたにぎわいを創出するといった部分を強めていきたい、地域とのつながりを求めていきたいというところを把握しております。

中野円佳様の件につきましては、活動ですね、様々なこれまでの経験ですとか、今後、私どもの男女平等参画の中でも、非常に有用な何か御意見をいただけたりと、そういった部分があるかなというふうに考えておりますので、どこかでそういったところでお話を聞く機会ですとか、連携できるところがあるかといったところを今後探していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 ジェンダー平等、そのバリアフリー推進を進め、誰一人取り残さないという社会の現実を可能にするという、その知見を東京大学は共同創造したいというふうに言っているわけですから、その中心となるセンター、IncluDEのキーマンが文京区に強力にコミットメントするということになっているわけですから、文京区における男女平等参画の一層の推進に期待したいと思っております。

○高山委員長 続いて、海津委員。

○海津委員 私のほうは、まず1点、今、審議会などへの男女の比率の話が出ていましたけど、そこは淡々と、粛々と進めていただくしかないと思っておりますが、文京区の中でプロポーザルの選定とか、あとそういう指定管理の評価のときに、ほとんど女性職員が入っていないとか、そういう実態があるわけですね。ですから、そこのところというのは、やはり評価を

するに当たって、男女比というのは、ここに掲げている以上は、しっかりと工夫をしていかなくちゃいけないと思うんですね。部長じゃなくちゃ駄目だ、課長じゃなくちゃ駄目だということだけではなくて、やはり多様な職種も職層もあっていいと思いますので、そこはもう一度考えいく必要があるのではないかなと思っていますので、そこに1点。

それから、事業番号128の育児・介護休業制度の普及・啓発をこれから掲げているところですが、文京区とすると、非常にこれ高くなっていると。

ちなみに、この4月から10月にかけて、育児休業法の制度が改正されていますので、そこに向かっては、当然、個々の事情、例えば特別な障害のあるお子さんを育てている家庭とか介護とか含まれていると、本当に個々の状態に応じて様々な働き方をできるように、支援していきましょうという制度なんですね。次のステップに入っているので、ここもやはり単純にこれ取れていますよではなくて、個々のケースに応じた介護休業制度につながっているかどうかというふうな見方にする必要があると思うので、その2点は答弁ください。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは初めに、こちらの指定管理ですとか、その評価の中の委員の皆さんの構成ですとかそういったところについてのお尋ねになります。

こちらにつきましては、やはり様々な審議会委員の構成等を見ても、やっぱり充て職でずとやってきている部分とか、長年のここの役割はこの職層だという形で来ている部分とか、そういったところもあるというふうに認識をしております。ただ、こちらは、すぐに変更という形は難しいかなというふうには認識しておりますので、関係のそういった所管ともお話をした上で、何かそこが工夫できたりとか、変更できる余地があるかというのを探っていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 令和7年4月の育児・介護休業法につきましては、文京区のほうでも当然法対応ということはやっていくわけなんですけれども、育児休業をはじめとしたこの休暇制度、当事者の皆様にとってより使いやすい、より効果的な制度を整えていくということについては、今後も意を用いてまいりたいと考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 先にプロポーザルの選定委員とか、そういったところの委員の在り方ですけれども、充て職の在り方で、直ちにというのは難しいというお答えだったんですけれども、私、今年で15年目になるんですけど、10年以上前からこの課題というのはずっと出てきているの

で、10年以上放置されていると私は思います。直ちにではなくて、もう積み重ねてきていて、充て職という考え方ではなくて、様々な職層も含めて、男女バランスというのをきちっとやっていく段階に来ていると思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○高山委員長 以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

続いて、区民部より3件。

初めに、報告事項8「コミュニティバスにおける運行時間等の見直しについて」、続いて報告事項9「白山東会館改修工事に伴う休館について」の御説明をお願いいたします。

榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 それでは、報告資料第10号、「コミュニティバスにおける運行時間等の見直しについて」を御覧ください。

1番、概要です。

Bーぐるの運行事業者である日立自動車交通株式会社より、運行時間等を変更したい旨の提案が2点ございました。

具体的には、2、変更点のほうを御覧ください。

(1)始発及び終発時刻の減便です。こちらは、運転士の勤務間インターバルを確保するために、21時から翌日の6時までの9時間は、足立区にある車庫のほうに車両がある状態にできるよう、Bーぐるのほうを6時以降の出庫、21時までの帰庫を原則とし、これらが満たせない便につきましては、時刻表から減便となります。

新しい時刻表につきましては、3月10日より、区報、ホームページ等で公表する予定ですが、これまでの時刻表と比較した場合、3ルートとも最終の1便が廃止、またこれに加えて、千駄木・駒込ルートは現在の最終便から数えて4便が、また目白台・小日向ルートは2便が、湯島・本郷ルートについては1便が、回送中に終点まで到着せず、途中から車庫のほうに帰庫となります。

また、始発についての影響でございますが、千駄木・駒込ルートの始発はこれまで文京シビックセンターでしたが、これを廃止し、ラクーア発といたします。

変更点の2つ目としまして、(2)臨時時刻表の設定でございます。運転士が不足している状況であるため、全ルートの休日において、運行感覚が30分間隔となる臨時の時刻表を設定いたします。本措置は、臨時的な対応であり、運転士が確保され次第、この休日専用の時刻表は解消される予定でございます。

また、令和7年度の年末年始より、別途さらなる臨時時刻表を設定いたします。こちらの具体的な内容につきましては、令和7年度中に運行事業者と協議を行ってまいります。

2 ページのほうを御覧ください。

進行事業者からの2点のこの提案に対しまして、千代田区、中央区、台東区、北区と情報交換を行いました。現状はこちらにまとめたとおりでございます。

他区においても、令和6年度中に既に(1)、(2)の変更後の状況であったため、文京区でも令和7年度からの本提案を受けるよう判断したところです。

(3)その他ですが、これらの状況は、運転士不足が原因であるため、少しでも解消につながるよう、運行事業者への補助金につきましては、その算定根拠における人件費につきまして、令和6年度も既に7%の賃上げを行っているところでありますが、令和7年度もさらに7%の賃上げを行ってまいります。

なお、これは、運行事業者が実際に賃上げを行ったことを確認の上、反映してまいります。

最後に3、スケジュールでございますが、今回の御報告いたしました2の(1)、(2)に関する時刻表の改正は、令和7年4月15日から実施の予定でございます。

なお、令和6年11月、総務区民委員会で報告させていただきました、定期券販売及び無料乗り継ぎ停留所の改定については、4月1日から開始の予定でございます。

御報告は以上となります。

続きまして、資料の第11号、「白山東会館改修工事に伴う休館について」を御覧ください。

1 番、概要です。

白山東会館は、開設以来40年が経過しており、全面的な改修工事を実施するため、今回、工事期間中を休館といたします。

2、休館期間は、令和7年8月から令和8年7月までの11か月を予定しているところでございます。

3 番、今後のスケジュールですが、まず令和7年2月5日に利用者説明会を実施し、9人の御参加がございました。

リニューアルオープンにつきましては、令和8年7月を予定しているところです。

なお、白山東会館の現状は、(参考)にあるとおりでございますが、リニューアル後も開館時間や使用料についての変更は予定してございません。

御報告は以上となります。

○高山委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項10「氏名の振り仮名法制化への対応について」の御説明をお願いします。

高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 続きまして、報告事項10、氏名の振り仮名法制化への対応について、御説明をいたします。

まず、1番の概要でございますが、戸籍法の一部改正により、本年5月26日以降、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるため、各区市町村において、当該届出の受付と戸籍の記載を行うものでございます。

次に、2番の振り仮名の記載方法及びスケジュールについてでございます。

法施行日でございます本年5月26日以降、初めて戸籍に記載される方につきましては、戸籍の届出時に合せて振り仮名を届け出ていただくことになります。届出後については、審査を経て、戸籍に振り仮名が記載をされます。

次に、既に戸籍に記載をされている方についての流れでございますが、(1)に記載のとおり、まず本籍地の区市町村から戸籍に記載予定の振り仮名の通知書を発送いたします。

次に、(2)に記載のとおり、届出期間1年間の間に本籍人等から届出のあった振り仮名の受付を行い、審査後、戸籍への振り仮名の記載を行います。

また、この届出期間の間に届出がなかった場合につきましては、(3)に記載のとおりでございますが、通知書に記載した振り仮名をそのまま戸籍に記載するということになります。

なお、本籍地において、振り仮名が戸籍や戸籍の附票に記載された後につきましては、イメージ図にお示しをしていますとおり、住所地の区市町村にも情報連携がなされ、住民票や、令和8年度以降はマイナンバーカードにも記載されることになります。

最後に、本区の対応についてでございますが、氏名の振り仮名届出は、通常期を大幅に上回る届出数が見込まれておりますので、専用窓口の開設やコールセンター運営等の業務委託を行うことにより、混乱のないよう効率的に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

御報告は以上でございます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは初めに、報告事項8の質疑をお願いいたします。

質疑ある方、挙手願います。

石沢委員。

○石沢委員 新年度からバスの減便などが発生するという事で御報告がありましたけれども、

一般質問でもいろんな課題があって、近隣区といろいろ調整なども行って、情報共有などを図っているということで御答弁ありました。

それで、やはりここで書かれているように、やっぱり運転士不足のことなんかも非常に課題としてなっているということで、その点では、令和7年、6年度と7%ずつ賃上げをしているんですけれども、これによって、やっぱり運転士不足が実際どの程度解消するのかというのは、こちらもちよっと気になる場所なんですけど、その点と。

それから、これはさらにやっぱりそれが難しいという場合、区として、独自にさらに引き上げていくということも可能なのか、必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点をちょっと確認させていただきたいということです。

それから、9時間の勤務間インターバルを確保するために、始発と最終便がそれぞれ減便されるということになりますけれども、このバスの基地が一定かなり距離があるということで、そういう距離を走行しなければならないという課題がある中で、勤務間インターバルを確保するためということで、こういう状況になっているということだと思います。

それで、やっぱりこういうバス基地が遠いということが一つこういう課題になっているという点では、区内にそういうような場所を確保していくということも一つ考えていく、検討していくことも、こういうサービスを維持・向上させていくという点では、一定考えていく必要なことなのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○高山委員長 以上ですか。はい。

では、榎戸課長。

○榎戸区民課長 まず、今回の賃上げ7%による効果ということでございますけれども、年度の当初から運転士が不足しているという状況でございますので、こちらが令和7年度中に7%アップしたことで、状況が、急に運転士の方が増えるということは、正直あまり期待できないところでございますけれども、これにより、既にある人材がほかのほうに流出しないような形で期待をしているところでございます。

また、令和5年度中に行った減便措置につきましては、当該年度中に解消されたこともございまして、その際、令和6年度から7%アップの取組をした結果とも受け止めて、直接にはそういう回答はいただいておりますけれども、そういったことも成果が、減便解消につながっているのかなというふうに想像しておりますので、今回の令和7年度に向けての7%アップが運転士解消につながることを期待しての今回の判断でございます。

また、2つ目の区独自でのさらなる補てんというところ、また車庫につきまして、足立区

でなく、区のほうでというようなお話でございますが、こちらの日立自動車交通につきましては、文京区だけでなく、ほかの区も併せてコミュニティバスを受け付けている状況でございます。文京区のコミュニティバスに乗っている職員だけ賃金アップするといったようなお願いはできかねますし、車庫のほうも共通である中で、コミュニティバスだけを、文京区のBーぐるだけを文京区の敷地内にとというようなこともなかなか難しい状況でございますので、全体を通じて、他区と連携しながら、よりよい交通事業者のほうの支援というのには考えてまいりたいというところでございます。

○高山委員長　ありがとうございます。

以上で、報告事項8の質疑を終了します。

続いて、報告事項9の質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員　白山東会館の改修ということで、来年度から改修が行われるということなんですけれども、バリアフリー化ですね、こういったことが今回の改修工事で行われるのかどうか。何かいろんな説明会とかやると、やっぱりエレベーターを中につけてほしいというような、そういう声もあったというふうにも聞いているんですけれども、そういうような改修というのは、今回の改修で行われるのかどうか。そういうバリアフリー対応の改修というのは行われるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、児童館と育成室については、代替施設が確保されるというのは聞いているんですけれども、この白山東会館そのものについての代替機能というのは、どのようになるのかというのをも併せて聞きたいと思います。

○高山委員長　大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長　まず、白山東会館のバリアフリー化についてですが、設計を始めた当初の段階で、エレベーターの設置ができないかという検討をまず始めました。そういった中で、既存の建物、エントランスの脇のところにスペースがあるので、そこで何とか増築という形でできないかという検討を様々したんですけれども、構造的な問題ですとか様々な問題で、ちょっと増築という形で改修の中でエレベーターを設置することは難しいという判断に至りました。

今回、全面的な改修を行うということで、そういった中で少しでもバリアフリー化を図りたいということで、まずトイレに関して、洋式化を全て図って、ブースを広くしていくということ、それからトイレを使うときに、廊下とトイレの間に段差があるようなところを完全

にフラットにして改修をしていくということをはじめ、できるだけ段差を少なく、フラットにしていこうということで、改修を計画しております。

○高山委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 代替施設としましては、近くの白山交流館及び向丘地域活動センターの中のアカデミー向丘を想定しているところでございます。

○高山委員長 では以上で、報告事項9の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項10について、質疑をお願いいたします。

御質疑ある方、挙手願います。

では、上田委員。

○上田委員 この戸籍の振り仮名の法制化については、基本的には、このスケジュールどおり、概要にお示しいただいたとおり、お進めいただきたいというふうに思っております。

2点ほど確認したいのは、無戸籍の方がいらっしゃるかもしれないと思うんですけれども、この全国的にも全ての戸籍のある方に、戸籍の振り仮名についてのお話を、提出しなくてもいいんですけれども、正しい場合には。その通知が行くわけですから、戸籍の振り仮名を登録しなきゃいけないんだという話が、もう社会的にそういう話題になるわけですね。で、実は戸籍なかったなと思っていらっしゃる方とかいらっしゃると思うんです。住民票があるので、住民サービスは受けられているけれども、無戸籍だった、いろいろ御事情があつてね、という場合もあつて、そういえば戸籍がなかったという方が、例えば法務省に相談できるような、そういった、この機会に戸籍について考える、もしそういう御希望があればの話ですけれども、そういった窓口等を御案内したりすることも必要ではないかなと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

それから、帰化された方についてもちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、例えばドナルド・キーンさんが帰化されたときに、漢字の「鬼怒鳴門」という素敵な名前をつけられましたけど、これ読み方なかなか難しいなというふうに思います。また、昔、チン・シュンシン（陳舜臣）さんの本を、小説を読んだときに、通称で当時、それは韓国とか台湾の方、日本国籍で、通称名で帰化されるという場合も結構多かったというふうに聞いています。あとは、日本読みの漢字で帰化されるとかという方も多かったんだと思うんですけれども、最近では、現地読みの名前、振り仮名というものかと思います。

名前の変更等になってしまうと、もう家庭裁判所の決定が必要になるというふうに思うんですけれども、そういったことも含めて、外国ルーツの方がこういった振り仮名の法制化に

対応しやすいようにとか、御自身のお名前について考えていただけるような機会を設けてはどうかというような御案内というか、そういった情報を発信されてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 まず、1点目の無戸籍の方への対応についてでございます。

今現在、全国的に法務省が把握している無戸籍者の数は、昨年3月だと771人だったと。今年の1月時点では711人ということで、例の民法改正による嫡出推定の改正が行われたところで、少しずつ減ってきているところでございます。

自治体のほうでも、無戸籍者について把握をした場合には、法務局と連携をしながら対応しているところでございます。

確かに戸籍がない状態ですと、今回の戸籍の振り仮名の仮の通知というのは届きませんので、御本人からの申出がある場合については、当然、自治体の窓口のほうで丁寧に対応すべき問題かなというふうに捉えてございます。

全体的な周知につきましては、これは文京区に本籍がある方って、文京区民というわけでもございませんので、法務省が今、3月から5月にかけて集中的に広報するというのを聞いてございますし、私どもとしまして、区報等で当然周知はしてまいりたいというふうには思っておりますが、そこについては、無戸籍問題の解消とともに進めていきたいというふうに思っております。

もう一点、帰化された方の振り仮名の届出ということになりますが、今年の5月26日以降に、例えば出生届であるとか帰化届であるとか、新たに戸籍をつくられる方については、法務省が示す審査基準に基づいての判断ということになるかと思います。

実際、つい先日、法務省の説明会があったんですけれども、今の御質問のようなケースについて、いわゆるラテン語読みにするか英語読みにするかというところの振り仮名が認められるかどうかというのが、まだちょっと明確に示されていなかったもので、これは自治体側からちょっと質問を投げかけるような形で、どのように審査をされるかというところの答えを待ちたいと考えております。

ただし、氏名の振り仮名等に係る審査については、3月下旬頃に法務省のほうから全国の自治体に正式な通知がされるということまではつかんでおりますが、その中では、漢和辞典など一般の辞典に掲載されているようなものは広く認めということで、除外されるような読み方として、社会を混乱させるような読み方であるとか、社会通念上相当とは言えないよ

うな読み方については除外をされますが、それ以外のものについては、かなり大幅に認められるであろうというような推測をしているところでございます。

具体的にはパスポートであるとか、例えば銀行口座の通帳、キャッシュカードの中身を見せていただくなどして、振り仮名の確認をして、認められるケースもあるのかなというふうには捉えてございますが、いずれにしましても、3月下旬に示される正式な審査基準に基づいての戸籍の届出の審査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 続いて、田中香澄委員。

○田中（香）委員 今の話の中で、例えばそれが認められないというふうになったときに、どういった扱いになるのかなということだけ1つ確認をしたいんですけども、今までも出生届とかで、なかなか読みづらいとか、これ大丈夫かなといったような、懸念するような振り仮名といいますか、名字みたいなものがあるのかどうか。それから、認められない方に対しての対応はどうするのかって、教えてください。

○高山委員長 戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 まず、審査基準に照らして、明らかにこれは振り仮名として認められないだろうというものに関しましては、まずは届出に対して補正というか、訂正を求めるという形になります。それでも御納得いただけなくて、そのままの届出というふうになる場合については、場合によっては、法務局ないしは法務省、本省に照会をかけるという形になりますが、最終的には不受理処分ということになるかと思えます。

○高山委員長 では続いて、金子副委員長。

○金子副委員長 1つは、お名前に拗音が含まれる場合、「しゅう」とか「りょう」とか、小さい字が入る場合に、住民基本台帳のほうでは全て大文字表記になっている場合があるそうなんです。その場合は修正が必要になると。ある自治体では、本籍のある10万人中1万人ぐらいが修正が必要なんじゃないかというふうに見積もっているところもあるようなんですけども、文京区ではどうなっているのかということが1つ。

それからもう一つは、事務負担の増、これは窓口をつくって委託しますというような報告になっていますけれども、今、情報システムの標準化対応とかで、または戸籍の広域交付が昨年度の3月に始まって、業務量が増えている中で、今度の対応というのは、どういう現場でなっているのかと、負担増になってないのかどうかというのが2つ目。

それから3つ目が費用の点なんです、この法改正の対応については、昨年12月に国の補正予算が成立したということになって、そこに入っていますよということのようなんです。

けれども、ただ、補助内容の明示がないということで、これどういう内容なんだというのは確認が必要みたいな話になっているかなどうなのってことが言われているようなんですけれども、基本的に、法定受託事務なのだから、国が全額負担すべきというふうに考えますけれども、その点についての実態と文京区の認識、国への対応などあればお聞かせいただきたい。

○高山委員長 戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 1点目のいわゆる小さい「や・ゆ・よ」であるという、拗音の対応についてでございます。

正確な数というのをシステム上算出したわけではございませんが、法務省の推計値で見ていくと、大体一、二%ぐらいいるだろうというところで、文京区の場合、それをシステムに当てはめると、5,000弱ぐらいはいるかもしれないというふうに推計をしております。

こちらにつきましては、住民基本台帳システムにその大きい文字を小さい文字にかませるというようなプログラムを入れてしまうと、予期せぬ不具合が生じてしまうおそれもあることから、現時点で文京区のほうでいきなり大きい「や」を小さい「や」に変えとか、大きい「よ」を小さい「よ」に変えるという対応は機械的にはいたしません、こちらについては、届出の中で対応していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、人的な対応のところでございますけれども、こちらについては、ある程度の届出数の増というのは見込まれておりますので、もちろん委託業務でできるところについては、今回お願いをするものでございますが、当然、常勤の職員、会計年度任用職員についても、臨時的に増員をして対応するという形で、窓口で混乱がないよう努めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、補助金についてでございますけれども、令和7年度の当初予算の要求の段階というか、つくっている段階については、国のほうからも仮の振り仮名の通知書の印刷ないしは郵送に係る費用というところについては、補助金の額、算定が示されていまして、こちらについては、当初予算のほうに計上をしております。

ただし、その後の事務の補助、先ほど申し上げた人件費の部分、委託の部分と、あと戸籍情報システムの改修の部分につきましては、当初予算編成段階では示されておりましたが、今後、国の補正予算の対応で、その事務補助の部分であるとかシステムの改修の部分も補正予算化されておりますので、今後、そちらについては、適切に補助金の申請をしていきたいというふうに考えてございます。

最終的に、昨年度の特別区長会でも要望しているとおり、法定受託事務ということもござ

いますので、費用を全額国庫負担とすることという要望も出しています。こちらについては、まだ国のほうの令和7年度の予算編成の中でどうなるかというのが示されてございませんので、そこについては、引き続き自治体として声を上げていきたいというように考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。一番最初の勘音のところについては、10万人中1万人ぐらいというふうに試算しているのは、多摩市なんだそうですね。だから、文京の場合、推定値ということで、今、御答弁がありましたけれども、ではそれで地下2階の窓口で足りるのかということについては、やっぱりちゃんと実態を把握していただいて、必要な体制は取る必要があるのではないかというふうに思いましたけれども、そのことは指摘しておきたいと思います。

○高山委員長 以上で、報告事項10の質疑を終了いたします。

それでは、アカデミー推進部より1件。

報告事項11「水戸市・文京区連携交流都市協定の締結について」の御説明をお願いいたします。

堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 報告事項11、水戸市・文京区連携交流都市協定の締結について、御報告いたします。

1、概要です。

小石川後樂園やシビックセンターがかつての水戸徳川家の江戸上屋敷跡地であり、現在にも受け継がれているなど、水戸市と本区は歴史的に深いつながりがあります。この御縁をきっかけとして、各種施策や事業について協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として、連携交流都市協定を水戸市と締結します。

2、協定書は、別紙のとおりとなります。

水戸市からの要望もあり、当協定書には、両自治体の議会代表者にも署名をいただきます。

3、協定締結式は、5月22日木曜日、水戸市内での締結を予定しております。参加者は、記載のとおりとなります。

4、水戸市の概要を参考として記載してございます。

御報告は以上となります。

○高山委員長 ありがとうございました。

それでは、御質疑をお願いいたします。

では、上田委員。

○上田委員 すみません、この水戸市との交流に関する資料一式、拝見をいたしました。確かに文京区、熊本市とか金沢市とか水戸市など、文京区内にはたくさんのお大名屋敷とか武家屋敷があったというふうに思いますけれども、特に大きいところだと思いますので、水戸市との交流というのは、考えてみれば納得というふうにも思います。

教育委員会の史跡としても、藤田東湖護母致命の処とか、朱舜水終焉之地とか、後樂園はもちろんですけど、徳川慶喜終焉の地とかあるというふうに思います。私も大河ドラマを見ていて、ちょっと「青天を衝け」を見ていたときに、ちょうど藤田東湖が地震で建物の下敷きになるところを見て、あ、ここ文京区と思ったわけですね。そういったふうに、これまで確かにそういう水戸市とのつながりというのはあったと思いますし、そういった部分は、非常に理解できます。

ただ、この協定に関していえば、11月のスカイラウンジバーに出展されたというところから、12月に協定に関する会議をされた、国内交流連絡調整会議をされたというので、その会議録も防災面のメリットがありますとしか書かれてないとかというような感じで、それで1月22日には既に庁議にかかっているというところで、かなり最速で進んでいるかなというふうに思います。もちろん水戸市にまつわるような史跡がたくさんある、協定書にあるようにというのは自明のことであると思いますので、その部分はすっ飛ばして協定にこういうような形に、すんなりいったというふうに考えてよろしかったでしょうか。

また、2月13日に視察にいらっしゃっていますけれども、水戸市少年自然の家とか、水戸市森林公園への視察を行っていらっしゃいますので、こちらのほうは、例えば子ども津和野キャンプみたいに、子ども水戸キャンプへの発展ですとか、それから森林環境譲与税に関する意見交換とか、そういったことをこれからも行っていかれるような、そういった御予定があるのかどうか、伺いたいと思います。

○高山委員長 堀越課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 水戸市との交流についてですが、コロナ前、平成30年に区で実施をいたしました殿様サミットにおきましても、水戸徳川家の方ですとか、あとは水戸市の職員さんが参加をされて、広く観光のPR等をされております。一時コロナを挟みましたが、その後に令和6年からまた復活をして、今回の協定の締結の運びとなっているところでございます。

また、本年２月に実施をいたしました水戸市の視察でございますけれども、森林環境譲与税を活用しました森林環境教育、こういったものを念頭に今回視察をしてございます。まだ実施が可能かどうかは、今後の協議の中で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、距離的にも公共交通機関等で片道２時間ぐらいの距離ですし、日帰りも十分可能な場所かというふうに考えてございますので、そういったところも含めて、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 子ども水戸キャンプとかも検討しているんですかという質問もあったので、そこらもお答えいただきたいなというふうに思います。お願いします。

○高山委員長 堀越課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、子ども交流キャンプのようなものも念頭に、今後、水戸市と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 あと、11月の私のアカデミー推進計画の質問のところ、途中までしか言わせてもらえなかったもので、改めて申し上げたいと思っておりますけれども、大河ドラマを誘致しようという、観光に役立てたいという、そういった自治体はすごく多いですね。例えば「青天を衝け」は、先ほど申し上げたように、文京区が舞台になっている部分もあったわけですね。そういったところで、水戸市との協定をきっかけでもいいんですけれども、もっと発信していくことが必要であるというふうに思いますので、そちらのほうはぜひ御検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○高山委員長 続いて、金子副委員長。

○金子副委員長 今回、15都市目ですか、どこまで増えるのかなという気もいたしますが、水戸市、茨城県の自治体とは、石岡市に次いで２自治体目なわけですね。それで、茨城県は、この15都市の中では比較的近い、ここからね。それで、茨城県全体というのは、農業県なんですよね。全国でも農業産出額全国３位ということで、特に芋類は全国２位、野菜については北海道に次いで２位ということで、農業体験ということになるわけです。

それで、やっぱりこういう点での連携というのは、協定書の中にも産業、教育というのがありますので、例えば文京区の給食に、今、和食の日ってやっていますけれども、有機野菜の日とか地産地消の日とか、そういうようなことで活用していくようなルートとして発展さ

せていただけたらいいんじゃないかというふうに思うんですね。

この間、金沢の市議会さんと交流したときに加賀野菜とか、それからこの間区長が湯島の菊祭りで湯島大根ですか、そういうお話もありましたけれども、やっぱり野菜は近いところで納入してもらおうというのがやっぱり一番いいわけで、それぞれ今出たのも、熊本とか金沢もいいんだけど、そういう近くで輸送コストもかからないというところでのそういう交流というのは、非常に魅力がある中身になるんじゃないかなと思うんだけど、この協定に書いてある教育、産業というところで、そういうような方向を私たちは考えてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、こういう提案をしたら、担当の課長さんはどういうふうに考えますか。

○高山委員長 堀越課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 区で実施しております都市交流フェスタですとか、区内の祭り等へ、各交流自治体が食の魅力をPRされているという、そういった機会もございますので、まずは区民の皆様がそういった機会を捉えて、それぞれの各交流自治体の食の魅力とかに触れていただいて、その中で購入とかそういうことも御自身で考えていただければというふうに思っています。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そのフェスタ、ぶんぱくとかで協定都市の方が出しているのは、私も拝見しております。今日言った給食という観点だと、所管の課長さんがいないから展開しませんけれども、やっぱり地産地消みたいなことというのは、こういう自治体間の交流の中で発展させられるやっぱり余地があるというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。農業振興という点では、日本人の食べる食料は日本の大地からということで、自治体ができる取組って、大都市でもいろいろあると思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項11の質疑を終了いたします。

それでは、施設管理部より2件。

初めに、報告事項12「シビックセンター25階旧レストランスペース活用案について」の説明をお願いいたします。

阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 では、資料第14号に基づきまして、シビックセンター25階旧レストランスペース活用案について、御報告いたします。

1の概要でございますが、シビックセンター25階旧レストランスペースについて、5階区民会議室の移転に伴い、飲食を可能とするとともに、展望ラウンジの観光拠点化に寄与する事業等、多目的に使用できる施設として活用する案を、昨年9月の本委員会に御報告後、10月に区民アンケート等を実施いたしました。その結果を受けまして、検討した旧レストランスペース活用案について、今回御報告するものでございます。

2の区民アンケートの実施概要でございますけれども、376件の回答をいただきました。

3の区立小・中学校児童・生徒向けアンケートの実施概要ですが、こちらも777件の回答をいただきました。

2から4の区の考え方までの詳細につきましては、3ページから14ページに掲載してございます。

5の活用案でございますけれども、区民会議室は、25階南側への移転に伴い、飲食を可能とすること及び電気設備及び通信環境の向上等により、機能を拡充することを基本として、イベント、自主学習スペース、交流スペース等、多世代の方々が多目的に利用できて、区民に親しまれる空間にいたします。

次のページを御覧ください。

6は、整備図面案として、こちらに掲載をしております。

7の今後のスケジュールでございますが、実施設計、整備工事を令和8年10月まで行った後、議会フロア改修工事に伴い、10年4月まで仮使用後、同年12月から供用開始をいたします。

資料第14号の御報告は以上でございます。

○高山委員長 次に、報告事項13「文京シビックセンター改修基本計画に基づく令和7年度実施予定工事等について」の御説明をお願いいたします。

五木田保全技術課長。

○五木田保全技術課長 資料第15号になります。シビックセンター改修基本計画に基づく来年度の予定工事になります。

1番、実施予定の工事についてですが、(1)シビックセンターの低層、高層棟の昇降機設備の改修を行ってまいります。こちらについては、今年6月から令和10年まで行いまして、低層棟4台、高層棟4台を行います。それぞれ1台ずつを1セットにしまして、4回に分け

て工事を行っていく予定になります。

(2)シビックセンターのシステム天井の照明の改修工事になります。こちらは、省エネ化、LED化工事を行っていきます。今年の6月から工事を始めまして、工事内容としましては、4階から26階のシステム天井部分の照明の改修を行ってまいります。

3番目、シビックセンター25階の旧レストラン等の改修工事になります。こちらは、今年の12月から工事を行っております。工事内容としましては、今、施設管理課から御報告がありました改修工事の内容となっております。

(4)シビックセンターその他の改修工事になります。こちらについては、アカデミー文京の内装改修工事を行っていきます。こちらは、地下1階のレクリエーション室等の改修等を行ってまいります。

2点目、中央監視システム用UPSの更新工事を行っていきます。こちら5月から着工していく予定で考えてございます。

なお、以下の3点については、今年度行っていますし、来年度も継続行います。

1つ目としましては、25階・26階の改修工事になります。こちらについては、先週、議案として提案させていただいた工事というような形になります。今月から工事に着手してまいります。

2点目、シビックセンターのゴンドラ更新工事、2期工事ですけれども、こちら6年3月から行って、継続して行ってまいります。

3点目、泡消火設備一斉開放弁の改修工事、こちらは地下の駐車場の泡消火を改修してまいります。これは引き続き来年度も行っていきます。

2、来年度の実施予定の設計になります。こちらについては、議会フロアの改修工事の基本及び実施設計を行ってまいります。

2、アカデミー文京内装改修工事の実施設計ですね、先ほど御報告した改修工事の前段となる実施設計を行ってまいります。

最後に3、シビックセンター改修基本計画についてですが、現在、行っている改修基本計画に基づいて工事を進めてまいりましたが、コロナ禍や半導体不足等による工事への影響や、工事費等の高騰があったことから、来年度7年度内に計画期間及び工事費の見直しを行っていく予定になってございます。

御報告のほうは以上となります。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに、報告事項12の御質疑をお願いいたします。

質疑ある方、挙手願います。

では、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

今回のこの25階の活用についての区民のアンケートということなんですけれども、このアンケートのときに、整備図面案という、これをお示ししていると思うんですけれども、竹早公園と小石川図書館の一体整備のときもちょっと私、感じたんですけれど、あれって、えっ、こうになってしまうのっていうのがお示しされてしまっている。こういう言い方したら申し訳ないんですけれども、これなぜ今、こういうふうにここ言っているかという、やはりこのアンケートでも声がすごく多く上がっているのが、何でここに区民会議室なのという言葉が非常に多く、これ見られるんですね。もちろん、区は、この会議室を多目的に使えるようにというふうに、多世代の方々がというふうに、ここでは書いてはあるんですが、この図面を見ると、やはりそういうふうに御心配する声もある。

またあと、5階の会議室が職員の執務室になるということから、会議室もどこかにつくらなくちゃいけないという、そういう課題解決の要素もここにも入ってしまっているという、何か、ここで区民の声を聞きながら、執務室の解消も努めるように、同時に解決していくというのをどうしてここでやってしまうのかなというようにちょっと感じたんですね。

例えば、区民会議室というふうにここではありますが、じゃない、じゃない、そうそう、だから、ごめんなさいね、この図面案というところを、取りあえず区民会議室という言い方はやめたほうがいいんじゃないのかなというふうにちょっと感じたのと。

それからあと、子どもへの意見というところですよ、屋内アスレチックが欲しいとか、一方で、静かな場所にしてほしいとか、もういろんな意見が出てきてしまっている。大人のほうもそうですけれど、飲食ができるところが欲しい、図書館、ブックカフェが欲しいとか店舗が欲しいとか、もう本当にいろんな意見が出てきちゃっている中で、これをどういうような方向性でやっていくんだろうかと、ここまで意見を拾ってはいるけれども、どうやっていくのかなというのがちょっと気になりました、心配になりましたというか、はい。その辺をどのように考えているか、それだけちょっとお聞かせください。

○高山委員長 施設管理課長。

○阿部施設管理課長 今回、25階につきましては、そもそものところでは、このシビックセンターの施設の有効活用というところもございます。あと、25階レストランススペースのところ

は、もともと飲食店用途というところもございました。別な施設で使用するには、用途変更という手続が必要になってくる。そうなりますと、建築基準法上の現行の規定等に適合させるような工事を様々行わなければいけない、そういう制約もございました。

そういったところの条件の中で、あと執務スペースの確保というところも、一方では課題もありましたので、区民会議室、5階については、かなり利用率も高くてニーズも高い、そういった状況も踏まえまして、5階の区民会議室を機能移転するという形で、あと飲食も現状ではできないというところも、御利用者の御要望も踏まえた、飲食も可能にできる会議室というところを基本としつつも、そのみでの御利用ではなくて、いろんな、例えばイベントですとか、様々な、今回アンケートでも回答が多かった自主学習スペースとか交流スペース、そういったものにも活用できるような場にしていきたいということで、今回この活用案を示したものでございます。

アンケート時には、図面プラス、それだけですとなかなかイメージが湧きにくいということで、パース図のようなイメージ図をイラスト化したようなものも併せて公表する形で、このような使い方もできますという、一つの案をお示して、その中でどういう使い方がいいかということで御意見を賜りました。

結果としては、様々な御意見をいただいた状況ではございますけれども、そういった区民会議室を基本とするという条件の中で、どこまでそういった用途に活用できるかというところは、いろんな制約も、安全面とかそういった部分も配慮しながら、安全に使っていただくというところも前提になりますので、そういったところを、今後、関係所管課と共に、具体的な活用案については検討してまいりたいというふうに考えております。

○高山委員長 山田ひろこ委員。

○山田委員 今の御答弁だと、本当に多目的に使われて、多世代のって、そういった御答弁だったと思うけれども、区民会議室というふうに言っちゃったら、それが分からないですよねというところにちょっと私は疑問というか、懸念をしたというか、そういうことです。そういう使い方がもちろん望まれると思いますので、ちょっとこの言葉の使い方というのは、少し気をつけられたほうがいいのかなと、名称ですかね、は感じました。はい。オーケーです。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 1つですけど、ここで意見を募集して、子どもの遊び場ということではなくさんあったわけですね。ああいう高いところに遊び場がいいのかどうかって、僕はいろいろあるんだろうなというふうに思うんですが、ここでできないとしたら、どこかでやっぱり

充足できないのかと、そういう声をね。

それで、屋内の遊び場というのは、湯島総合センターで今後改築したときとか、それから大塚地活の跡の計画が今動き始めていますけれども、それだと大分先になるのですね。こういうニーズというのを区が聞いたときに、これは施設管理部で聞いていただいたんだけれども、これやっぱり区として聞いているわけですから、だからこういうのをどう受け止めて、どうニーズを充足させていくのかという点では、企画の皆さんとかね、僕らは、今日の請願のときに意見の反映とか反映できないとか、議論ありましたけれども、どういうふうに捉えていけばいいのか。僕らは、可能な限り充足させる方向で、施設管理部の仕事だけじゃないと思うんですけど、どういうふうにしていこうというふうに今、思っていますか。これたくさん意見が来ているので、聞いておきたいと思います。

○高山委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 子どもの遊びにつきましては、今、副委員長からも御指摘がございましたが、この間も様々なところでお声をいただいているのは、我々としても認識してございます。

今回のアンケートについても、共有はさせていただいていますので、状況のほうは把握しております。

そういった中で、今、お示しいただいたように、湯島総合センターの検討の中に織り込んでいるとか、様々な方法で、いただいた課題については認識をして、各部署が解決に向けた動きはしているところにはなりますけれども、なかなか解決が簡単にできる問題でもないというのはございますので、引き続き各所管共に確認をしながら、できる範囲で進めていきたいというふうに考えてございます。

（「お願いします」と言う人あり）

○高山委員長 では、ほかの人、いんいですね。はい。

では以上で、報告事項12の質疑を終了します。

続いて、報告事項13の御質疑をお願いいたします。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 工事予定ということですが、これ金額でいうと、1のところですね、全体を合計すると、予算書に出ているのかな、全部でやっぱり60億円ちょっと切るぐらいになるというふうに思うんですね。それで、これはシビックセンター改修計画が174億円でありますよといったときから、どれぐらい値上がりしているということになるんですか。この3のところで、半導体不足等による、これも増影響ということになると思うんですね。で、

工事費等の高騰、これは増傾向そのものだというふうに表現されて書いてあるわけですがけれども、2の設計の部分が含まれると、60億にほぼ達するという金額になるんだけれども、174億との関係では、どれぐらいアップしているということになるんですか。それ説明できますか。

○高山委員長 五木田課長。

○五木田保全技術課長 当初、平成29年に策定した段階での170億、税込200億円程度になっています。今回トータルを、今年度の御報告したものがトータル60億円になるというお話ですがけれども、これ単年度じゃなくて、債務負担行為で、2か年、3か年にわたっている、エレベーターなんかは3か年にわたっているような工事になります。ですから、一概に、これを足したから60億円、それで全体として幾らになるかということについては、比べるものが違いますので、一概にはお答えすることができませんけれども、全体的な工事費の値上がりというのは、平成29年から比べれば、機械設備等、衛生設備等の金額が1割、2割というような形で高騰してございます。

また、労務費単価も昨年度から1割、2割、同様に上がっていますので、そのような形で今後値上げ等を考慮しながら、新たな計画の中で総合的な金額については示していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それ説明できないというのは、おかしいですよ。174億で、この部分が当時やりますよといった部分に入っているわけだから、その部分を抜き出してどれぐらいというのは説明されるべきだと思うんですね。

では、もう一点聞きます。実施予定工事の1の(1)の工事予定期間が、令和10年4月となっているんですね。区民に説明した大規模改修の期間というのは、令和9年度で終わるはずなんですよ、でしょう。だから、ここに書いてある、報告されているのは、もう期間を超えている期間がここに今日は入っているわけですよ。これは3のところで、これから見直しして説明していきますというんだけれども、もう2017年に示した期間を超える説明が今日されたということなんですよ。これは今までの説明と違うじゃないですか。どうですか。

○高山委員長 五木田課長。

○五木田保全技術課長 今、副委員長がおっしゃるとおり、10年の4月までということで、10年にかかっています。基本計画は令和9年度になっています。今回、エレベーターも非常用、計画をする上では、今、大分劣化等が激しくなっている状態で、なるべく早期に着手する必

要があるということで検討してきたところです。

そういう中で、エレベーター工事は、区民の方、それこそ職員の方も大分気にされているところもありますので、早期に着工したほうがいいということで、今回計画しました。それで、やり方の問題で、いろいろ調整したんですけれども、やはり先ほどの機械設備は、金額も上がっていますし、納期というのも上がってきています。そういう意味では、これだけ期間が長くなるのは、工事自体は再来年度以降になってくるんですけれども、製作期間というのがやはりかかってきてしまいます。

そういう中で、今回算出したところによると、10年の4月になってしまうというような形で御報告させていただきました。これについては、先ほど改修基本計画の見直しのところの3番のところに書いてありますけれども、計画期間の見直しも行っていくというふうに御報告させていただきますので、その中の一つというような形で考えているところでございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今、いろいろ説明されたけれども、期間、もうオーバーしているということはお認めになったわけですね。だから、金額の点でも、その期間の点でも、これから見直しをやって、報告しますと言っているけれども、いずれについても、今まで説明したことと違うことが起きているというわけで、そういうことについては、議会や区民にきちっと説明をするということが非常に欠けているということを指摘せざるを得ないので、こういう計画については、説明がされない限り、認められないということをおきたいというふうに思います。

○高山委員長 以上で、報告事項13の質疑を終了いたします。

○高山委員長 皆様、ありがとうございます。一般質問に入れるようでございます。

一般質問、8件ございますが、1人1問ずつ、ぐるぐる回していきたいと思います。

まずは、海津委員より、どうぞ。1問ずつ。

○海津委員 ありがとうございます。

まず、1問目としましては、情報公開についてお伺いしたいと思います。

情報公開、様々文京区のほう、情報公開の質を高めていただくこと、またそれまでの審議過程をきちっと記録していただくことをお願いしてまいりました。そうした中、先般11月に同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望に文京区も加わったということで、これは非常によかったと思っております。

こうしたことに対しての決定過程を情報公開いたしましたところ、文京区からは、杉並区から来たメール1本だということだったんですね。あとは、口頭で返事していますということだったんですが、杉並区のほうに情報公開をかけましたら、文京区のほうには5本に及ぶ、少なくとも5本のメールが送られてきて、ちゃんと、口頭ではなくて、メールで返されているんですね。そうしたことにに関して、秘書課から回答しているんですが、その辺のきちっとした情報公開の在り方というのが情報共有されているのか。

それから、28日、杉並区のほうからは19日に来て、文京区のほうからは28日に秘書担当の方から杉並のほうに返信されているんですが、この間約1週間以上あるんですが、そうした、なぜここに参加するようになったかの情報公開は出てこないということがありますので、情報公開の在り方について、再度お伺いしたいと思います。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの要望書に関しましては、杉並区のほうから同性パートナーに際しまして、各種社会保障制度の改正など国に検討を求め、パートナーを含めた当事者がよりその関係を適切に反映した一律の表記の設定や、事務処理要領の記載を対応といった、そういった一律の対応を求める内容でございました。

こちらにつきましては、制度として、区として、趣旨そのものには賛同できるということで、中で内容精査した上で、他区の状況も参考にさせていただいて、内部で検討して、回答をしたという形になっております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 口頭で返答したということで、文京区の返信メールは、私のところに来てないんですね。情報公開されなかった。それから、杉並区からほかにも4本のメールが届いているはずなのに、それも情報公開されてないということが一番の問題だと言っているんです。今、おっしゃったことは分かります。でも、その過程に関しても分からない……。

○高山委員長 では、その情報公開について答弁してくださいよ。

武藤総務課長。

○武藤総務課長 情報公開につきましては、委員会、または電子申請でいただいた内容を踏まえまして、適切な所管のほうで対応させていただくということで、今も行っているところですが、今、御指摘の点、内容について、ダイバーのほうの担当で今、お答えさせていただいたところですが、こちらの情報公開といたしましては、この条例に基づき、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 きちっと情報公開の意味がまだ皆さんに浸透してないのではないかなと思いますので、そこをしっかりと浸透していただくことと、今、おっしゃったような趣旨に賛同したというところで、誰がどのように趣旨に賛同したかという政策決定過程はきちっと記録をしていただきたいことをお願いいたします。

○高山委員長 では続いて、石沢委員。

○石沢委員 私からは、初日の委員会でちょっと議題となっていた、行政委員会の委員の報酬引上げの質疑の中で、この委員の報酬引上げについて、慣例となっていて、その始まりが昭和51年の総務委員会での区長の発言によるものであったということが質疑の中で紹介していただいたんですけども、こうした区長の発言によるものが根拠となっている慣例、こうしたものが何かほかにあるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

それで、こうした報酬が、慣例かつその51年の委員会での区長発言で、それ以降こういうふうに報酬引上げされているというのは、法律やその条例に基づいて、事務というのは普通執行されるのかなというふうに思うんですけども、そういう観点から見ると、法的に問題があるのか、ないのか。この辺についてはいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 慣例と言ったんですけど、慣例というのは、一般的には成文法、それから条文にはなっていない不文法、それを補足するものとして、社会通念上、一般的に運用されていると。成文法を補完をするような形で、慣例がうまく回ることで、社会がこれだけうまく回ると、そういうふうにちょっと考えております。

（「ほかにあるかどうか」と言う人あり）

○高山委員長 ほかにあるかどうかって聞いていたんですけど、分からなければ分からないで、分からないって言わなきゃ。

○進財政課長 例えばほか、私の知っている事例だと、例えばですけど、いい事例かどうか分からないですけど、例えば路上で客引き行為とかああいうのが実はあるんですけど、ああいうのって一般的には違法として取り締まられますが、例えばお店の前で、いらっしゃいませとかというお声がけをしても、それは取り締まれないと。あれはいわゆる慣例法に従って、昔から認められたものだとして認識しております。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 ただ、今回のやつは、そういう区長の委員会での発言が基になって、それが51年

以来継続されてきているというものなんですけれども、報酬を支払うというものですよね、区民からの税金を集めて、それを行政委員会の皆さんに報酬としてお渡ししているものの中身が、こういった法律や条例に基づいて、本来であれば事務執行されるべきものであるはずが、こういった形で区長がその当時に言った言葉がそのままこれまで引き継がれているというのは、やっぱり何かちょっと違和感を覚えますので、この点については、指摘をしておきたいなというふうに思います。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

私からは、テニスコートの利用者全員の本人確認について、8月1日から全員を確認することになりました。こちらのほうは、恐らく竹早公園のテニスコート条例の中のスポーツの普及振興を図り、もって区民の健全な心身の育成に寄与することを目的とするという部分から、区民である自治基本条例の定義である在住・在学・在勤の区民を確認するというようなことが行われているのだろうというふうに想像します。それ以外のところからは、ちょっと条文からは、区民以外が使えないというふうに読み取れるような部分が私にはちょっと分からなかったもので、そうかなというふうに想像しています。

区民の方が、いつも区外のテニス友達、テニスというのは1人でできませんから、とテニスをしていたのに、相手がいないので、テニスができずに、フレイルが進むというようなことがもしあるとすれば、区民の健全な心身の育成に寄与していないというふうにも受け取られるかと思いますので、そういったことも含めて、浅田議員のほうから、今回、一般質問をさせていただいておりましたが、答弁としては、利用者のニーズ把握に努めるとともに利用状況の推移を注視していくというような答弁になっていますけれども、これまで運用で、代表者の本人確認をしてきたという、そういう機能的なやり方でやってきた、実際面でね、やってきたのを、条文に基づいて、この目的に基づいて、厳格化するという話になっているのに、またその機能的に利用状況を見てとかというような話になっていて、これはもうちょっとこういう問題じゃないかなというふうに思っています。

令和6年には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部が改正されておりまして、多拠点居住しやすい環境づくりに国が動いていて、実際に文京区民でも2拠点生活をされている方ってたくさんいらっしゃいますよね、また、区民じゃないというふうに言われますけれども、生まれ育ちもこれまでずっと何十年と老年期まで納税してきた方が、高齢期の住み替えで転出されたりとか、結婚等で転出された方とか、御家族が実家が文京区にあ

ってとか、単身赴任中の方で、御家族が文京区にいらっしゃる方とかという方も、家族とテニスができないとか、お友達とテニスができないとか、そういうことが起こるわけですね。

また、最近、関係人口という言葉もありますよね。定住人口だけではなく、関係人口という言葉もあって、先ほどの補正予算でも、ふるさと納税でかなり区外の方からふるさと納税されているという状況もあって、納税者は区民に限らないということですよ。区民の方だけに本当に事業を行っていくということが正しいかどうかということがあるかと思います。

加えて文京区は、交通至便の都心区で、面積が11平方キロメートルと小さいことから、区民生活が区内だけに完結しないということはもう織り込み済みですよ。そういったことを考慮して——ことは、区の政策の範囲、区民の範囲——まあ、区民の範囲はいいです。自治基本条例が定められているので。政策の及ぶ範囲を考えるべきだというふうに思います。

自治体による公共サービスの対象者と住民という東京大学の太田匡彦教授によれば、法解釈の問題として見た場合、自治体における公共サービスは、自治法10条1項に求める住民に対してのみ行われているとは言えない。

他方、自治体はその公共サービスを提供する際に、対象者が当該自治体の住民であるか否かにより、その内容を差異化できるかの問題は常に生じており、この問題は、2拠点居住と言われる現象との関係で無視できない意味を持つ。

基本的に、当該差異化の合理性の有無に依存すると考える。この合理性が認められる限りで、非住民に対する差別的取扱いとはならないと考えられるからである。非住民に対する差別的取扱いが禁止されることは、行政活動全般に適用される平等原則、憲法14条により当然に基礎づけられるというふうにおっしゃっていて、つまり差異化の合理性を論証してもらう必要があり、差異化の合理性を論証できない場合は、差異化できないと解釈できるので、区民以外を排除するかどうか、それが合理的かどうかということを説明していただきたいというふうに思います。

また、条例の施行規則で、社会教育団体が使えますというふうに言っているんですけども、社会教育団体というのは、そもそも代表者のみが文京区民で、とりあえず文京区民が代表者であればいいとかというような内容になっていて、文京区外の人でもその社会教育団体の会員になることはもちろんできますよね。

こういった状況の中で、みんなで考えるミーティングの45ページのこの資料をお作りになったのはどういうことかということなんですよ。

この小石川図書館と竹早公園の一体整備のミーティング資料の作成に関する根拠資料を情

報公開請求したところ、不存在というふうに言われたんですけども、テニスコートの運用について、テニスコートに制限がある区というのをわざわざ書かれているんです。これどういうことなのかな。条例がこういうふうに定められていたとして、これがどういう運用になっているのかとか、いつ定められたものなのかとか、そういった部分が全然分からない状況で、こういった区民をミスリードするような、こういった資料を作るということは、非常に問題ではないかというふうに思います。

また、広域利用ができる自治体、特別区もあるので、むしろそういった部分についても今後検討する必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○高山委員長 スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、テニスの利用者全員の本人確認をやったという経緯について、ちょっとお話しさせていただきますと、これまで、そもそも文京区のテニスコート、個人登録、団体登録という制度がありますけれども、このテニスコートの利用に限って言うと、団体利用、個人利用ともに区民のみというような形になっております。要するに、団体登録する場合も、区内在住・在勤・在学の、要するに区外の人は利用できない登録の仕方というような形になっています。これについては、8月からの本人確認、やる前、もうずっと同じ運用で実施していたところなんですけれども、これまでいろいろ利用者の御意見をいただく中で、区外利用者の方がプレーしているとか、営利目的でやっているというような、そういう一定御意見があったところから、今回こういう利用者全員の本人確認というのを実施したというような経緯になっております。

また、それぞれの自治体で、委員御指摘ありましたけれども、区によって、区民のみというところと、区外の方も利用しているという自治体も実際あります。そういう中で、文京区は区民のみというような運用でやらせていただいているところです。こちらについては、様々な区の運用の形態がありますので、これについては、今の利用状況を十分に注視しながら、利用状況を推移して、今後考えていくべきものだと考えております。

○高山委員長 社会教育団体が何だかんだという質問は。

○矢部スポーツ振興課長 社会教育関係団体のところも、要するにそういう登録するの自体は、要するに一定のルールがあります。文京区社会教育関係団体だと、10人以上のうち半数以上が区民、代表者が区内在住・在勤・在学というような一定の幾つかの基準がありますけれども、竹早テニスコートに限って言うと、そこの登録できるのがそもそも区民のみというようなところになっている状況です。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。それがおかしかったということですね。先ほど申し上げたように、差異化の合理性を説明できないのであれば、区民以外を排除することはできないはずだというふうに思いますので、こちらについて、再度お考え直しいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高山委員長 では続いて、海津委員。

○海津委員 もう時間ないので、では要望だけしておきます。要望と、その代わり2つさせていただきます。

○高山委員長 ああ、いいですよ。

○海津委員 1個は、防災課があまりにも狭く、あそこにもう人が詰まり過ぎてしまっていて、本来いつ来るか分からない状況の中で、本当にあそこでいいのだろうかということを真剣に考えていただきたい。シビックの改修計画の中で、ぜひ。

それから、この間、災害対策の勉強会があったときに、15階に防災本部になるところがあるんですけどと言ったら——シビックって言いませんよ——言ったら、「えっ」って非常に驚かれて、足腰を鍛えないといけませんねという返答が来たぐらいなので、やはり機能としてどうなのかと思いますので、そこは再度真剣に考えていただきたいことが1点。

それからもう一点は、白山の四丁目のところの国家公務員の宿舎跡地のところの行政需要として、あそこに安全な歩道の確保ということは絶対必須だと思っています。あと、隅切りをきちっと十分に切っていくということも必要だと思っていますので、事業者のほうに、これから選定していく中で、公開空地として歩道を十分に、車椅子でも双方向、擦れ違えるような歩道を敷地の中に盛り込むとか、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

では、大トリ、金子副委員長にもお願いします。

○金子副委員長 1つは、昨年9月5日付で開始された、区立千石西保育園の給食調理の業者選定が、いろいろ経緯があって、1月16日の日に終了したと。選定業者は、なしと。その理由なんですけれども、情報公開請求したところ、書類に不備があるということだったんですね。この理由は、私はおかしいと思うんですよ。なぜかという、選考は一次審査、二次審査とあって、一次審査が書類選考、二次審査が実食と調理の実習というか、やってみると

ということですよね。だから、一次審査を通っているものが、なぜ書類不備で、このプロポーザルは終了するのか。これは説明していただきたい。このような終わり方というか、終わりの説明の仕方というのは、おかしいと、明らかにね。ということが1つ。

それから、財調の今度の協議で、56%か、56よね。で、40何とか、ありましたよね。今まで44.9だったほう、その部分について、これは2023年の2月にうちのこうだ議員が質問したときに、この部分については、都が処理する事務のうち、その範囲が明確になってないので、以前より課題となっておりますという答弁で、つまり大都市事務といって、東京都がやるね、この部分というのは、本来、区の財源でやっているんだけど、都が事務はやってますよと言っている分です。どこからどこまでが大都市事務なのかという範囲が明確になってないという、区長答弁で、よくそういうふうに説明されるんだけど、今度のその配分割合の変更のところでは、そこのところというのは、一定明確にされたんでしょうかというのが質問です。

○高山委員長 坂田課長。

○坂田契約管財課長 千石西保育園の給食委託のプロポーザルの件についてですけれども、こちらにつきましては、所管のほうから聞いているところでは、提案書の中に、食中毒を起こしたというような事例について記載がなかったと。書類審査に当たって、そういった事実を把握しないまま、適切な採点がされなかったということで、書類不備としての扱いをしたというふうに聞いております。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 今回の配分割合の変更につきましては、一応理由としては3つありまして、東京都の持続的発展の実現、首都直下地震等に対する備えの充実、それから児童相談所の運営に関する都区の連携・協力といった、この3つの観点から変更となっております。

今、おっしゃっていただいた、その大都市の部分の整理の部分については、ちょっと協議の中での議事録とかには載っていませんで、ただ一方で、もう一つ特別交付金の割合が5%から6%に引き上がった分、そこの部分につきましては、今後、そのルールづくりについて、都と協議をしていくこととなっております。

○高山委員長 ありがとうございます。

では、5時になりましたので、ちょっと一言、副委員長も言いたいというので、ちょっと2分だけ、その他もありますので、延長させていただきます。

では、1分だけ、金子副委員長。

○金子副委員長 給食調理のプロポーザルについては、ということは一次審査のところで見落としていたということですね。もくしは、業者さんがそれを書かなかった。そのことの理由がはっきりさせられなければいけないわけで、書類の不備というのは、プロポーザルの終わり方としては、私はそれこそ、そのことが不備だというふうに指摘をしておきたいというふうに思います。

○高山委員長 ということで、一般質問が終わりました。

○高山委員長 その他の取扱いについてです。

まず初めに、本会議での委員会報告についてですが、文案の作成について、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○高山委員長 委員会記録についてです。本日の委員会記録について、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○高山委員長 続いて、令和7年5月の閉会期間中における継続調査についてです。

こちらは、議長に申し入れることといたします。

○高山委員長 以上で、総務区民委員会を閉会いたします。熱心な審査、誠にありがとうございました。

午後 5時02分 閉会